

令和5年 第1回定例会

大和村議会議録

第1回定例会 令和5年3月3日(金)開会
令和5年3月15日(水)閉会

大和村議会

令和5年第1回大和村議会定例会会期日程

3月3日(金) 開会～3月15日(水) 閉会 会期13日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	3月3日	金	本会議	<p>開 会</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 諸般の報告</p> <p>4 行政報告</p> <p>5 議案第 1号 令和4年度大和村一般会計補正予算(第5号)について</p> <p>6 議案第 2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について</p> <p>7 議案第 3号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第3号)について</p> <p>8 議案第 4号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算(第3号)について</p> <p>9 議案第 5号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について</p> <p>10 議案第 6号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算(第4号)について</p> <p>11 議案第 7号 令和5年度大和村一般会計予算について</p> <p>12 議案第 8号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算について</p> <p>13 議案第 9号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算について</p> <p>14 議案第10号 令和5年度大和村大和診療所特</p>

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	3月3日	金	本会議	別会計予算について
				15 議案第11号 令和5年度大和村介護保険特別会計予算について
				16 議案第12号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算について
				17 議案第13号 令和5年度大和村大和の園特別会計予算について
				18 議案第14号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について (施政方針及び提案理由説明) (大綱質疑)
				19 令和5年度予算審査特別委員会の設置について
				20 議案第15号 大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
				21 議案第16号 大和村個人情報保護法施行条例の制定について
				22 議案第17号 大和村個人情報保護審査会条例の制定について
				23 議案第18号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				25 議案第20号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
				26 議案第21号 大島地区衛生組合格約の変更について
27 議案第22号 大和村農業園芸共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について				
28 大和村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に				

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	3月3日	金	本会議	ついて
第2日	3月4日	土	休 会	
第3日	3月5日	日	休 会	
第4日	3月6日	月	休 会	
第5日	3月7日	火	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
第6日	3月8日	水	本会議	1 一般質問（5名） （午前）1番 市田実孝 議員 7番 中井文忠 議員 （午後）5番 蔵 正 議員 6番 勝山浩平 議員 2番 前田清和 議員
第7日	3月9日	木	委員会	予算審査特別委員会（一般会計）
第8日	3月10日	金	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第9日	3月11日	土	休 会	
第10日	3月12日	日	休 会	
第11日	3月13日	月	休 会	
第12日	3月14日	火	休 会	
第15日	3月15日	水	本会議	1 議案第23号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について 2 議案第24号 大和村辺地に係る総合整備計画の策定について 3 議案第25号 大和村起業創業ステップアップ事業助成金条例の制定について 4 議案第26号 大和村過疎地域産業振興促進条例の制定について 5 議案第27号 大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について 6 議案第28号 大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 7 議案第29号 村道の路線廃止及び路線認定に

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第 15 日	3月15日	水	本会議	について
				8 議案第 30 号 アミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（1工区）請負契約の締結について
				9 議案第 7 号 令和5年度大和村一般会計予算について
				10 議案第 8 号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
				11 議案第 9 号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算について
				12 議案第 10 号 令和5年度大和村大和診療所特別会計予算について
				13 議案第 11 号 令和5年度大和村介護保険特別会計予算について
				14 議案第 12 号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算について
				15 議案第 13 号 令和5年度大和村大和の園特別会計予算について
				16 議案第 14 号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について (予算審査特別委員長報告及び採決)
				17 同意第 1 号 大和村教育委員会委員の任命について
				18 発議第 1 号 大和村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
				19 議員派遣の件について
				20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 5 年 3 月 3 日 (金)

大 和 村 議 会

令和5年第1回大和村議会定例会会議録

令和5年3月3日（金）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第 7号 令和5年度大和村一般会計予算について
- 日程第12 議案第 8号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第 9号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第10号 令和5年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第15 議案第11号 令和5年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第12号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 令和5年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について
（施政方針及び提案理由説明）
（大綱質疑）
- 日程第19 令和5年度予算審査特別委員会の設置について
- 日程第20 議案第15号 大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 大和村個人情報保護法施行条例の制定について

- 日程第22 議案第17号 大和村個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第23 議案第18号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第20号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第21号 大島地区衛生組合理約の変更について
- 日程第27 議案第22号 大和村農業園芸共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第28 大和村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 市田実孝君 | 6番 | 勝山浩平君 |
| 2番 | 前田清和君 | 7番 | 中井文忠君 |
| 3番 | 重信安男君 | 8番 | 宮田到君 |
| 5番 | 藏正君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 主 査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼君	教 育 長	晨原弘久君
副 村 長	仲新城 長政君	教委事務局長	森永学君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	早川勝志君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから、令和5年第1回大和村議会定例議会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、重信安男君、5番、藏 正君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの13日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年第4回定例議会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、昨年の12月令和4年第4回議会以降の行政報告をさせていただきます。

昨年12月に16日でございますけれども、九州防衛局へ議長含め要望活動をさせていただきました。これは、これまで奄美警備隊へも隊員を本村へも居住していただくお話もしておりましたが、正式に今回九州防衛局へ要望をさせていただきました。隊員が村内に住むことによって、災害時の即対応等もできるんじゃないかということで、我々もこれからもまた要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

17日の土曜日には、これまで関西大和会との意見交換等あわせてですね、これまで徳浜の断崖の歩道整備をしたときの地権者、重ヒロフミさん、それから宮古崎トンネルの筆界未定の境界を決めさせていただきました松田テルオさんへの事業完成の報告もさせていただきました。今後、両地権者にはいろいろと村の事業等にも今後関わりもあるのではないかとということも含めてですね、お願いもさせていただいたところでもございます。今後とも出身者の皆さんへの大和村に対する協力も、これからいろいろとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

今年に入りまして、1月の26日でございますけれども、アイズカンパニー様との包括連携協定をさせていただきました。これまで大和村で進めております放課後児童クラブの協力もいただいているところでもございまして、今後、障害者支援等についてもアイズカンパニー様の民間との取り組みを、いろいろと我々も参考にさせていただきながら、村として連携を図りながら進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

29日の日曜日には、第19回まほろばウオーキング大会を開催させていただきました。コロナ禍の中で収束が見える中でございましたけれども、今年度約800名の方の参加をいただき、盛大に開催をされました。今後とも村内でのイベントを我々も取り組みながら、多くの方に大和村の魅力を発信したいというふうに思っているところでございます。

2月に入りまして1日でございますけれども、アマミノクロウサギの研究飼育施設に伴う文化庁への最終的な建物の配置図についての説明を行い、内諾をもらいながら、我々も事業着手に向けた取り組みが進められるようになったところでもございます。今後とも文化庁並びに環境省と連携を図りながら事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2月の7日におきましては、大和村のタンカン農家におきますハサミ入れ式と合わせまして、福元に整備をされました共同利用施設の完成セレモニーをさせていただきましたところでもございます。この施設が完成したことによりまして、農家の方に大きく、本当にタンカンの使用頻度が生産の向上にもつながっていく施設ではないかというふうに、農家の皆さんからは喜ばれているところでもございますので、我々も農家の皆さんが選果をする場所だけでなく、意見交換をする場所にも活用していただければというふうに願うところでございます。

併せまして、7日から15日までかけまして各集落を回らせていただき、行政報告という形で報告

会をさせていただきました。村が今現在進めていることに対しての御説明と、これから村が取り組むことについて報告をさせていただいたところでもございます。今後も年に1回は各集落を回りまして、村が取り組んでいることを、そしてまた村民の皆さんから多くの意見を賜る機会を設けていきたいというふうに考えているところでもございます。

2月の18日には、3年ぶりに神奈川県大和市におけるタンカンPR販売をさせていただきました。我々もこれまでと同様な形で500kgのタンカンをPR販売させていただきましたけれども、本当にまだ量も今後増やしてもいいのかなという感想を持ったところでもございます。これからはしっかりと大和市との関係を継続しながら、大和村の特産品のPRに努めていきたいというふうに思うところでございます。

2月の28日には、塩田知事のほうへ大和村が取り組んでいる温泉施設の整備などを含めてですね、内容の説明をさせていただきました。今後、この特別交付税の関係やら、いろいろ県からも協力をいただかなければならない案件もございますので、機会を作りながら県のほうに村の取り組みをしっかりとお伝えしていきたいというふうに思うところでございます。

取り急ぎ、私のほうから以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第1号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第1号、令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）につきましては、地方交付税及び村債の調整やアマミノクロウサギ飼育展示施設施設整備事業など、歳入歳出それぞれ2億9,426万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億9,426万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,237万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の追加交付により2,359万7,000円を増額計上いたしました。

同じく10ページでございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、非課税世帯における子育て世代生活支援特別給付事業の支給実績に伴い588万円を減額計上いたしました。

同じく10ページでございます。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、クロウサギ展示飼育施設関連の奄美群島成長戦略交付金における追加交付分の増額と合わせまして、事業実績におけるプレミアム商品券支援事業費補助金の減額の合計で6,266万7,000円を増額計上いたしました。

11ページをお開きください。款17寄附金、項1寄附金、目2まほろば大和応援寄附金は、寄附金の歳入実績により587万円を減額計上いたしました。

同じく11ページでございます。款18繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金は、応援基金繰入予定の事業に対し、起債額の決定に伴い起債事業として対応が可能となったため、3,259万円を減額計上いたしました。

12ページをお願いいたします。款21村債、項1村債、目1の総務費債から目5の災害復旧費債まで、各項目における起債額の決定により、目1総務費債で1億3,810万円、目2土木費債で5,500万円、目3消防費債で5,700万円、目5災害復旧費債で600万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

13ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、財政調整基金及び減債基金の積立金として2億1,600万円を増額計上いたしました。

同じく目6財産管理費につきましては、新年度からの福祉事務所設立による保健福祉課及び企画観光課の配置移動とあわせ、建設課を産業振興センター2階へ配置移動するため、振興センター2階のOAフロア改修等による修繕のほか、関連する費用の合計といたしまして930万円を増額計上いたしました。

14ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目13ふるさと納税費は、節7報償費におけるふるさと納税お礼品の減額や、節24積立金における大和村ふるさと応援基金の歳入実績に伴う減額など、合計で762万5,000円を減額計上いたしました。

同じく14ページでございます。目15アマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業費は、委託料の整備支援業務の実績の減と合わせまして、節14工事請負費にあるアマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業の奄振交付金追加交付と合わせまして、合計で1億2,685万7,000円を増額計上いたしました。

16ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節27繰出金は、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計への繰出金の合計といたしまして1,160万円を減額計上いたしました。

17ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目6湯湾釜選果場運営費は、農業用資機材購入費として自動梱包器購入のため86万9,000円を増額計上いたしました。

18ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目1商工振興費は、プレミアム商品券換金における実績に伴い659万9,000円を減額計上いたしました。

同じく18ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目4社総金本前線道路改良事業は、次ページの19ページ上部にあります目5志戸勘線道路改良事業との社会資本整備総合交付金事業内での工事請負費及び委託料の事業費調整により本前線を524万7,000円増額し、志戸勘線につきましては300万円を減額計上いたしました。

20ページをお開きください。款7土木費、項6住宅費、目3空き家改修事業は、大金久地区空き家買取における登記完了期間から工事完了まで年度内完成が困難になったことに伴い、設計費における委託料と合わせ工事請負費の合計で1,200万円を減額計上いたしました。

22ページをお開きください。款13予備費におきまして、15万5,000円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、前のほうに戻りまして、5ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますが、令和4年度から令和5年度に繰り越して行う事業は、アマミノクロウサギ研究飼育施設整備事業や地方創生臨時交付金事業、戸籍情報システム改修事業、道路橋りょう費における社会資本整備総合交付金事業など、合わせて13事業の合計7億167万8,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

ちょっと確認だけしておきたいんですけど、14ページのアマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業費の1億2,000万が計上されていますけど、この補正で上がってきている理由というか、何か設計が変わったとか、そういったものではないと思うんですけど、補正でここでこの金額が上がっているのをちょっと詳しく説明してもらえますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

アマミノクロウサギ飼育展示施設の増額につきましては、当初、R5年度、6年度と合わせて別々に実施しようとしていたところなんですけども、奄振交付金の予算が追加交付でつきましたところ、計上させていただいたところでございます。

○5番（藏 正君）

当初、分けて予算計上しようとしていたけど、もう一括で、今年度で上げておこうということで、総額的には変更はないということよろしいんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、R5年度の予算にも工事費を計上させておまして、R5年度とR4年度の繰り越しの合算で施工したいというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

当初、計画していた予算とは変わりはないということによろしいんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

当初計画よりは若干高騰している関係から金額が上がっているところはあります。

○5番（藏 正君）

このことについては、ちょっと一般質問のほうでも挙げておりますので、詳しいことはそのときにまた確認したいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第2号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、村債の増額と繰入金の減額を行い、歳入におきまして790万円の調整を行うものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長(池田浩二君)

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入のみを790万円増減いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,389万4,000円にしようとするものでございます。

9ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の790万円の減額は、簡易水道事業債の増額に伴い調整を行ったものでございます。

款6村債、項1村債、目1簡易水道事業債の790万円の増額は、簡易水道事業債の確定に伴うものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(奥田忠廣君)

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(奥田忠廣君)

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(奥田忠廣君)

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(奥田忠廣君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第4号)について

○議長(奥田忠廣君)

日程第7、議案第3号、令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長(伊集院 幼君)

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第4号)について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第4号)につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業の増額に伴い、歳入歳出それぞれ487万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長(松崎泰郎君)

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第4号)について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ487万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億507万円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入50万円の増額、目2社会保険診療報酬収入165万円の増額、目3後期高齢者保険診療報酬収入150万円の増額、目4その他診療報酬収入51万3,000円の減額、目5一部負担金収入50万円の増額は、コロナ関連外来収入の増額など、いずれも今年度の実績見込みによるもので、合計363万7,000円を増額計上いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金の31万4,000円と、項2他会計繰入金の65万円は、診療収入の増によりいずれも減額計上いたしました。

同じく6ページでございます。款5諸収入、項1雑入は、新型コロナワクチン接種補助金の増により230万円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、診療所屋上、高压電線設備引込架台修繕による修繕料25万円の増額などで、合計43万円を増額計上いたしました。

款2医業費、項1医業費、目1医業費の50万円の増額は、コロナ感染症外来診療の増による医療機材費の増によるものです。

款4予備費、項1予備費を394万3,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

診療所の決算については、また今年も黒字決算ということで、大変喜んでいるところでありますけれども、このコロナ禍の中で診療所の看護師や事務職員、合わせて結構大変忙しかったんじゃないかなというふうに思われまして、その中で看護師や事務職員が疲弊していないのかとか、今後、増員を検討したほうがいいんじゃないのかとか、勝手に思ったりするわけですけども、その辺の考え等は今のところあるのかなのか、伺いたいと思います。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和4年度に関しましても、コロナ関連の予防接種、コロナ関連の検査関係等、通常業務より確かに業務が増加しています。それに関しては、保健福祉課のほうからの看護師の手伝いや、あと事務としましても人員が足りないとき、状況によって職員のほうがコロナ感染とか、濃厚接種者になり、少ない時もありました。今のところはそういう形で応援をもらいながらやっているところです。現在としましては、今の状況でもよろしいかと思っています。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 号 令和 4 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第 8、議案第 4 号、令和 4 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 4 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 4 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入において国と県の支出金や支払基金交付金の増額、歳出におきましては、保険給付費や地域支援事業費の増額など、歳入歳出それぞれ 89 万 2,000 円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和 4 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89 万 2,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,991 万 2,000 円にしようとするものです。

6 ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、介護サービス給付費の増額見込みにより 21 万円を増額計上いたしました。

款 4 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、介護サービス給付費の増額見込みにより 10 万 5,000 円を増額計上いたしました。

7 ページをお開きください。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金の 30 万円の減額につきましては、会計年度任用職員の人件費に係るものでございます。

款 7 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金につきましては、実績見込みに伴い 39 万 5,000 円を増額計上いたしました。

次に、8 ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬の調整により 30 万円を減額計上いたしました。

款 2 保険給付費、項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費につきましては、居宅及び施設介護サービス給付費等のうち高額介護サービス給付に係る実績見込みにより 70 万円を増額計上いたしました。

款 5 地域支援事業費、項 2 介護予防日常生活支援総合事業、目 1 訪問型サービス事業から、9 ページをお開きいただきいただきまして、目 4 審査支払手数料までにつきましては、介護予防サービス給付費に係る実績見込みにより、合計で 14 万 1,000 円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第5号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入において村債の増額を行い、繰入金を減額し歳入の調整を行い、歳出におきましては、需用費の増額など歳入歳出それぞれ100万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,888万1,000円にしようとするものでございます。

9ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の370万円の減額は、農業集落排水事業債の増額に伴い調整を行ったものでございます。

款7村債、項1村債、目1農業集落排水事業債の470万円の増額は、農業集落排水事業の確定に伴うものでございます。

次に、11ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の100万円の増額につきましては、集落排水各施設等の電力の価格高騰に伴うものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

この集落排水事業につきましては、以前から現場での対応とか、業者のあれについて、いろいろと小言というか、現場で気付くことが多くて、再三申し上げてきましたけれども、最近、業者が変わるとこんなにまで変わるのかなと思うぐらい、集落民と業者さんとのコミュニケーションとかいうのがすごく取れていて、見違えるような形になっていて、村政報告会の中でも区長からの発言もありましたけれども、行政のそういった指導がすごくいい形で出ているんだというのを、まずはお礼を申し上げたいと思います。またこれも報告会の中でも、区長からの要請もありましたけれども、個人がこの事業が進んでいく中で、最終的に個人が負担していく配管部分の補助率についてですね、以前もその変更はしてもらっているところなんですけど、これから先、今の物価高騰の実情を見ると、まだまだ物価が上がっていくんじゃないかなというのが、皆さんちょっと心配しているところです。ですから、物価高騰に見合った補助率をもう一回再度考え直してほしいという集落からの要望もあるんですが、それについてお伺いしたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

ただいまの件は、行政報告会で集落からの意見として受け止めておりますので、我々も資材高騰やら、いろいろあるということで認識はしております。それは、実際助成をする前にですね、我々の方針を、今事業が残っております湯湾釜集落、そして国直集落の皆さんに早めに説明申し上げて、加入率の促進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第5号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第6号、令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。
令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入において雑入の減額など、歳出におきまして総務費の減額や施設介護サービス事業費の増額など、歳入歳出それぞれ5万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,464万6,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款2諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の給食費を5万円減額計上いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の会計年度任用職員の期末手当の150万円の減額は、支給実績見込みによるものです。

款2サービス事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の185万円の増額は、電気代等の高騰によるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 令和5年度大和村一般会計予算について

日程第18、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算についてから、日程第18、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

令和5年度各会計当初予算の編成にあたって、村長に施政方針及び提案理由並びに内容の説明を求めます。

なお、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序は問わず、各関係課長において関係する議案の説明を一括して行い、内容については簡潔にお願いをいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針をまず申し上げます。

本日ここに令和5年度の予算並びに諸議案を御審議いただくにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げます。一般会計並びに各特別会計予算の提案理由とさせていただきますので、議会並びに村民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず、本村を取り巻く財政状況について申し上げます。本村の財政運営に大きな影響を与える国の令和5年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針においては、経済財政運営と改革の基本方針2022に基づき、コロナ克服新時代開拓のための経済対策、コロナ禍における原油価格物価高騰等、総合緊急対策を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対し消費や投資をはじめ、民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていくとしています。その上で、人への投資やデジタル技術の活用など、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、官民が連携し、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していく経済財政運営を行うとしています。

このような方針に基づいて編成された令和5年度の国の一般会計予算の規模は、前年度対比6兆7,848億円増の114兆3,812億円で、基礎的財政収支対象経費は89兆5,195億円となっております。

鹿児島県においては、新型コロナウイルス感染症や原油価格物価高騰への対応などに最優先で取り組むつつ、本県の基幹産業である農林水産業、観光関連産業など、鹿児島の稼ぐ力の向上、地域や各種産業を支える人材育成、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持つ社会の形成など、鹿児島未来創造ビジョンに掲げた各般の施策に積極的に取り組むとされています。

それでは、令和5年度本村の行財政の基本方針について申し上げます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の取り扱いも、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、今年5月8日から5類感染症に位置づけることが進められており、このことで本村へ訪れる方が更に増えることが予想される中、宮古崎トンネルの開通や今年開設予定の温泉施設のオープンを契機に、本村が更に発展する年になるよう、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、第2期総合戦略として策定された大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、その基本目標である大和村の特徴を生かした働きがいのある就業の場を創出する。大和村の魅力を発揮し、新しい人の流れを作る。若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しめる環境を作る。全ての村民が主人公となり、やりがい、生きがいを感じる地域を作るの四つの基本目標における計画の達成に向け、年次的に推進していくため各施策の実現に向け取り組んでまいります。

本村も近年の大型事業の実施等により、県同様に厳しい財政状況ではございますが、行政サービスの維持向上に努め、自然と共生し、安心して住みよい村づくりを基本理念に、諸施策を推進して

まいりました。しかし、依然として約82.5%を依存財源に頼らなければならない財政状況下であるため、国の地方財政対策に留意して予算編成を行ったところであります。

本村の歳入の約43%を占める地方交付税においては、国の動向は不透明な状況にありますので、今後も財政運営は厳しい状況が続くものと予想しております。

今後は簡易水道事業及び集落排水事業における公営企業化やマイナンバーを利用したデジタル推進が求められる中、限られた職員、財源の中で行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを第一に、職員の大島支庁への派遣と合わせ、奄美群島広域事務組合への職員派遣を継続するほか、各種研修会の開催を行うなど人財育成に努め、職員の資質向上を図りながら、全職員が行政サービスの向上を念頭に置き、より効果的な行政を進めるために、一つ、行財政改革の推進、二つ、農林水産業の振興と体験型観光農園の充実による村の活性化推進、三つ、民間企業との連携による村の活性化対策と定住促進、四つ、観光施設整備による観光振興の充実と推進、五つ、子育て支援と高齢者対策の充実による安心して暮らせる村づくり、六つ、道路交通網生活環境の整備促進、七つ、災害に強い村づくり、以上七つの基本方針を定め、予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、35億9,572万5,000円となりました。主な内容といたしまして、歳入におきましては、地方交付税、国庫支出金、村債、県支出金、繰入金で歳入総額の約90.6%にあたる32億5,827万7,000円を見込みました。歳出におきましては、地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資）として3億5,000万円、社会資本整備総合交付金事業として3億3,826万9,000円を計上いたしました。

また、村民の重要な交通手段であります直行バスにつきましては、運行委託の継続と合わせて、今年2月に新たな移動支援策のため車両の配備もできたことにより、安定的な交通手段の確保を図ることと併せ、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）関係費及び子育て支援対策並びに定住促進対策費を予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については、財政上可能な限り取り入れる一方、村民福祉の向上のため福祉事務所を開設するなど、住民サービスの向上を図りながら経常経費の抑制に努め、財源の効率的な配分に努めました。

次に、基本方針実現のための主要施策について申し上げます。

まず1点目は、行財政改革の推進についてであります。ここ数年は新規発行起債の抑制のほか、有利な起債の活用を計ったことにより、地方債残高は減少しておりましたが、近年の緊急防災事業による増加が見込まれる中、今後はクロウサギ研究飼育施設など大型事業の計画もあり、地域活性化のための新たな財政需要も増えてくることが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症対策における交付金対応の影響により、交付税などの動向が不透明化の懸念も予想されるところであります。このため、延長された緊急防災減災事業債の活用など、引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しを行うとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする財政指標の改善を図るべく、歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立に努めてまいりま

す。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、平成29年度からふるさと納税サイトへ加入し、ふるさと納税における窓口の拡大を図ってまいりました。今後は新たな返礼品となる特産品の開発を促進するとともに、現在の返礼品の安定供給を図りながら財源の確保に取り組めます。

また、各種事業の実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら補助事業を優先するほか、有効な交付金の活用に努め、村債についても辺地債や過疎債及び緊急防災減災事業債など、できるだけ交付税措置率の高い有利な起債を導入するなど、引き続き財政負担の抑制に努めます。

村税等の未収金対策については、重点課題と捉え、住宅使用料における徴収専門員を配置したことにより、徐々にではありますが滞納額の改善傾向が見られるため、今後とも総務課、住民税務課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めるほか、今年度は民間企業による観光施設がオープン予定であり、雇用の増が図られることと併せまして、税収増も見込めることから、新たな自主財源の確保にも取り組んでまいります。

歳出につきましては、経費の節減合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特にここ数年上昇してきている物件費の抑制を図りながら、財政運営の健全性を保つことに努めます。そのほか、自治体システムの標準化に向けた取り組みを年次的に進め、電算システム利用における更なる業務の効率化を図り、行政サービスの向上に取り組んでまいります。

また、令和5年度から制度開始となる定年引上げにつきましては、適正な人員管理と業務分担及び人員配置に努めてまいります。

2点目は、農林水産業の振興と体験型観光農園の充実による村の活性化推進についてであります。

農業の振興につきましては、1、園地の農地巡回指導の強化や品目別研修会実施のほか、村単独助成事業の内容を拡充し、農家支援に取り組めます。

2、肥料高騰対策については、引き続き支援を行い、農家負担の軽減に努めるほか、今後は原料を外国からの輸入に頼る化学肥料を軽減し、国内で生産できる有機肥料を活用していくために、村堆肥場において衛生センターの脱水汚泥や活性炭、また、令和4年度に購入したウッドチップーによる木質チップ等を活用し、有機質堆肥の試験的製造に取り組めます。

3、スモモについては、果樹の村再生のためには安定した生産量の確保が必須であり、引き続き関係機関と連携を図り、対策について進めてまいります。また、鹿児島県の食の安心安全推進基本計画に基づき、スモモの認証取得K-GAPを引き続き取得し有利販売に取り組むほか、今年度は皇室献上を目指して取り組みを進めながら、更なる付加価値の向上に努めます。

4、タンカンについては、高品質のタンカン産地として、実績のある福元地区に昨年度整備された大和村農産園芸共同利用施設が栽培技術と生産性の向上につながる拠点施設となるよう取り組ん

でまいります。

5、アマミノクロウサギによるタンカンの樹皮食害対策については、鳥獣被害対策実践事業を活用し、クロウサギの侵入防止にも対応した防護柵の整備を昨年に引き続き実施することで、被害の軽減に取り組みます。

6、奄美大島果樹選果場の利用促進及び高品質確保のため、選果手数料及び輸送経費の助成を継続し、農家支援に取り組みます。

7、担い手農家の育成として、認定農業者を活用した農家指導や新規就農者の獲得に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

8、湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行い、雇用の確保に努めるほか、家庭選果の指導を徹底することにより、効果的な選果と品質の向上に取り組みます。スモモの精算については、奄美農協と連携を強化し迅速にできるよう取り組んでまいります。また、昨年の台風により基礎部分が侵食され、一部倒壊の被害を受けた選果場の擁壁については、防災的観点も含めて施設全体の点検を行い対策を実施いたします。

9、スモモの販売については、奄美農協と連携しK-GAPの有利性を活かした高価格での取り引きができるよう取り組みながら、共販量の確保に努めてまいります。

10、スモモフェスタについては、村内外に対して大きなPR効果があることから、コロナウイルス感染症における国からの対応指針を考慮し、実施について取り組んでまいります。

11、市場集出荷委託事業については、利用者の更なる生産意欲の向上を目指し、島内研修会や表彰を実施するなど、生産性の向上や高齢者の生きがいつくりに取り組むほか、新たな出荷者の掘り起しに努めます。

12、大和まほろば館については、特産品の情報発信と販売促進を継続し、施設の安定経営に努めるとともに、直売所の充実を図るため、まほろば大和生活研究グループや合同会社ひらとみ、いしよむん海等と連携し、販売商品の充実に取り組んでまいります。

13、特産品の開発については、加工グループだけでなく、企画観光課とも連携を図り、令和4年度に作成した試作品の商品化に取り組むほか、地域資源を活用した特産品開発にも努めてまいります。

14、農地の維持管理組合等が行う地域活動や営農活動については、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用することで、継続して活動の支援を行います。

15、イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害防止については、有害鳥獣駆除事業による効果的な鳥獣の捕獲のほか、鳥獣被害対策実践事業や村単独事業を活用し、侵入防止柵の整備を進め被害防止に努めます。

16、合同会社ひらとみの運営については、幅広い経営と雇用創出により、合同会社としての機能充実に取り組み、実証体験農園の充実と農作業受託業務を積極的に行うほか、地場産農産物の販売促進に取り組みます。そのほか、農家サービスを第一とした販売業務の継続とともに、村民にとつ

て利用しやすい商品の拡充を図り、法人としての自立を目指します。

17、実証農園については、スモモ、タンカン、シイタケ等の収穫体験や野菜の植付け体験等を行う体験型観光農園の推進に取り組むほか、民間団体との連携による体験農業を実施することと併せて、タンカン果樹オーナー制度を確立することで、交流人口の増加を図ります。

18、農業委員や農地利用最適化推進委員による本村農地の最適化を図り、農地の有効活用に努めるほか、オルソ画像の共同更新事業を導入し、農地の正確な情報把握に努めます。

19、新型コロナウイルス感染症における国の対応方針を注視する中で、本村の特産品であるスモモ、タンカン等の更なる販路拡大を図るため、交流自治体である神奈川県大和市の物産展への出展や、各郷友会とも連携を図り、販路の拡大に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、1、里山林総合対策事業を活用し、樹幹注入事業を行い、景観の保全や通行の安全を確保するほか、森林環境譲与税事業の推進と併せ、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

2、特用林産物であるシキミ苗木や肥料の助成、シイタケ種駒助成などの村単独事業を継続するほか、実証農園においてもシイタケ栽培の拡大に努め、生産量の増加に取り組みます。また、特用林産物の魅力ある産地づくり事業を導入し、園地の造成を行い、シキミ生産の拡充に努めます。

3、有害鳥獣対策として、イノシシの駆除を継続するほか、ノヤギ駆除については単独で行うより捕獲効果の高いグループでの捕獲を推進し効果的な駆除を実施するとともに、カラス対策につきましては、補助事業を活用し老朽化した大和浜地区のカラス捕獲小屋の建替えを行います。

4、あまみ大島森林組合と連携を図り、村有林を対象に育成複層林整備事業を導入し、森林の保全と林業関係者の雇用確保に取り組めます。

水産業の振興につきましては、1、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁家所得の向上に努めるほか、漁具購入助成、水揚げ出荷助成を継続実施するとともに、燃油高騰対策として従来の燃油助成制度の内容を拡充し、漁家支援に取り組めます。

2、サンゴ礁保全対策事業により、村内海域における現状の把握に努めるとともに、漁場環境保全に取り組めます。

3、まほろばやまと漁業集落と連携した水産物販売イベントを行い、魚食普及に取り組めます。

4、水産物加工グループの活動支援を行いながら、加工品の開発や郷土食料理体験などによる魚食の普及と地産地消の推進を図ります。また、施設の管理運営に関しては、いしょむん海やまほろばやまと漁業集落と連携し適正管理に努めるとともに、施設の利用促進に取り組めます。

5、漁業従事者の就労環境改善を目的に、名音漁港の再整備事業に取り組めます。

6、昨年度実施した名音漁港の調査委託事業の結果を下に、名音漁港堆積土砂対策を行います。また、名音漁港、今里漁港のトイレについては、両集落における管理委託を継続するとともに、定期的な巡回を実施し適性な管理に努めます。

7、体験型観光については、大和村集落まるごと体験協議会やまほろばやまと漁業集落と連携

し、ブルーツーリズムの推進に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、1、村内商店の経営状況が厳しい中、村独自の元気度アップポイント事業を継続し、村内商店の利用促進を図るほか、あまみ商工会への助成を行い、商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、鹿児島産業支援センターや奄美群島広域事務組合が実施している創業支援補助の周知及び新型コロナウイルス感染症対策における影響を受けた事業者への相談受けに努めてまいります。

2、起業創業ステップアップ事業を活用し、新たに創業する事業者の支援を行い、村内商工業等の活性化を図ります。

3点目は、民間企業との連携による村の活性化対策と定住促進についてであります。今年にオープン予定の奄美温泉大和はなはなビーチリゾート（仮称）と協力し、オープンに向けた取り組みと雇用の創出を図りながら、村の活性化推進に努めます。また、定住促進対策につきましては、村独自の公営住宅使用料助成や住宅改修助成制度等を継続しながら、村外への転出抑制を図ることと併せまして、移住定住への取り組みを強化し、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した将来目標人口の実現に向けて各種支援策を進めてまいりたいと考えております。

1、名音地区のゲストハウス及び令和4年度に整備した旧戸円校の施設をフリーな事務スペースとして利用できるコワーキング施設として有効利用できるよう運用しながら、移住促進に活かす取り組みを行うことと併せ、新たな企業誘致にも積極的に取り組みます。また、令和4年度に包括連携協定を締結したインフィニティ国際学院と連携しながら、地域振興、地域活性化を推進してまいります。

2、アイズカンパニー株式会社との包括連携協定による放課後児童クラブや、障害者等行き場づくり事業の更なる充実を図るとともに、健康増進や観光産業PRなどの推進にも取り組んでまいります。

3、定住人口の増加を図るため、個人が行う住宅改修に対する助成制度を継続実施するとともに、民間事業者を活用した村内空き住居の有効利用に取り組んでまいります。

4、出産祝金をはじめ育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留学助成金、住宅改修助成金等の交付を引き続き行いながら、新たに結婚応援助成金を創設することにより、引き続き定住促進の推進に取り組みます。

5、人口減少対策として、令和2年度から制度が開始された転出した村出身者のUターンを促進するため、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンした場合はその返済に対する助成を継続するほか、その制度に対する周知を図ってまいります。

6、村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、低所得者向け住宅からの転出抑制に努め、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。

4点目、観光施設整備による観光振興の充実と推進についてであります。観光の振興につきましては、令和3年7月に奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島の世界自然遺産登録が決定され、関

東・関西からの格安航空路線の就航もあり、今まで以上に村外からの多くの方が訪れることが予想されておりましたが、一昨年からのコロナ禍による観光客の減少が懸念されるところであります。このような中で、大和村といたしましてもアフターコロナ、ウィズコロナに対応した観光受入体制の強化や関係団体と連携し、宮古崎トンネルの開通により大幅に改善した移動利便性の向上効果を活かした観光振興の強化に取り組むほか、村内の周遊効果の向上にも努めてまいります。

1、現在、観光リゾート地としての計画が進む観光関連事業者の計画状況を把握しながら、関係機関と連携し受入体制整備への協力を努めてまいります。

2、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）については、施設展示等の充実を図るためにも、国や鹿児島県及びその他の関係機関と連携を取りながら、施設整備を計画的に推進し、オーバーユースによる環境負荷を低減させるため、分散型観光の強化にも努めてまいります。

3、アフターコロナ、ウィズコロナの動向を考慮しながら、あまみ大島観光物産連盟や奄美群島観光物産協会と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとともに、村内のあまみシマ博覧会出展者へ助成を継続することと併せ、本村の観光商品を掲載し誘客を図るほか、奄美満喫ツアーを利用した本村への誘致活動を継続して行い、交流人口の増加とそのリピーターの確保に努めます。また、大和村集落まるごと体験協議会とも連携を図り、地域に埋もれた観光資源である体験プログラムの充実と、体験型観光の受け入れに対する支援策に取り組みます。

4、奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者との連携をもとに利用者へのサービス向上を図ります。また、今後の公園整備を円滑に行うために、全ての管理公園における公園台帳整備に取り組みます。

5、鹿児島県観光事業の魅力ある観光地づくり事業を今後とも活用するとともに、令和元年度に開通した世界自然遺産奄美トレイルコース大和村エリアの周知を図るとともに、トレイルコースと連携した観光ルートの構築とその魅力を発信するため、情報発信を強化してまいります。

6、大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用、ホームページやその他のSNSを活用しながら、観光情報掲載の充実に取り組みます。

7、本村の観光大使城南海さんや奄美島唄デュオすももへ村の情報を提供し、観光大使として全国へ向けた本村のPRやイベント実施についても取り組みます。また、昨年連合青年団が主催するひらとみ祭りにおいて、観光大使を招待し、最大のイベントとして盛り上げる計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、本年改めて観光大使を招待するほか、ひらとみ祭りに対し助成を行い、村民が元気になる催事となるよう協力して取り組みます。

8、世界自然遺産登録後の自然保護活動として、環境省を中心に鹿児島、沖縄両県をはじめ、群島内各市町村と連携を継続し、コア地域における外来種駆除やロードキル対策、違法な動植物の捕獲、採取対策を実施し、自然保護に対しての管理の充実に取り組むほか、7月26日の奄美・沖縄世界自然遺産登録記念日の前後の日曜日に、集落内の清掃等呼びかけ、村民の自発的な環境保護活

動の参加を促進してまいります。

9、奄美大島自然保護協議会における取り組みや奄美野生生物保護センター及び令和4年度に開設した奄美大島世界遺産センターと連携し、自然保護思想の普及啓発に努めます。

10、植生破壊等による生態系への被害を防止するため、継続してヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するとともに、ノイヌ、ノネコ対策についても関係機関と連携して取り組みます。

11、今後も計画される観光拠点施設整備等については、年次計画を立て進めてまいります。

12、あまみFMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまとラジオ便の活用など、大和村としての独自性を活かした身近な生活情報や災害時の防災情報など、村の充実した情報を積極的に提供し、村の広報PRに努めます。

13、広報やまとの更なる充実や、防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用して効果的な情報発信に努めてまいります。

14、村のホームページ運用については、令和5年度においても見やすさ、使いやすさ、探しやすさを追求し、村内の観光情報やイベント情報などを更新するとともに、より魅力のある効果的な情報の発信に努めます。

5点目は、子育て支援と高齢者対策の充実による、安心して暮らせる村づくりについてであります。村民が安心して生きがいのある生活を送るため、子育て支援及び43%の高齢化率となっている高齢者への施策の充実を中心に、若年層への健康問題への対策や子供の教育環境の充実に加え、障害者への施策の充実など、誰もが安心して暮らせる村づくりに努めてまいります。

1、令和5年度4月より福祉事務所を開設し、子供から高齢者まで幅広い世代への身近な相談窓口としての機能拡大及び福祉の支援体制の充実につながるよう取り組みます。

2、住み慣れた集落で最後まで安心して過ごせることを目的とした集落長屋構想を進め、介護を支える人材確保と多世代交流による生きがいづくり及び住環境の整備を図ってまいります。

3、介護予防と健康づくりの取り組みとして、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、健康増進分野の連携による一体化事業によって、健康増進対策を大和診療所及び社会福祉協議会等とも連携しながら進めてまいります。また、第9期介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターとも連携を図りながら、介護予防事業の再構築に努め、介護予防意識の向上に取り組んでまいります。

4、介護予防への取り組みの一つとして、元気度アップポイントを継続しておりますが、若年層への健康支援にもつながるよう個人の健康行動に対するポイントの付与拡大を行い、大和診療所とも連携を図りながら、検診受診率の向上にも努めてまいります。

5、経済的支援対策として、介護手当支給や介護用品の助成、介護予防住宅改修助成、タラソ半額助成などを継続するとともに、子育て支援においても準要保護世帯への就学援助費や新入学児童生徒学用品費の入学前支給、子ども医療費無料化、高校生通学バスの全額助成などの独自の支援策

を継続してまいります。また、保育所の環境整備や保育士の研修機会を拡大するなど、保育の質の向上に努め、子育て世代包括支援センターとも連携を図りながら、安心できる子育て環境の充実に努めます。

6、交通弱者への支援対策として、より利便性を高めていけるよう、令和5年4月から新たな移動支援体制を進めてまいります。

7、社会福祉協議会の運営については、より一層の住民サービス向上に向け、連携協力を行うとともに、人的支援についても継続支援を図ってまいります。

8、大和の園については、利用者が安全安心で落ち着いた生活ができることと、地域や利用者の御家族から信頼される施設づくりを目指すほか、職員の資質向上のための研修等を重ね、入所者が受けたい介護サービスの提供を行うとともに、居宅介護支援事業所や地域医療連携室との連携を図りながら、ベッド稼働率の安定化に努めます。また、利用者の機能訓練の充実と職員のスキルアップのほか、村内における今後の居宅介護と施設介護の在り方について、総合福祉検討委員会において協議を継続し、その計画案の実現に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

9、各学校におけるICT教育の推進のため、ICT支援員の配置を継続して行い、国のGIGAスクール構想による教育環境の充実に取り組みます。

10、学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子供たちの可能性を更に伸ばすことと、保護者の負担軽減を目的として、インターネットを活用した学習塾を実施し、中学校全学年を対象にするなど、拡大を図ってまいりました。今後も中学校全学年を対象に継続して行い、更なる充実に努めることと併せ、高等教育課課程以降の奨学金や入学準備金の貸付制度のほか、奨学金返還助成と奄美大島内専門学校通学助成も継続し、教育の場における保護者の負担軽減に努めます。

11、児童が明るく元気に運動できるように取り組んでいる各小学校校庭の運動遊具設置につきましては、年次的に設置を行い児童の学校における健康増進を図ってまいります。また、村直営でのスクールバス運行についても、利用しやすいように乗車場所を考慮しながら運行してまいりましたが、今後とも児童生徒の通学をより安全安心なものとして取り組んでまいります。

12、外国語教育の充実に向け、ALTを全学校に派遣し、外国語活動、外国語学科の円滑な実施のため、小学校における外国語活動事業の確保を図りながら、小学校と中学校とのスムーズな接続に取り組めます。

13、村内における児童生徒を対象に、郷土の自然や文化等に触れる体験活動を支援する大和っ子スクールの実施や、子供たちが本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるため、令和5年度においても子ども議会を継続して開催をいたします。

14、公民館講座については、講座開催による生涯学習の促進に努めます。また、村民の学ぶ機会を増やすため、各種講座の充実のほか、読書活動の充実にも取り組んでまいります。

15、本村の郷土芸能や伝統行事の活性化を図るため、村内の文化団体へ継続して助成を行い、保

存活動に努めます。

16、本村の貴重な文化財や文化的資料を見学することができる施設の設置を検討するため、準備調査を継続して行います。

17、県指定文化財である群倉の保存については、屋根葺き替え用のリュウキュウチクの安定的な資材の確保を行いながら、葺き替え技術の伝承のため、後継者育成について取り組むとともに、計画的な屋根の葺き替えを実施してまいります。

18、村内スポーツイベントの開催については、ここ3カ年コロナ禍における中止を余儀なくされたところですが、令和5年度におきましてはコロナ禍以前のようなスポーツイベントが実施できるよう取り組んでまいります。また、令和5年度は、かごしま国体が開催されることに伴い、本村でも炬火リレー及びデモンストレーションスポーツとしてランニングバイク大会を実施し、国体の啓発を図ってまいります。

6点目は、道路交通網生活環境の整備促進についてであります。本村の活性化に最も重要な社会基盤の整備については、生活の基盤である道路交通網や集落内の生活環境の整備等であるため、更なる整備促進に努めてまいります。

道路交通網の整備につきましては、1、本村の農業振興の拠点地区である福元地区や一昨年の世界自然遺産登録により増加が見込まれる奄美フォレストポリスへの連結する村道大棚名音線については、今後とも道路改良事業を継続して行い、安全なアクセス道路としての機能を高めることにより、農業振興及び観光振興の利用促進を図ります。

2、今後とも市町村間の観光振興の連携を図るために、奄美フォレストポリスから宇検村へと連結する村道福元湯湾線についても、道路改良事業を継続して行い、特に湯湾岳へのアクセス道路となることから、環境配慮型の改良を行うとともに、機能向上と交通の利便性向上の確保に努めます。

3、沿線に本村の主要果実であるスモモやタンカンの果樹園が多く存在する村道宝田線については、産業振興における重要な路線であり、今後とも道路改良事業を継続して行い、大雨や台風災害等により強い法面対策及び排水対策による通行の安全性を確保します。

4、村道大和浜大棚線については、舗装補修事業を継続して行い、交通の安全性を図りながら一部道路幅員の狭小により、大型車両の離合が困難な場所があるため、新規に道路改良事業も盛り込み、交通の円滑化及び安心な通行を図ります。

5、集落内における生活道路対策としましては、名音地区の老朽化した集落内道路の舗装補修及び排水対策の生活道路対策エリア事業を継続して行い、集落内の通行の安全確保を図るとともに、湯湾釜地区内の集落内におきましても、村道本前線道路改良事業を継続して行い、集落排水事業と合わせて早期の完成を図り安全性の確保に努めてまいります。また、令和5年度より新規に生活道路対策エリア国直地区を集落排水事業と同時に導入し、集落内の老朽化した路面補修及び排水対策の改善を図ります。併せまして、大棚集落内の村道大棚1号線についても、道路幅員が狭く、緊急車両も頻繁に通行することから危険性が高いため、道路改良事業を導入して通学路の安全性の向上

及び緊急車両の通行の円滑化を図ってまいります。

6、橋りょうにつきましては、令和5年度が5年に1回の橋りょう長寿命化修繕計画の見直しとなっており、老朽化した村内集落の橋については、新たな補修計画に基づいて年次的に補修を行い、施設の維持管理に努めます。

7、村道等の除草や簡易的な路面補修等については、これまでどおりに迅速な維持補修と適正管理に努め、安全で快適な通行を図ります。

8、主要地方道名瀬瀬戸内線の大金久戸間間のバイパス整備の早期着手に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

生活環境の整備につきましては、1、住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として集落排水事業における村内一元化を図り、農業集落排水事業を推進しており、令和3年度までに中部地区までの接続環境整備が完了しました。今後は東部地区の早期完成を目指して年次計画に基づき、衛生的で快適な生活環境整備を進めるとともに、住民の皆様の御理解をいただきながら供用開始地区における村民への説明等を十分行い、加入率の向上に取り組めます。また、西部地区における施設機能強化の検討を進めながら、計画的な事業推進に取り組んでまいります。そして、令和6年4月開始の公営企業会計への移行についても、条例の整備等や仮運用を行いながら準備を進めてまいります。

2、大和村衛生センターの汚泥につきましては、これまでは最終処分場にて焼却処分を行っていましたが、地球温暖化防止問題の一助となることと併せ、環境循環型の形成を目指し、産業振興課と連携を図りながら汚泥の肥料化に取り組んでまいります。

3、簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、上水道施設の環境整備を図り、同時に施設や機器の機能強化のため、国直地区及び湯湾釜地区の補助水源設置工事により、災害時における水源の確保を行うとともに、日常管理の適正化に努めていきます。また、条例の整備等や仮運用等を行いながら、令和6年4月開始の公営企業会計移行における準備を進めてまいります。

4、大和ダムについては、県と連携を図り循環式ポンプを活用した水質の改善を図るとともに、県と村で締結した治水協定に基づき洪水調整機能強化を図ることで、適正な管理運営に努めます。

5、ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、ごみの減量化に努めます。また、ごみの分別に関する知識の普及に努めるとともに、適性なごみ出しについてもパンフレット等の配付による周知広報等を行うとともに、分別の意識付けを図りながら、村内の美化に対する意識の強化に努めます。

6、集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、世界自然遺産登録に併せノネコ対策についても関係機関と連携して猫対策事業を推進するほか、飼い猫の適正な飼養を図るためのマイクロチップ装着率向上の促進を図るとともに、適正飼養に関する知識の普及に努めます。

7、大和村地球温暖化防止実行計画に基づき、令和4年度に実施した公共施設における再生エネルギー導入可能性調査の結果をもとに、脱炭素や省エネ再生エネルギーについての取り組みを進めながら、温室効果ガスの削減に向けた活動の推進を図っていきます。また、公共施設における空調機等の使用電力抑制を図るとともに、廃棄物の減量化及び分別の徹底などについても、村民への普及啓発を図り、環境への負荷の低減に努めます。

8、海岸漂着物回収事業については、軽石対策も含め定期的な巡視に努め、回収作業を継続して行い、各集落及び村内各種団体等の協力を得ながら、漂着ごみの迅速な対応を図ることで、美しい海浜景観の維持向上に努めます。

9、住宅の確保については、村独自に作成した住宅建設計画を更新し、定住促進住宅1棟を新築するほか、借上げ、買上げ定住促進住宅についても調査を進めるとともに、新たに民間賃貸住宅整備助成金を創設し、民間アパート誘致を促進することで、新たな住居の確保に取り組んでまいります。

10、公営住宅については、大和村公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅等ストック改善事業として、年次的に住宅周りの外壁や屋上防水の修繕等を行うことと併せまして、経年劣化等による入居者からの修繕要望に対しても、適宜対応を図り、住居の環境整備に努めます。

11、近年、人口減少及び少子高齢化の影響により、集落運営に関する重要な財源である字費の減少が見られることから、新たに集落支援助成金を創設し、安定した集落運営の支援に努めます。

12、光ケーブル高速通信網の整備については、村内全域で整備が完了し、村内における観光地や主要施設への公衆無線LANの整備につきましても、令和3年度に完了しておりますが、今後は適正な維持管理に努めてまいります。

13、村内の各集落等における催事等の開催時に活用してもらうための携帯型Wi-Fiの利活用について周知を行い、通信環境の有効的な運用に努めます。

14、通信エリア改善について、関連企業へ要望を行っておりますが、今後も継続して通信エリアの改善に向けて努めるほか、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの提供エリア拡大についても、要望を行っていきます。

7点目は、災害に強い村づくりについてであります。昨年は突発的な津波警報の発令があるなど、いつ何時災害が起きるか分からない状況にある中で、村民が安心して暮らせるよう災害に強い村づくりに努めるべく、取り組みを進めてまいります。

1、令和4年度から3カ年計画で進めている防災行政無線の更新につきましては、2年目を迎える年次の計画に沿って施設器具等の整備に取り組みます。併せて、村民が災害に必要な情報を得るための緊急速報メールを含む携帯電話を利用した災害情報ツールの活用についても、引き続きその周知に取り組んでまいります。

2、地域防災計画に基づき、防災体制を強化するため、自主防災組織が緊急時に効率的に機能できるよう、組織の育成強化に努められるように、地域の自主防災組織のリーダー育成を図るため、

研修派遣を計画的に行い、ソフト面での災害対策に努めます。

3、災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、今後は各学区においても避難所としての機能充実を図り、各公民館等の避難所掲示板の更新と併せ、緊急避難場所における海拔表示についても更新を行うことで、避難所並びに緊急避難場所の機能向上に努めます。

4、災害から村民の生命財産を守り、安全安心に暮らしていけるように、全国的に発生している豪雨や大地震での自然災害を教訓に、大和村地域防災計画を必要に応じて更新し、災害に強い村づくりに努めます。

5、近年自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を強化し、消防団員の確保と処遇改善と併せて、消防団安全装備品の強化に努め、資機材取り扱いに対する支援を継続するとともに、団員の消防学校における研修を継続することで、団員の意識高揚にも取り組んでまいります。

6、高齢化率43%を超える本村において、独居高齢者等への災害に対する不安を軽減するため、個別避難計画の作成に取り組むほか、他の要支援者への対応についても、自主防災組織及び消防と連携しながら避難訓練の実施と対応協議を進めながら、情報の共有に努めてまいります。

7、県事業であります砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、鹿児島県と連携を図り、継続事業の事業促進に努め村民の生命財産を守ります。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げます。今後、大和村が小さくとも光り輝き続ける村として、更なる発展を目指す上で、これからも初心を忘れることなく本村の発展のために全力を傾注してまいりたいと考えております。併せまして、新型コロナウイルス関連の取り扱いに注視し、世界自然遺産登録や宮古崎トンネルの開通のほか、奄美温泉大和はなはなビーチリゾートのオープンを機に、地域資源を活かした本村の活性化に着実につながるよう受入体制への充実強化に努めてまいりたいと考えております。

令和5年度も厳しい財政状況ではありますが、地方創生第2期の4年目となる大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略を大和村発展の基本として、ビジョン実現ができるよう効率的な行政運営の下、最少の経費で最大の効果を目指し、安全安心で明るく心豊かなまほろば大和の創造に向けて取り組みを進めてまいります。そして、奄美群島が日本復帰70周年を迎える記念の年に、先人が築き上げた功績を守りながら、豊かな自然や伝統文化を継承し、大和村の基本理念である自然と共生し安心して住みよい村づくりを実現するために、全力で取り組んでまいり所存であります。これからも村政の運営については、全体の奉仕者であることを念頭に、村民の立場に立ち、村民幸福度の向上と社会基盤づくりを行うことが基本であり、施策実現のために全力を傾注してまいり所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方の更なる御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針といたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億9,572万5,000円で、前年度当初対比3億8,072万5,000円の増額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げておりますが、詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第8号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算及び議案第12号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算について、以上2件の特別会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度特別会計について、内容を御説明申し上げます。

議案第9号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第11号、令和5年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上3件の特別会計につきましては、お配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和5年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第10号、令和5年度大和村大和診療所特別会計予算につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第13号、令和5年度大和村大和の園特別会計予算については、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和5年度各会計予算の内容説明がございましたが、この後設置されます予算審査特別委

員会において詳細な審査を行う予定にしております。したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和5年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、令和5年第1回議会定例会にあたり、村長から令和5年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

国・県の状況につきましては、省略いたします。

本村においては、昨年の宮古崎トンネルの開通により夏の国直ウミガメ公園の賑わいまた、メディアでの大和村の紹介などにより観光客も増えてきているように思われます。村長が述べられたように温泉施設のオープンが、待ち遠しい気持ちでいっぱいであります。

新型コロナウイルス感染症も全国的にも落ち着いて来ているように思われます。今年度は村民が普通の生活にもどり、各種行事が行われることを切に望んでいます。

大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、四つの基本目標を掲げ、計画の達成に向け次の7つの基本方針、行財政改革の推進、農林水産業の振興と体験型観光農園の充実による村の活性化推進、民間企業との連携による村の活性化対策と定住促進、観光施設整備による観光振興の充実と推進、子育て支援と高齢者対策の充実による安心して暮らせる村づくり、道路交通網、生活環境の整備推進、災害に強い村づくりを柱に、限られた財源の中、村民の福祉向上を図るための予算が編成されております。

一般会計予算総額においては、前年度比11.8%、3億8,072万5,000円増の35億9,572万5,000円の予算編成となっております。地域総合整備資金貸付金ふるさと融資について、本村にとってのメリットは何か答弁を求めます。

次に、令和5年度当初予算の主要施策についてお伺いいたします。

まず行財政改革について、本村の歳入の82.5%を依存財源に頼らなければならない中、歳入の約43%を地方交付税に頼る所であります。令和5年度においても増額にて計上されております。自主財源の確保については必要不可欠であり、重点課題と位置付けています。県が発表した令和3年度県内市町村税徴収率で本村が1位でありました。また、住宅使用料においても、徴収専門員の配置や職員の連携により、滞納額も830万円余りに減少しております。4年度も年度末を迎えます。大

変な業務ではありますが、職員の奮闘を期待いたします。

定年引き上げの制度が始まりますが、この制度によって毎年行われています採用試験が行われるのか心配ですが、今後どのようなようになるのか、答弁を求めます。

次に、特産品の開発や加工品の開発として、加工グループ、産業振興課、企画観光課等で連携して取り組むとありますが、2年程前にイノシシやヤギを使ったレトルトカレーが作られたと聞きましたが、商品としての販売に至っていません。今現在はどのようなになっているのか。隣の自治体ではレトルトカレーが販売され、1カ月前には餃子の販売も始まりました。自分たちで考えるのもいいですが、専門の開発業者への相談・委託あるいは地域おこし協力隊の活用も必要ではないかと思うが、答弁を求めます。

次に、商工業の振興について、起業ステップアップ事業の活用による事業者の支援を行うとあるが、具体的にどのような支援を行っていくのか。これまでの起業支援との違いがあるのか。併せて、既存する村内商店の個人事業者への支援も検討出来ないか、答弁を求めます。

次に、名音地区のゲストハウスについてお伺いいたします。令和4年度開設されていますが管理はどこがしているのか。また昨年度の利用実績は何組か教えて下さい。また昨年包括連携協定を結ばれましたインフィニティ国際学院との事業計画及び受け入れ時期はどのように進められているのか、答弁を求めます。

次に、子育て支援と高齢者対策についてお伺いいたします。

村民が安心して生きがいのある生活を送るとあります。本村においては子育てから高齢者に対する支援・施策は十分行われていると思います。

そのような中で、福祉事務所が4月から開設される事により、さらに身近な福祉サービスが出来るのではないかと期待しています。4月スタート時点の人員配置及び業務内容はどのように行われるのか、答弁を求めます。

最後に、集落支援助成金が新規事業として210万円が計上されています。集落にとっては大変ありがたい助成金だと思います。4年度までは、地方創生臨時交付金にて対応されていましたが、新年度は一般財源での助成かもしれませんが、少しでも永く続けてもらえないか、村長の答弁を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

まず、地域総合整備資金貸付金ふるさと融資におけるメリットでございますが、ふるさと融資は地域振興に資する民間投資を支援するために自治体が長期の無利子資金を民間事業者に融資する制度であり、新たな民間事業者が展開されることによる雇用の創出、定住人口の増など、本村への収入増加も見込まれることと考えております。

次に、令和5年度当初予算の主要施策についてお答えします。

定年引き上げ制度が始まりますが、採用試験が今後どのようなようになるかとのことでございますが、令

和5年4月からの公務員の退職年齢が2年ごとに1年ずつ延長され、令和14年度に退職年齢を65歳まで引き上げられるものでございまして、本制度が全国の自治体でも運用されることに関し、総務省自治行政局のほうから定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理の在り方に関する研究会での報告通知がございました。その中で、各団体におかれては地域の実情を踏まえつつ、新規採用職員数の検討をはじめとした定員管理の取り組みを計画的に進めていくこととされており、大和村といたしましては昨年12月に定数条例改正の御理解もいただきましたので、管理定数にあたる定年引上げ該当職員になるのか、また、定数外職員にあたる短時間勤務再任用職員になるのか、該当職員への意向調査を進め、人員管理を把握する上で2年に1度の隔年試験ではなく、採用者は若干名になるうかと思われませんが、年次的に継続して採用試験を実施していきたいと考えております。

次に、レトルトカレーの商品販売と、専門の開発業者への相談・委託あるいは、地域おこし協力隊の活用についてでございますが、レトルト食品の商品化については、まるごと体験協議会が独自で補助事業を活用し、試作品をいくつか作っております。令和5年度には、行政も係わってその中の4品目についてパッケージデザインを作成し、商品化に取り組む計画で進めているところであります。

商品開発はこれまで、加工グループと行政だけで取り組んでおりましたが、現在は、パッケージデザイン等も含め専門の業者や専門の機関を活用して取り組んでおりますので、今後もそのような形で早期の商品化を目指したいと考えております。

カレーの商品化については、平成28年に行政が民間の方の協力をいただきイノシシ肉を使用した試食会を実施した経緯があり、また、まるごと体験協議会でも、ヤギ肉を使ったレトルトカレーの試作を行ったりしておりますが、どちらも材料の安定的な入手と味にクセがあり万人受けではないため、レトルトカレーについてはイカスミを使用した形での商品化を目指しているところであります。

また、特産品・加工品の商品開発については、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）整備にあたり、令和3年度に既存業者等にクロウサギに関連するミュージアムグッズの商品開発の意思があるかヒアリングを実施しました。令和4年度には、ヒアリングで開発したいと意思表示のあった事業者に対し、専門の開発業者が商品開発の支援を実施し、10点程度の試作品ができあがりました。

本日3月3日から試作品のプレ販売会を実施しており、令和5年度からの事業展開については販売会の結果をふまえ今後検討していく予定としております。

次に、起業ステップアップ事業の活用による支援と、これまでの起業支援との違い、及び既存する村内商店の事業者支援についてでございますが、今回新たに起業創業ステップアップ助成金条例を制定し、村内で新たに起業・創業及び既存事業から事業拡充をするものに対し、必要経費の2分の1を最大で100万円助成しようとするものであります。また、これまでの起業支援との違いに関しましては、昨年度に要綱にて助成金の交付内容等を明記し、交付する予定でありましたが、制度

の明確さや利用を推進するため条例を制定し、事業を実施しようとするものであります。

助成金の交付にあたっては、外部の有識者を入れた起業創業ステップアップ助成事業審査会にて審査をし、決定するものとしております。

本事業については、村内で新たに起業創業又は既存事業からの事業拡充を行う法人及び個人事業者となっており、既存事業者等へ支援につきましては、十分な検討が必要ではないかというふうに考えております。また、村内の商店への事業支援についても、今後検討が必要というふうに考えているところでもございます。

次に、名音地区のゲストハウスの管理及び昨年度の利用実績についてでございますが、名音地区のゲストハウスにつきましては、昨年の10月に村内の法人（名音森林総合開発株式会社）と管理運営委託契約を締結し、開業の準備を行い、令和5年3月から営業を開始しているところでございます。

営業を開始して間もないことから、まだ利用実績はないところでございます。

次に、村インフィニティ国際学院との事業計画及び受け入れ時期についてでございますが、本年1月下旬から2月上旬に掛けて、第1回目の受け入れを行っており、第2回目を9月頃に計画しております。時期的に集落行事が催される期間であるため、行事参加による地域とのコミュニケーションを図る計画を検討しております。

次に、福祉事務所開設による人員配置及び業務内容についてでございますが、福祉事務所につきましては、社会福祉法に基づき都道府県と市に設置が義務づけられており、町村は条例で設置することができるかとされているところですが、本村への設置は町村としては県内で6カ所目、奄美群島内では初めての福祉事務所となります。このことにより、これまで県で行っていた業務が本村に権限移譲されることとなりますが、主な業務としましては生活保護の決定・実施、児童扶養手当の認定・支給、特別障害者手当の認定・支給など、生活困窮者やひとり親、障害者の方々への支援業務が中心となります。これまでも県への進達業務やケースワーカーとの同行訪問等、関連業務の一部につきましては、本村においても行ってきたところでございますが、新たな業務も多く加わってまいりますので、スムーズに対応できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。そのため、4月スタート時点での人員配置といたしましては、所長1名、査察指導員1名、ケースワーカー2名、会計年度任用職員2名でのスタートとし、保健福祉課内に設置をいたしますので、所長につきましては兼務での体制を予定しているところでございます。本村といたしましては県とも連携を図りながら、村民にとってより身近な相談機関として機能できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、集落支援助成金について少しでも永く続けてもらえないかにつきましては、人口減少等の影響により、集落運営に関する財源が不足していることから、今回新たに村の単独事業として、集落支援助成金を計上いたしました。今後も、財政状況の許す限り助成を続けてまいりたいと考えております。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（前田清和君）

ただいま村長から答弁をいただきましたが、詳細につきましてはこの後設置されます予算審査特別委員会の中でただすことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第19 令和5年度予算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第19、令和5年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算及び議案第8号から議案第14号までの令和5年度各特別会計予算について、以上の8件については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第14号までの8件の議案については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選しましたので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

-----○-----

再開 午後 3時51分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第20 議案第15号 大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第20、議案第15号、大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村長等の給与の特例について、条例を廃止しようとする必要が生じたので、廃止条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

平成15年4月から行政改革の一環として村長、副村長、教育長の給与を各給与から隔年ごとに率を定め、特例にて減額し、平成19年度からは100分の10の率で減額していたものを令和5年4月から通常の給与に戻したく、大和村長等の給与の特例に関する条例を廃止しようとする内容でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

このことについては、先ほど全員協議会の中でも説明を受けまして、特段、この条例の廃止についての意見はございませんが、先ほどもありましたように、関連してですね、会計年度任用職員の処遇についてはどうなのかというのが、先ほども質疑が出ましたけども、この会計年度任用職員の賃金というのは、全国的な問題があって、全国的な少子化の大きな一因になっているんじゃないかということが言われております。その中で、先ほど定年制度が引き上げられて、段階的に引き上げられていきますよという中の、村長の答弁の中に各自治体の定員についての協議もしているということだったんですけど、その中で、国はその定員を増やしていこうとかいう話は出ていないんでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

この定年引上げに関しましては、国のほうでは定年引上げを希望する職員の場合には定数条例の中に入って来ます。そういった中で、定年引上げを希望しなくて短時間再任用を希望する場合には、この定数条例には入ってきません。そういったものを事前に把握しながら、適宜適正な人員管理に努めていただきたいということもございまして、国のほうからの指導といたしましては、やはり質問の大綱質疑の質問のほうでもございましたが、この定年引上げ制度に伴って2年に1回の試験になるのではないかなど懸念事項としてございます。そういったことに関しましては、適宜その

実情に合わせて市町村のほうで隔年対応するような配慮を努めてもらいたいという旨の通達があったところでございます。

○5番（藏 正君）

この問題については、会計年度任用職員の処遇については、議長からも先ほどいろいろ意見が出ましたが、各自治体で単独で全体的な底上げをしていくというのは、相当財政的にも難しいことがあると思うんですよ。そこで村長に伺いたいんですけど、全国的な問題になっている中で、各そういった地方自治体から会計年度任用職員の処遇を思い切って改善していきなさいよとか、今聞いたのは、定員を会計年度任用職員を職員に格上げしていきなさいよとか、そういった話は出てないのか。また、各自治体からそういった要望が出てないのか、ちょっとお伺いしたいんです。

○村長（伊集院 幼君）

この件については、まだほかの自治体から要望が出ている状況は、今のところありません。おっしゃるように定年が伸びると、どうしても定数が枠を超えざるを得なくなってくる場合も考えられるものですから、我々としてはそのやり方をどうしていくかというのは、また状況を見ながら対応していかなければならないと。しかしながら、やっぱり世代交代はしなければならない、そういう構成になってくるものですから、我々としても、そこは先を見ながら定数管理に合った形で人員を確保していかなければならないと考えています。また、その会計年度任用の先ほど皆様にも説明したとおり、やはり財政負担になっているものですから、この状況は多分我々だけじゃないと思っています。ですので、各市町村の実態を聞きながら、やっぱり町村の意見として、そういうやっぱり国に対する要望は必要ではないかと考えておりますので、今後、県の町村会あたりに要望しながらですね、対応させていただければと思います。

○5番（藏 正君）

国が同一労働同一賃金と言いながら、それなりの予算措置をしてくれなかったと、してきてないというのが実情であると思うんですよ。ですから、そういったことが大和村においてもですよ、会計年度任用職員は低賃金で、結婚したくても結婚できないとか、子供を育てるお金が確保できないという理由から、結婚を断念する方もいらっしゃるんですよ。それはもう全国的な問題なんですね。ですから、地方自治体の村長なんか、そういった首長の集合体の中で、そういった提案をしていて、国はもうちょっと予算措置をするべきじゃないかということ、声を上げていって、全国的なそういった問題にしていかないと、なかなか国とかいうのは動いてこないと思うので、その辺の動きをぜひしてもらいたいなと思っての意見です。

○議長（奥田忠廣君）

藏君、予算委員会でやったら。いいでしょう。

[「全然オーケーです」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

ももとの給与条例、平成15年に下げました。その当時6%、今10%になっているんですけど、毎年1年に1回、これは審議しないといけないということで上がってきますが、平成17年当時奥田議長がその当時の村長に、なぜ値下げ10%カットをするんだと質問、質疑をしておりますが、その当時の村長は特に意味はないという答弁をしております。これは裏には行財政改革という思いが当然あったでしょうが、今回、全員協議会で午前中説明をいただきましたけれども、基金が増え、また借金、公債費が減った。だから今回特例を廃止をしたいということでありましたが、元に戻すということは10%給与が上がるということになります。平成15年当時に下げた理由が分かれば説明をしてもらいたく、また先ほど廃止する必要があったから今回元に戻すとありましたが、今回元に戻す理由を今一度説明をお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

今回、我々は元に戻すというのは、基金が積んだから、借金が減ったからということも一理ありますけれども、やはり我々の行政運営は通常に戻して運営をしながらやっていくのが、私なんかもやっぱり運営としての在り方が、まさにそれが正当性があるのかなというふうに思っています。平成15年と申し上げれば、確かに厳しい時期がございました。その時期からしますと、大分財政運営も変わってきている状況でございます。そういう中では、我々もさっき申し上げたように、その当時からすると大分制度も変わってきて、権限移譲から職員に対する業務分担、我々の業務も大分変わってきておりますので、そこら辺を含めてですね、総合的に判断する中で、今回このような廃止条例という形にさせていただきましたので、その点についてまた御理解をいただければと思います。

○6番（勝山浩平君）

廃止するということに対しては理解はできますけれども、今のこの情勢の中ではどうなのかなという、大きな疑問があるんですよ。本来の額から今まで1割減をしておりましたが、廃止によって10%元に戻る。ということは、資料を総務課長より計算をしてもらったのをいただきましたけど、今回廃止することによって、村長が1割、年間91万3,000円、副村長72万、教育長68万円、当然期末手当も増えますよね。1.675倍とか、そういったのをもろもろ増える金額がどれぐらいに今回なるのか、10%元に戻ることによって。年間三役の皆さんが受け取る額が全体にどれぐらいになるのか、説明を求めます。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど勝山議員からありました年間の差額は給与の差額でございまして、今現在の期末手当、賞与に関する額はですね、この特例の中でも基本の額、村長、副村長、教育長の基本の額の中で運用するということでございましたので、実際の差額自体はですね、この10%、給与の10%に戻す額、先ほどおっしゃいました村長で91万3,200円、副村長で72万円、教育長で68万400円、それが年間の差額となっております。

○6番（勝山浩平君）

10%を戻すことによって、年間村長913万、副村長で720万円、教育長で680万となります。この三役の給与とか手当に関しまして、国からの交付税措置とか、交付金とか、そういったものがありますか。その財源はどこから出てきますか。

○総務課長（政村勇二君）

どこの自治体もそうなんです、こちらはもう単独費用になっております。ほかの交付金等の財源等ではございません。

○6番（勝山浩平君）

鹿児島県が公表している村民1人当たりの所得、一番新しいデータ、元年度、本村225万6,000円、これ所得ですけど、この数字には村内の企業の利益も含まれていることで、純粋な本村で働いている労働者の方の収入所得はもっと低くなると思いますけれども、実際、今回値上げを、値上げというか、給料が元に戻してアップしますけれども、こういったのを考えるに当たりまして、本村の村民1人当たりの平均収入、平均所得、そういったものを考慮されておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

村民1人当たりの年収、そういった考慮までは至っていないところではございますが、先ほど平成15年から本制度が勝山議員がおっしゃるとおり、各年、各年ごとにですね、率が変わった中で、当初は平成15年、収入役等もいらっしやいまして、平成19年度から収入役会計課ができたことにより、収入役がいらっしやらなかったということで、19年度から約10%を特例によって削減しているわけでございますけれども、この20年間、いろんな審議の中で考慮した中では、平成15年から今年の3月までですね、平成20年間においてこの減額した額が全て率が各年おき違う年もございますが、4,870万程度を村長、副村長、当時の4年間の収入役並びに教育長の削減はなっているというところの考慮はしたところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時11分

-----○-----

再開 午後 時 分

○議長（奥田忠廣君）

○6番（勝山浩平君）

大和村特別職報酬等審議会というのがあるんですね。これ審議会は5名、団体代表、住民代表5名から構成されますけれども、もし審議会に諮っていたとしたら、今回、給与を元に戻して賃金を上げる、給与を上げることに對して異論が出たとは思いませんか。出る場合があったとは。

○村長（伊集院 幼君）

それは、我々が上げる場合の件については、そういう議論をしなければならないと思っていま

す。今、議員がおっしゃるような、村民所得から考えるとどうかという意見でありますけれども、実際、これは県下43の市町村の中でも、これまで財政状況が厳しいところがあるところは、それなりにやっぱりやってきたという経緯があろうということで、今回、我々も裕福になったわけじゃありませんけれども、経済情勢の流れの中で我々もしっかりそこは対応させていただければということでございますので、その点について御理解をいただければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ちょっと私のほうから意見を申し上げますけれども、こういう問題はもうちょっとしっかり議会に説明をせんといかんよ、あなた方。どうだというのを。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

反対の立場で討論をさせてもらいますけれども、非常にやりづらいんですね。今じゃなければいいと思います。理解はできます。この今のタイミングで村の幹部の給与を上げる、元に戻す、上げるということは、村民が納得いくかなと大きな疑問があります。私たちはこれを議決してしまつたら、村民に説明がしにくいと思うんですね。村長、副村長、教育長、重責を担って職務を遂行されており、その対価として給与、期末手当があるということはもう十分に理解ができます、承知をしておりますが、午前中の全協では管理職への管理職手当とかも支給したい。また、増額したいとありましたけれども、これはすごい理解できます。職員とのコミュニケーションを図っていく上でとても大事でしょうけど、分かります。でも再三申し上げますけど、今の時期じゃないと思うんです。将来に延期するべきだと思うんですね。今、国会が開かれていますけど、連日、物価高騰対策を議論をしていますよ。その上には与党のほうから交付金、臨時交付金の追加という提案まで出ております。マスコミ、新聞、テレビ、毎日食品が値上がりしているということを報道しております。施政方針にもありましたけれども、本村の歳入40%を占める交付税、交付金、今、コロナでお金を使って、物価高でお金を使って、また最近国防ですね、国防も大きなテーマとなっておりますが、施政方針でありました国の動向、交付税の動向は不透明化、不安定と分析をされております。先ほどの補正予算、燃料費、光熱水費の高騰、全部で250万程物価高騰で計上をされております。先ほど蔵議員からありましたけど、会計年度、全員協議会の中では会計年度職員が結婚をして、子供を育てることができるぐらいの給与体系、処遇改善を図るべき、図ってほしいという強い意見もありました。これから、観光業、観光が期待されるということで、大綱答弁、施政方針にもありましたけれども、これから落ち込んだ観光業を押し上げていくための支援策を本村は打っていかねばいけません、そのためにも資金、費用は必要です。コロナ、昨年第8波、やっとおさ

まりかけましたけれども、7波、8波のときにコロナに罹って濃厚接触者になって、感染して、濃厚接触になって感染した方は10日から15日仕事に行けない。生活の糧を半月分得ることができない方もおり、大変苦しい生活の中で、お金を借りてしのいだ村民もいます。そのような状況の中、村民の感情、生活の実態とは今回の給与を上げる、今上げるということに対しては大きなかい離があると思うんですよね。上げるとしたら、コロナが完全に落ち着いて、村内の経済活動が上向きになったときに上げるべきだと私は考えます。大和村の意思決定機関は本村議会です。最終決定をするのは。あとあとこういった村民の生活の中で、議会や当局に対して村民から不満とか批判の声が上がらないように、今回は延期ということに取り組むべきだと思っております。時期をもう一度見直すべきだと思います。同僚議員の御理解と御賛同を求めます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま議案に対する反対の討論がありました。

賛成者の発言を許可します。

○8番（宮田 到君）

午前中説明があって、全員協議会でありまして、そのときは私個人としては納得して、みんなもしていると思っていました。私が常々話していることは、監査をしています、合併をするしないというときに、基金が6億ぐらいでありましたが、今は14億とか、そういったところにきています。そして、私が言わんとすることは、自分が受けているから、それをやめるときにはと、局長にいつも言っているんですが、昭和30年代か分かりませんが、日当が5,000円なんです、各種委員の。これを今の時代にあわせて5,000円でいいものかということは、常々局長とはなしをしています。ただ自分が5,000円だから不服を言っているわけじゃないから、これが私が議員をやめるときには、必ずその日当を上げるようお願いをして、希望しないと、少ない村民の中で各種議員を辞退してきたら、村政もうまくいかないと思いますので、そういう心を持っていますので、まず村から、行政の長からそういうものを上げるものは上げて、村民のまた各種委員も上げるものは上げて、生活をよくしていきたいという気持ちで、私は賛成です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに討論ありませんか。

賛成討論、反対討論、賛成討論、反対討論、賛成討論です。

ほかに討論ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

反対討論よね。

[「賛成討論と呼ぶ者あり」]

○議長（奥田忠廣君）

反対とね、賛成があったから、もう採決します。

これから、議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、議案第15号は可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第16号 大和村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、議案第16号、大和村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村個人情報保護法施行条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

個人情報保護法が改正され完全施行されることに伴い、条例を制定する必要性が生じたので、施行条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村個人情報保護法施行条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

デジタル社会形成整備法に基づく改正に伴い、地方公共団体の機関及び地方独立法人におきまして、個人情報の定義等を国、民間、地方で統一することとあわせて、行政機関での取り扱いに関する規律を明確化し、本条例の制定にあたり、そのほか職にて現在あります大和村個人情報保護法条例を廃止しようとする内容でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第17号 大和村個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、議案第17号、大和村個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村個人情報保護審査会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村個人情報保護法施行条例が制定されることに伴い、審査会条例を制定する必要性が生じたので、条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村個人情報保護審査会条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和村個人情報保護法施行条例の制定に伴い、開示決定や訂正請求等に係る審査請求があった際、審査会への諮問の必要があるため、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について制定しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（前田清和君）

1点だけ、新しくその審査会が令和5年4月1日から発足するというので、任命は5人の任命は村長が任命するとあります。村長の中では、その5人の任命というのは考えられておるのか。今からまた任命は検討されていかれるのか。4月1日からということですので、その点だけお伺いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

この審査会に対する委員は5名という条例になっておりますが、こちらは鹿児島県43市町村の中

です、36の自治体が統一的審査会というのが鹿児島県のほうにございまして、その内容といたしまして県内にある弁護士、そして住民代表2名、そして商工団体1名、学識経験者、以上5名が鹿児島県の統一的審査会のメンバーでございますが、大和村といたしましてもそちらのほうに委嘱をしてですね、この時案が発生した際には、また負担金等の支払いの対応が出てきますが、そういったところに委嘱を考えているところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第18号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、議案第18号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

委員等報酬について一部追加する必要が生じたので、改正を行うものでございます。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村報酬条例及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和村福祉事務所の開設に伴い、新たに嘱託医の任命及び大和村地域公共交通会議委員並びに大和村起業創業ステップアップ事業審査会員の報酬を定め、本条例に追加することで一部改正しようとする内容でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○8番（宮田 到君）

この時代で1日5,000円というのは、時代錯誤もはなはだしいんじゃないかと思っていますから、もう一度再検討する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この各委員の報酬条例報酬に関しましては、各課、部、所、各多方面にですね、わたって委員が選定されている状況でございますので、その金額等に関しましても、各課連携でまず実態調査をですね、各自治体の実態調査を踏まえまして、そういった検討も進めていきたいというふうに考えております。

○8番（宮田 到君）

これ、実態調査って、それでいいと、みんな、5,000円でいいということで決まっているんですか。1日暇つぶすの。そこが私がさっき訴えたのを、今現在で5,000円で日当とかというのは、どこを見てもないと思いますよ。ですから、1日で5,000円しかないというのは、自分の仕事を捨ててその会合に行くわけですから、その対価としては、やっぱり時代にあわせた同じようなのでしていかなければ、言うたところで、その5,000円というのは昭和30年代で決めたというようなものが、まだそのまま生かしているというのは、時代錯誤じゃないかと思っていますが、検討できないですかね。

○企画観光課長（早川勝志君）

今回、条例に追加しようとするのは、地域公共交通会議委員並びに起業創業ステップアップ事業審査会委員につきましては、実際、会議がですね、半日以下というふうに考えているところでして、それに対して5,000円という形で決定しているところでございます。

○8番（宮田 到君）

やはり、給与で年休や特休が補償されている人もいますけども、村民の中には公務員以外は割りど日給月給が多いと思うんですよ。村の情勢を見てですよ、全国じゃなくて。そういった中で、5,000円もらっている、日給をもらっているところはないと思っています。ですから、やっぱり現

状にあわせてとか、大和村にあわせてやるべきじゃないかと思う。半日ですから5,000円、1日でしたら1万円とかじゃなくて、半日だから5,000円ですよといえば、その人は1日休まんと半日休まれんのですよ。昼から出てもいいですかとか言えない状態になりますので、私が訴えているのはそういうところですよ。村民所得を上げるという考え方に考えてもですよ、5,000円ではもう、例え1時間の会であったとしても、じゃ、時間1,000円でしまししょうかとか、そんなことできるはずないでしょう。そこをもう一度考えてもらえんかということですよ。これでもう、常々これは私がもう思っていたことなんですから、それでさっきこれを見ずに話したんですけど、やっぱり5,000円というのがね、半日潰そう、1時間潰そうで5,000円でいいでしょうじゃ済まされないと思うんですよ。仕事を休んで来なければできないわけですから。もう一度これを検討することで見直すことできないですかね。それだけです。

○村長（伊集院 幼君）

確かに議員のおっしゃるような御意見もあろうかと思えます。我々も独自で報酬とかを決めているわけじゃなくて、実際、県の決め方とか、各市町村の決め方の中で、平等性というか、見ながら一応、委員の報酬なんかを決めているところがありますので、確かにこの委員の報酬がずっと変わっていない分も、報酬がですね、変わってない分もあろうかと思えます。我々も総合的に判断をしなければならぬところもありますので、今後、しっかり今の御意見をしっかり賜りながら、我々もまた県との調整が図られるように、また進めさせていただければと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第19号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定住促進住宅の新築に伴い、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、御提案申し上げます。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

津名久地区における単身用定住促進住宅の新築に伴いまして、新たに定住促進住宅の名称及び位置並びに月額家賃を設定する必要が生じたことにより、改正しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第20号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、議案第20号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本村において鉱泉浴場施設が改正されるにあたり、入湯税の聴収を行うため、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたので、御提案申し上げます。

内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

本村において、鉱泉浴場施設が開設されるにあたり、入湯税の徴収を行うため、納税義務者、課税免除、税率・徴収の方法、特別徴収の手続等を定めた大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第21号 大島地区衛生組合格約の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、議案第21号、大島地区衛生組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大島地区衛生組合格約の変更について、提案の理由を申し上げます。

大島地区衛生組合は島内5市町村で構成されておりますが、有良汚泥再生処理センター事業に参加しておりますのは奄美市、龍郷町のみでございます。組合議会においても上記事業に係る議案については、奄美市、龍郷町の意見が十分反映されるよう特別の規定を設ける必要が生じたので、御提案いたします。

内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大島地区衛生組合格約の変更について、内容の説明を申し上げます。

大島地区衛生組合は、島内5市町村で構成されておりますが、特別会計である有良汚泥再生処理センター事業に加入しているのは、奄美市、龍郷町の2市町のみであります。組合議会においても上記事業に係る議案については、奄美市、龍郷町の意見が十分反映されるよう、地方自治法第270条の3第1項の規定により、議決の方法について特別の規定を設けたいため、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第22号 大和村農産園芸共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第27、議案第22号、大和村農産園芸共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村農産園芸共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村農産園芸共同利用施設の設置にあたり、条例の制定が必要となりますので、大和村農産園芸共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

令和3年度奄美群島成長戦略推進交付金の一つであります奄美農業創出緊急支援事業を活用し、奄美フォレストポリスの遊具広場前に建設しておりました大和村農産園芸共同利用施設の完成に伴い、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

条例の内容につきましては、施設の設置、使用許可、使用料、使用料の減免等について定めたほか、将来的には指定管理者制度も導入できるよう、管理運営等についても定めた内容となっております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 大和村選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙

○議長（奥田忠廣君）

日程第28、大和村選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いま
す。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選に行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定いたしました。
選挙管理委員に森忠夫さん、大江寿子さん、中山一さん、永野誠光さん、以上の方を指名いたし
ます。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました森忠夫さん、大江寿子さん、中山一さん、永野誠光さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には元継男さん、元野吉八郎さん、坂元龍馬さん、畑進良さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しましたは元継男さん、元野吉八郎さん、坂元龍馬さん、畑進良さん、以上の方は選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序については、お諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時40分

第 1 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 5 年 3 月 8 日 (水)

大 和 村 議 会

令和5年第1回大和村議会定例会会議録

令和5年3月8日(水)

午前10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(5名)

午前(2名)

1番 市田 実孝 議員

7番 中井 文忠 議員

午後(3名)

5番 藏 正 議員

6番 勝山 浩平 議員

2番 前田 清和 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田 実孝 君

6番 勝山 浩平 君

2番 前田 清和 君

7番 中井 文忠 君

3番 重信 安男 君

8番 宮田 到 君

5番 藏 正 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(1名)

3番 重信 安男 君(午後)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君

主 査 後藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君

教 育 長 晨原 弘久 君

副 村 長 仲新城 長政 君

教委事務局長 森 永 学 君

総務課長 政村 勇二 君

企画観光課長 早川 勝志 君

建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしましたとおり、議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。
通告順に従って順次発言を許可いたします。
1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番、交通弱者支援体制について。

その1、高齢化の高まりにより、移動支援対象者は今後ますます増えていくものと予想されますが、新年度から新たに予定されている移動支援事業は、どのように計画をされているのか。

2番、湯湾岳の駐車場、遊歩道の管理整備について。

その1、駐車場、遊歩道入口の周りはススキで覆われており、観光客の増加を目指すなら管理整備を整えておく必要はないのか。

その2、観光交流人口の増加において、湯湾岳の登山者も増えてきていますが、トイレが整備されておらず困っている状況にあり、設置への検討はされていないのか。

3番、旧県道登森地区避難場所の設置検討について。

その1、昨年の避難時において、大和浜地区の方々は大和浜地区に避難されて難儀されたとのことで、災害時高台への避難場所を確保し整備する必要があると思うが、設置についての検討はされているのか。

その2、旧県道の大棚地区からの整備は進んできているようだが、大和浜地区からの県道も整備する必要があると思うが予定されているのか。

その3、各集落の高台避難所の設備整備は進んでいるのか。

以上申し上げまして、あとは席で質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の交通弱者支援体制についての御質問でございますが、本村では平成31年4月6日に民間バス事業者の定期路線バスが廃止されたことに伴いまして、廃止代替バス大和村直行バスの運行を実施しているところでございます。しかしながら、委託事業費の負担増を極力抑制するため、通勤、通学、通院等を考慮した必要最少限の運行に止まらざるを得ず、それまで平日8便、土・日・

祝祭日5便運行されていたものを、平日5便、土日祝祭日3便にせざるを得ない状況となりました。自らの移動手段を持たない高齢者を中心とした交通弱者の日常的な利便性が低下してしまったことにつきましては否めないところでもございます。民間バス運行時は、バスを利用して買い物や交流などのために他の集落を訪れることができておりましたが、前述したように移動利便性の低下から、そのような外出機会が減少し、安心した生活環境が阻害されるという課題が生じたことから、大和村直行バスを補完する交通手段としまして、移動支援車両を新たに導入し、村内及び集落内を巡回運行を実施するものであります。

移動支援の実施を目指すにあたり、令和3年度に大和村高齢者等移動活動支援協議会を設置しまして、その運行の在り方、体制をどのようにすべきかを調査検討し、次に掲げる事項を基本的事項としてとりまとめをしております。

運行形態は市町村有償運送の許可を受け運行すること、運行日は月曜日、水曜日、金曜日の週3日運行すること、運行時間は大和村直行バスの運行しない時間帯に運行すること、より自宅から近い場所で乗り降り可能となる集落内運行をすること、料金は大和村直行バス料金と同額とすることの主に5項目でございます。

同協議会でとりまとめました基本的事項を、本村の公共交通の在り方を協議する機関であります大和村地域公共交通会議を、令和4年3月に開催をいたしまして、同会議に諮り認めていただいたところでございます。この基本的事項に基づいて令和5年6月頃からの運行開始を計画しております。

次に、2点目の湯湾岳の駐車場、遊歩道の管理整備についての1番目、管理整備につきましては、湯湾岳の周辺整備については、令和2年度に村がボードウオークの改修、令和4年度に環境省が湯湾岳山頂展望台を整備し、受入体制を整えております。一方で、湯湾岳一帯は奄美群島国立公園の特別保護地区に指定されており、最も厳正に保護すべき場所でもあり、実際、村道福元田検線の道路脇や駐車場、登山道入口の周辺には希少植物が、ススキなどの他の草と混じって生育をしております。そのため、草刈り時期等におきましては配慮しながら管理をしているところでございます。本村においては、遺産登録後、世界自然遺産、湯湾岳&大和村ガイドブックを作成しまして、利用の方法、ルールやマナーにつきまして周知を図っております。また、昨年11月より施行しました湯湾岳利用ルールにつきましては、登山道入口の看板の改修を行い、周知を図っていく予定でございます。

2番目のトイレ設置の検討につきましては、トイレの整備については、湯湾岳一帯が地元から聖地として大事にされていることから、景観にふさわしくないものを設置してほしくないという意見があることを把握しております。また、湯湾岳駐車場周辺は電気水道の整備が整っていないほか、国立公園の特別保護地区に指定されており、構造物の設置などには規制がかかっております。同じく宮古崎にも電気水道が整っておりませんが、稼働電力を太陽光パネルで賄うバイオトイレを設置しております。しかしながら、湯湾岳一帯は奄美大島の中でも年間を通じて日照時間が極端に少な

い場所でもあることから、稼働の電力を賄うことは困難であるというふうに考えております。

現在は、地元の意向と技術的な方法、二つの点から湯湾岳へのトイレ整備は現在検討しておりますが、先ほど紹介しました湯湾岳&大和村ガイドブック等で、奄美フォレストポリスでトイレの利用を案内しているところでもございます。なお、湯湾岳一帯は、先ほど申し上げましたとおり、国立公園の特別保護地区に指定されており、管理整備につきましては、環境省と大和村が連携をしながら実施をしているところでもございまして、今後の新たな施設の整備につきましては、環境省と協議が必要というふうに考えております。

次に、3点目の旧県道登森地区避難所の設置検討についての質問の中で、1番目の高台避難場所を確保し整備する必要があると思うが計画されているのかについてと、3番目の各集落の高台避難場所の設備整備についての御質問でございますが、関連がございますので1番目と3番目につきましては、一括して答弁をさせていただきます。

昨年1月の津波警報の際には、村民の多くが避難をされ、高台避難の重要性を再認識されたところでございます。この高台避難所につきましては、以前、事務嘱託委員会におきまして候補地選定のお願いをした経緯がございまして、二つの集落から回答をいただいたところであります。

高台避難所整備につきましては、村の対応といたしましては、集落候補地選定の回答をいただいております現地の調査及び関係部局への協議を令和5年度に進め、整備可能なものか、検討を進めてまいりたいと考えております。また、津波に関しましては、南海トラフ地震発生による想定も考慮しまして、災害はいつ何時発生するか分からないものでございますので、その他の集落におきましても大和村地域防災計画にある園地や村道を主とした緊急一時避難場所の適正管理に努めながら、天候不良等により近年実施できておりませんが、避難訓練を実施することにより、現在ある緊急避難場所の利活用を進めながら、集落自主防災組織からの情報提供をもとに、可能なものから高台避難所整備について取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2番目の大和浜地区からの県道も整備する必要があるということの質問でございますが、村道大和浜大榎線につきましては、毛陣トンネルが通行止めになった際の重要な迂回路であることから、これまで部分的な舗装の補修を行ってきたところでございます。令和4年度より舗装の老朽化が著しく、路面のひび割れが多い部分については、公共事業による舗装補修の工事を行い、現在、舗装の老朽化が激しい大榎地区側の舗装補修を行っているところでもございます。今後は大和浜地区側の舗装補修についても、一部老朽化が激しく交通に支障をきたしている部分も見受けられることから、大榎地区の舗装補修が終わり次第、順次舗装補修工事を行い、円滑な交通ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

まず最初に、弱者支援体制についてであります。話をお伺いしますと、週に3回ほど各集落を

巡回でなさるような計画があるということですが、まず最初に、この運営主体の課はどちらの課でなさるんですかね。

○企画観光課長（早川勝志君）

この間、先日ですね、庁舎内で打合せをいたしまして、企画観光課のほうで進めたいというふう
に考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

これは新たにですね、事務所を設置しないということで、運転手さんとか、車の場所とかです
ね、何台ぐらい検討なさるとかですね。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、運転手につきましては、先般、会計年度任用職員を総務課のほうで募集いたしまして、そ
ちらの運転手を当てていきたいというふうに考えているところでございます。車につきましてはは
ですね、今年度保健福祉課のほうで購入しました大型ワゴン車を使ってですね、運行していきたいと
いうふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

大型バスですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

大型のワゴン車ですね、10人乗りのワゴン車を使って、1台ですね、活用していきたいというふ
うに考えています。

○1番（市田実孝君）

いろいろですね、この交通支援体制、行政が行っているね、体制をちょっと調べてみましたら、
あらゆるところで弱者対策を自治体はなさっているようで、このデマンド方式、電話で行きたいか
らとか、そういった方式を取られているのが最良の体制みたいな感じで書かれているんですけど
も、何分予算が伴うということで、国土交通省の資料の中でもボランティアによるとか、いろんな
方法があるようですが、これ、デマンド方式で、その2日か3日ぐらい前にですね、受付をしてお
いて巡回をするというような、そういったことは考えてはいらっしゃるんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

現在のところはですね、先ほど申しました、購入しました車を活用してですね、集落の中、通常
の直行バスであれば県道沿いを走るんですけども、集落の中を、ルートを決めた集落の中の道路
を使って、できるだけ自宅に近いところから乗り降りできるような形で運行したいというふう
に考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

やってみないと、いろんな意見が村民の方々から要望も出るだろうと私は思いますので、あえて
やらないことには事業は始まらないだろうということで、あまり深くまでは聞きませんが、各集落
におきましても、ひよろ長い、長い集落もありますので、そういったことを加味していただいて、

長いところは長いなりに何カ所か、できるだけ足腰の弱い方が歩かないような体制を取るとか、雨降りとか、そういった対策も考えて実行していただきたいと思いますが、どうですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

村としても初めての交通弱者対策ということで移動支援を行いますので、まずはやってみてですね、それに変更が必要な場合は改良していくとか、そういうことを進めていきたいというふうと考えております。

○1番（市田実孝君）

私のほうといたしましては、大棚商店なり、診療所なりですね、いちいち行きたいからというようなデマンド方式の改正に、いずれはなっていけば村民も助かるんじゃないかと思っておりますので、その点もやはり意見を聞き漏らさずに、運転手さんなりにですね、企画課長のほうで把握を取られて、進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、湯湾岳の遊歩道の管理整備についてですが、2月ですね、初めの日曜日、そして先だつてのグラウンドゴルフのときも2度ほど、私はそこを見に行きました。2月の日曜日にはですね、朝9時ごろ行って、ちょうど村長がですね、12月でしたっけ、展望台が完成したということで、これは見ておかななくちゃいけないということで、あいにくですね、やっぱり雲がかかって見ることができませんでした。そのボードウオークを登ったときにですね、ススキがかかってワラビとススキが、あの幅が1 m20ぐらいあるんですか、1 m20、残りは30cmぐらいしか空いていなくて、右側からワラビとかススキが覆いかぶさってですね、何か危険を感じてですね、これでハブでも飛び出たら一発だなどと思ったんですよ。そして、ワラビというのは、多分地籍などに総務課長などもおられた昔、ようですね、マダニの巣なんですよ、御存知だと思いますが。そのワラビの下によくいるんですよね、ダニ類ですね。そういうことで、せめてですね、そのボードの上だけの整備はできないものか、ちょっとお伺いします。

○企画観光課長（早川勝志君）

湯湾岳のボードウオークにつきましては企画課のほうで管理をしております、昨年の12月末にですね、年末年始、入山される方が多いということで、落ち葉の除去とかですね、清掃とか、ある程度ボードウオーク上に出た草に関しては、根元からではなくて断ち切りといたしまして、根元から切るわけにはいかないものですから、断ち切りという形で枝を伐採とかさせていただいているところでございます。

○1番（市田実孝君）

とにかく、山ですね、自分らの山、ススキの中に頭を突っ込むような農作業でも造林鎌で払いながら作業をするんですけども、交流人口を増やすため、やっぱり村民の生命・財産を守る、安全を守る、これは観光客にとりまして守っていかねばならないんだと思うんですよ。自然保護を守る、生命を守る、人の命を守るですね、そののちを区別してもらいたいと思って、私は今差し上げていますけど、意見を。もしですね、そこをどうしても払うことができないのであれ

ば、アクリル板ですね、人命を保護する、歩く方を。そうすれば、そこにススキが被ってこないわけですから、1 m50ぐらいですね。私が言っているのは、入口のですね、14、15mなんですよ。中に入って行けば木立の中にあるから、別にそんな心配はいらないと思います。どうしてもあそこら辺は日があたって、まだ時間がかかりましようから、木が生えるまでですね。そういった方向を検討していただきたいんですが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、湯湾岳につきましては、先ほど村長も申し上げましたけれども、昨年11月25日に湯湾岳の利用のルールというのを環境省と大和村、宇検村合同で決めまして、それを施行しているところでございます。その中で、湯湾岳のルールについてということでお願いしているところがですね、長袖長ズボンで入ってくださいということで、まずはお願いしているところでございます。それと、先ほど議員がおっしゃったススキ等の伐採についてはですね、村長も申し上げたんですけども、あの辺は希少な動植物が非常に多いことから、伐採時期がですね、限られておりますので、切っていい時期と切って悪い時期、ましてはこういった切り方がいいのかという検討をしております。今後ススキの伐採等はしていきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

そのね、気をつけてと言っても、やっぱり希少な植物も刈る可能性もありますので、できるだけ人間を保護するためにも、やっぱりそういったボードですね、透明のボードでも設置して、通路をですね、確保なさった方が私はいいと思います。その2月の最初の日曜日、展望台まで行きましたら、階段を上ってですね、行きましたら、ちょうど祠の近くから右手のほうから親子連れが5人ほど歩いて来ました。あれ、おじさんはどこから来たんですかと、いや、大和村の上りから来たんですよって、私、その近くまで行ったのに、その階段が分からなかったんですということなんです。よく考えたらですね、建設課長、これ以上は交通止めをしていますよね。あの駐車場で、多分奥があるということで来ているかも分からないんですけども、初めての方は、そのボードがどこにあるか分からないんですよ、初めての方はですね、観光客とか。あの駐車場のところまで来たときに、前の場合はススキとか全部きれいに払ってあったもんだからあの階段も見えておったんですよ。そして今、案内板も大和の右手に、ちょうど草の、ここから行ったら草で隠れて見えないんですよ。そして、見えるのはこれ以上は交通はできませんという交通止めしか見えないんですよ。そうしますと、そこまでボードに行こうと思って来た人は、あれ、道を間違えたんじゃないかと、駐車場でUターンして帰るんですよ。もうそれしか見えないから、これ以上は先に進めないということですから。私たちは左から登れますよと、感覚的に1回行っている人は分かるんですよ。初めての方は、あれ、もう道がないんだ、道を間違えたのか、このボードを課長が12月ですか、そこら辺きれくしてありましたよね。だけど、道から見えないんですよ、左にありますから。そして斜面も見えない。そういう状況ですから、できればその交通止めのあれをですね、あと15mぐらい上のほうに置けば、車は入って行ってあれと思うんですよ。現実に、2月の私が行ったときも、こっちか

ら40分か50分ぐらい登って来たという方々も行っても分からなくて、向こう側に回りましたとおっしゃっていたんです。それに対してどうですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

ボードウオークの案内につきましては、駐車場の入口に支柱がありまして、登山道入口という形で表記がされているのがあります。これを活用していただきたいというふうに考えているんですけども、議員がおっしゃったその家族連れの方がどちらからまず登って来たのか、ちょっとはつきりしないところなんですけども、宇検村側からですと約40分、50分かかるところがあって、宇検村側の入口は非常に分かりづらいというのがあります。なぜかと言いますと、宇検村の歩道につきましては大和村ほど整備されてないことから危険だということで、迷う方も多いということで、あまり推奨しないということで、この湯湾岳のルールですね、についてはガイドを同行するような形ということでお願いをしているところでございます。

大和村側からもし行っていただければ、車で上がっていくことになると思うんですけど、駐車場入口のほうに登山道の入口はこちらですという看板がついておりますので、それを活用していただきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

やっぱりですね、その駐車場入口に来て、交通止めだという感じで2・3台の方が帰っているのをですね、私はちゃんと見ております。ここに遊歩道があるというのが分からなくてですね。もうその交通止めと建設課が措置なさったんですが、それとその左が全く見えない状態ですから、そのまま帰るんですよ。そういう現象が今起きていますので、本来であれば遊歩道のそこまで伐採できたらなと私は思うんですけども、課長、どうですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるとおり、確かに初めて来られる方は、そこで通行止めで遊歩道も行けないという形で誤解されるときがもしかしたらあるかもしれません。その通行止めの看板についてはですね、企画観光課とちょっと連携を取ってですね、そこにちゃんと遊歩道が左側に、通行止めの看板のところの横には、ちゃんと遊歩道がありますよという形で企画観光課と連携を取りながら、ちょっと看板の位置、看板の表示とかいうのも、ちょっと今後検討していきたいと思っております。以上です。

○1番（市田実孝君）

できるだけそういった配慮をお願いしたいところです。ちょっと企画課長にお伺いしますが、この湯湾岳のルールですね、湯湾岳公園、宇検側からのですね、これは準保存ゾーンとなっておりますよね。大和村のこの遊歩道のあたりも準ですよ。保存ゾーンと準保存ゾーンとあるんですけども、その区別は何ですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

その宇検村側からのルートに関しましては、やはり通常のボードウオークでない、土の遊歩道が

あるんですけど、そこを踏み荒すとそこに希少生物がいるということで、できるだけ守っていきましようよと、危険な場所であるということから準保存ゾーンということで制定しております。大和村側の保存ゾーンと言いますのは、上の祠からですね、頂上までの間、こちらは本当に稀な、そこにしか咲いていないような動植物がたくさんあると。どうしてもいっぱい人が入ってしまうので、それを踏み荒してしまうということで、保存ゾーンで立入禁止区域ということに、今設定をしているところでございます。

○1番（市田実孝君）

この準保存ゾーン、保存ゾーンエリアと、こういう感じで見ていますと、大和村のほうの駐車場もですね、準保存ゾーンに私のほうとしては見えるんですよ。そうしますと、湯湾岳公園にはちゃんとトイレとかも完備されている。同じ準保存ゾーンですね。なぜこの大和村にはやっぱり山を登れば100mで0.6℃ずつ温度は下がっている。この大塚の入口から毛陣の入口からですね、大体ここまで1時間かかるんですよ。その間に気温が3℃なり4℃なり低くなると。まして霧が多いところに行くと、体も冷えますよね。そうした場合、この宇検側にはトイレがあると、この駐車場にはトイレがないと。今、国内ではトレッキング、トレッキングですね。高い山、低い山、低山、沖縄には石垣島に500mぐらいの沖縄1の山があると。奄美には湯湾岳があると。やっぱりそういったブームになりつつあるみたいですね。今日の新聞も何かちらっと見ましたら、平成22年の1月から6月までの資料ありませんけどという形で、隣の村の登山客が1,195人というふうな数字を今朝の新聞で見ましたけれども、ここ1・2年で30%の伸び率があるみたいですね、前年度より。そうしていきますと、いろんな観光業者もツアーを組んでいます。海のツアー、その原生林のツアー、マテリアのツアー、この湯湾岳登山もですね、ツアーの大切な品目になっているというのは、課長、御存知ですよ。

○企画観光課長（早川勝志君）

もちろん湯湾岳がですね、奄美で一番最高峰であるということと、自然がたくさん残っているということから、観光の観点からも重要な区域というふうに考えております。ただ、先ほど申し上げた湯湾岳の駐車場一体も含めてですね、国立公園の特別保護地区に指定されており、構造物の設置にはかなり厳しい要件がかかっているのが現状でございます。

それと、先ほどもあったんですが、地元のほうからはできるだけトイレとかいうのは造ってほしくないという意見もちょっと伺っておりますので、あそこは聖地ということでそういう意見もあることから、私どもはちょっと今のところ整備はまだ検討していないところでございます。

○1番（市田実孝君）

やっぱり安心・安全な観光をしていただきたい、大和村はそういった形で配慮して受入れ等をしていくんだという考えのもとがあるのであればですね、どうしても難しい点があるのであれば、やっぱりマテリアにトイレがありますよね。ああいったところに今後はトイレがありません、トイレはここにありますがよというですね、看板表示をしていただくとか、そういった配慮をなさらない

と、大和村はそういった面には何か配慮してないんじゃないかと見られる可能性もありますので、ここから以後はトイレはありませんとかですね、ここに右手にトイレがありますとかですね、それはグラウンドゴルフをなさる方はここにトイレがあるということは全部知っていますよね、村民はですね。観光客の初めての方は分からないわけですから、そういった視点でですね、配慮をお願いしたいと思います。

旧県道のそこに一昨年、大和浜の方々を含めて、避難なされて、連絡も取れず、長い間難儀なされたというのを総務課長、耳に入っているらしいですよ。

○総務課長（政村勇二君）

昨年1月のトンガ沖の潮位変化、津波警報が出された際にはですね、村内で約1,000名程度の方の避難を要したという報告を、以前の昨年の3月ですね、議会のほうでも6名の議員の皆さんの御質問に対して答弁させていただいたところでもございます。その際にですね、各集落自主防災組織、そして各消防団、そういったところから全ての意見を聴取いたしまして、その反省といたしましては、やはり避難時間が長時間にわたったということで、やはりトイレの問題、そしてまたやはり先ほど市田議員からも御質問にあった、連絡の取れない場所もあったというところでもございまして、その認識は十分にしているところでもございまして、随時ですね、また今回も昨年、避難訓練は実施できておりませんが、そういったところでも自主防災組織、事務嘱託員会の中でもございしますが、消防団のほうにもですね、周知していきながら、こういった避難に関する防災対策は今後とも継続して進めていかなければならないというふうに感じております。

○1番（市田実孝君）

この旧県道大榎登森線はですね、毛陣側の大崩れが昔ありましたよね。憶えていらっしゃいますよね。不通になって、私等もそのときには山道を登って、大榎、下方に行ったんですけども。あの上から抜本的に補修はされてないと私は思いますが、それがまた平成22年の10月18日ですね、奄美豪雨のようなときに、あの大崩れがまた崩れる可能性もないとは言えませんよね。あの毛陣の入口、毛陣等の入口、私等は二度とそういった災害はないがと言ったら、トンネルが不通になってですね、びっくりしたんですけども、そういった意味からもこの旧県道は大切な道だと認識しておりますので、村長も6日の大榎からのルートは早急に整備したいという意見ですので、考えでお持ちだと聞きまして、その後に建設課長、ぜひですね、大和浜からのこれ、避難される方も今からいると思うんですよ、今後とも。やっぱりそれは認識していただいて、整備のほうを前もってやっていただけるよう検討をお願いします。

○建設課長（前田逸人君）

村長の答弁にもありましたとおり、議員のおっしゃるとおり、避難所にそこもなりかねるところでございまして、現地を確認しまして路面がひび割れが多い、老朽化がひどいという箇所が、大体15から20カ所ございました。それについても大榎の工法としましてはオーバーレイという形でやっているんですけども、場所場所によってはオーバーレイで済まないところもあるところがござ

いました。それについては、やっぱり工法的にはちょっと考えまして、そういった形でそれに似合った排水対策等もしながら、大和浜側についても大柵の補修が終わり次第、早急にそちらのほうも計画に入っておりますので、早急に来年度復旧を、復旧といいますか、舗装補修をやっていきたいと考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

この高台の要望を聞いたところ、総務課長、2カ所ほど集落があったということなんですけれども、そういったのを5年度から設備とか検討していくということですので、やっぱり集落の要望があったところから順次ですね、整備を進めてほしいと思うんですが、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

二つの集落から回答をいただいております。この高台避難所の選定候補にいたって、事務嘱託員のほうで御提案させていただきまして協議をして、また2・3カ月後に回答いただいたところでもございますが、やはり、我々も思っているのが、どうしても、今現在一時緊急避難場所としているのが、村内の公園であったり、村道であったり、17カ所ほど指定させていただいております。その中でやはり徒歩避難とか、そういったものを考えますと、集落の背後地でそういった候補地がないかというのを事務嘱託員の皆さんに御提案させていただきまして、行政主導になりますと、どうしても一番困るのが集落の慣例ですね、例えば神様、もともとの神様の山であるとか、そういった情報も我々は詳しくないところもあつたりするものですから、集落のほうにお尋ねをさせていただいておりますので、そういったところで令和5年度ですね、回答をいただいた二つの集落において、まずその用地自体が民地であったり、県の用地であったり、様々な用地の問題がございますので、そういったところも県なり、そしてまた集落の方とも、また協議を進めながらですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

やっぱり、高台に避難するということは、やっぱりトイレとかですね、議会でいつも問題になりますけれども、今、グランピングって、今回、企業さんも準備なさっているみたいですよ。やっぱり家屋となると南海トラフ地震のあれでも、各自自治体は仮設住宅を今準備に入っているような話ですよ、仮設住宅を。住宅が津波によって破壊される可能性があるということで、各自自治体はその準備に入っているような感じがしますから、この高台に仮設住宅、また財源の問題もありますでしょうし、このグランピングを利用したですね、形にすれば、経費も安くなるんじゃないかとかね、そういったのを参考にしてですね、トレーナーハウスとか、キャンピングカーとか、何台かを準備するとか、フォレストポリスに配置しておくとか、そういったことも検討しておけば、いざというときに高額な設備投資にならないんじゃないかということも考えられますので、そういったことも検討していけないですかね。

○総務課長（政村勇二君）

またこの高台避難をあわせて、市田議員の御質問ではございますが、まず、この災害が起きるこ

とに対しての、まずは命を守ることを、まず最優先にさせていただきまして、今現在、先ほど17カ所と言いました、そういったまず今使える場所、そういったところの適正管理を進めながら、今確かにトイレの問題等もございます。ですから、できることからまず先にというところで、以前簡易トイレの配備を各集落に配備をさせていただいたところでもございますので、まずはできることから先に、人の命を守る対策、それはもちろん行政主導のみならずですね、自主防災組織との連携、消防団との連携が必要不可欠になってますので、そういったところの情報共有も図りながら対応を図ってまいりたいと。そしてまた、仮設住宅の件等に関しましてもですね、いざ災害が起こった場合にはですね、災害基準法とか、様々な支援の対応、財源的な対応もあることから、そのときにはまた御検討していきたいと、その場所に通じててもですね、なるべく安全な場所が確保できるようにあれば、そういったのも検討していければというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

最後になりますが、建設課長にですね、今、国の方では高台避難ということで場所が限られているということですね。今、道路を高速道路とかの高台を、高速道路をですね、一時避難場所というふうに造り替えようと、今していますよね。日本全国で今665カ所を増設の検討とか、いろいろ資料がありますけれども、やっぱり高台避難場所が、自然を守らなければならない奄美大島では、下手に増設なども難しいところもあるかも分かりませんが、その道路にですね、例えばの話、トンネルを掘って避難場所を確保するとか、そういった形で今後検討していけば、私は別に自然と共存したですね、地域ができるんじゃないかとも、これは考えているんですが、いろんな施策があると思います、高台の場所をですね、確保するために。そういったこともいろんな場所で課長も出られると思いますので、何かいい方法がありましたら検討をお願いしたいと思います。最後をお願いします。

○建設課長（前田逸人君）

高台避難、すごい大切なところでございますが、道路を生かした避難所を、トンネルとか、ちょっとそこは、少しちょっと今のところ考えておりませんが、現道を使いまして、現道をいかに避難場所、そこに住民の方が避難できるような形で、現道を管理しながらそういった形で避難ができるような形で、広場をちょっと造るとか、そういったところはちょっと今後検討する余地があるんじゃないかなと考えております。維持管理もですね、いざ、いつ何時、災害、そういった何ですか地震とかある可能性もあるので、維持管理については常時努めてまいりたいと思っております。以上です。

○1番（市田実孝君）

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、6番、中井文忠君に発言を許可いたします。

○7番（中井文忠君）

皆さん、こんにちは。通告をしてあります3点について、一般質問を行いたいと思います。

まず1点目に、住宅内での動物の飼育について。条例で住宅内での動物の飼育は禁止であるが、なぜ守れないのか。隣近所からの苦情などはないのか。同じ集落でいさかいをしたくないとのことで、役場のほうに苦情はこないのではないのか。私と話をした方は、自分も動物は好きだけれど、隣近所の迷惑になるので動物の飼育を控えているとのことでした。住宅に入るときに、住宅での動物の飼育は禁止と伝えていると思うが、なぜ守ることができないのか。担当課の職員が見て見ぬふりをしているのか、聞いて聞かぬふりをしているのか。現在は住宅内で声を出さない動物の飼育もされているとも耳にします。今までに何回となく、住宅内での動物の飼育についての質問をしてきているが前進しない。これは行政の怠慢ではないでしょうか。同じことを何遍も質問されることがおかしいことではないのか。親身になって住宅内の動物飼育について、同じ住宅にいる人たちのため、頑張ってください。

私がお聞きしたいことは、約束を守らせないのはなぜか。正しく、新しく住宅に入る人に、この住宅では、住宅室内では動物を飼育したことを告知して貸すのか。まずはこの2点をお聞きしたいと思います。

2番目に、住宅の駐車場の使用について。以前に住宅に住んでいた人が、住宅から出ているが、何年もの間住宅の駐車場を我が物顔に使用している。これでいいのでしょうか。一時の駐車ならいいことでしょう。住宅を借りている方は、他人より駐車場を借りて車を止めている次第です。本人同士で話をしたらと進めたが、争いをしたくないということで行政に相談をした次第ですが、何の返事もなく、月日だけが過ぎていきました。お金もかかるものではないのに、行政の対応が遅いことに怒りがこみあげてきます。

お尋ねしたいことは、今までの何の返事もなく置いていたことはなぜなのか、この件についてお尋ねをいたします。

3点目に、住宅料金の見直しについて。住宅料金が高いとのことで、村から引っ越しを計画しているとの言葉が聞かれるが、引っ越しを止めることはできないのか。止めるとしたら住宅料金の見直しだと思うのですが、いかがでしょうか。村では家賃限度額、最高額が4万円とありますが、例えば、6万円の家賃を一応手出しをして、年末に精算されると聞いています。子育ての中の若い人たちにすれば、この2万円が家計を圧迫していると思われま。2万円の手出しがなくなれば、子供たちのために何らかの役に立つと思いますが、また5・6万の家賃を支払うのであれば、便利のいい奄美市での生活をしたいと思います。村長、いかがですか。大和村に人を呼び止めるための方策として、家賃の大幅改革を考えてみてはいかがでしょうか。

壇上からはその分として、自席のほうから質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、中井議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の住宅内での動物の飼育についての質問の中で、飼育が禁止されているが、なぜ改善されないのかというご質問と、集落民からの苦情はないかとの御質問に対して、一括して答弁をさせていただきます。

村営住宅、定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則によりまして、誓約書の中に明記をされており、動物の飼育はしない旨の誓約をいただいておりますが、定住促進住宅につきましては、令和3年12月に敷地内でのペット飼育を近年のペットを家族の一員としてお考えになる方などへの生活スタイル配慮する形で、届出を出すことにより許可をしている状況でございます。ただし、1棟4戸などの公営住宅につきましては、動物が苦手な方などへの配慮も必要なことから、動物の飼育について禁止する誓約をいただいているところでございます。その中で、令和3年度には1件の苦情と、令和4年度には2件の苦情がございまして、総務担当による直接指導を行うことと併せまして、令和3年8月及び令和4年4月並びに令和5年4月に、公営住宅にお住いの全世帯へ公営住宅敷地内でのペット飼育禁止における協力依頼を文書にて送付をしている状況でございます。また、通報があった際には適宜担当のほうから直接指導を行い、注意をしている状況でございます。公営住宅においては共同生活を有する場として、隣人等への配慮やお互いの生活を尊重しあい、ルールを守って快適な住宅の運営に協力いただくうえで、ペット登録の関係課と連携を行い、事実確認等、通報に対する注意指導を今後も継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の住宅地における駐車場の使用についての御質問でございますが、以前住宅にお住まいの方が駐車しているとの連絡を受けまして、担当のほうで事実確認を行った経緯が1件ございます。その内容といたしましては、車両をお持ちでない方が御高齢の住宅入居者の住宅敷地内に、近隣に住む親族の方が駐車をされており、その御高齢の入居者の了解を得て駐車をしていたとのごございました。村といたしましては、基本的に住宅用駐車場は入居者の駐車スペースとして用地を確保しておりますが、今回の事案につきましては、占用スペースの該当者である入居者の了解を得ているとのことと、入居者の親族であることなども考慮いたしまして、集落内における限られた用地の有効利用として善処をすることもございました。ただし、入居者以外の方の無断での駐車や、駐車場利用における近隣住民に対する迷惑があるようであれば、村といたしても注意指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の住宅家賃の見直しとの御質問でございますが、住宅使用料算定におきまして、公営住宅は基本的に低所得者向け住居ということで、各世帯の収入状況によって、毎年算定が行われております。そこで、質問にございました4万円以上の世帯への助成につきましては、役場職員を除く入居者及び従事している職場からの住宅手当が出ている世帯以外の方が、4万円上限で助成を受けている現状でございます。この助成制度は平成29年度から実施をさせていただいておりますが、実際の住宅使用料の通知は行いますが、あわせて本制度の該当世帯に助成申請をしていただき、現在では該当入居者から助成額以上の住宅使用料はいただいている現状でございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（中井文忠君）

村長より答弁をいただきましたが、住宅内での動物の飼育については、何遍となく一般質問を私はしておると思うんですね。だけれども、今、私は村長から話を聞いてですね、もうこの住宅の敷地内で動物を飼っていいとかいうことが、初めて聞くんですね、私は。そうしないとですね、犬を飼いたい人もおるし、猫を飼いたい、住宅内でそういうことができるのであれば、みんなに通告をしてですね、やり得の人なんかがおったらいかんじゃないですか、やり得。自分なんかは飼いたいけど、村のそういう決まりだからできないという思いで、待っている人もおるんじゃないですかね。先々勝手にやってやり得。そんなあれでは私はいけないと思うんですよ。だから、村民に知らせるべきは知らせてもらいたい。そうすれば、住宅で犬を養う人も増えるでしょう。そして隣近所がお互いが犬を、動物を持ったり、猫を持ったりしたら、もうけんかにもならないですよ。同じ趣味でやる人たちですから。一人でもそういうのが嫌な人がおたらけんかにもなりますよね。これも公営住宅での犬の、動物の件は文書で通達がしょっちゅうきています。それは目を通しております。けれどもですね、この住宅に入る前で手続をして入るわけですよ。それはもう住宅係の人が一番分かると思うんですが。条例でそう決まっているから駄目ですよと言うのであれば、はっきりと答えていると思うし、文書を取っていると思うし、だから、そういうときはあなた方は犬を飼ったら、動物を飼ったらいかんですよ、もう出てくださいよというくらいの強い気持ちを持たないと、行政が、私はなめられていると思います、はっきり言って。行政は1回言ったら、何年後しか来ないよとか、何か月後しか来ないよ、なかなか来ないよというような気持ちになるわけですよ。そういうことを感じさせる。そして、約束は、条例なんかはどうでもいいんですよ、そうなったら。私がいつも言っているじゃないですか、条例は守るためにあるんですよと。だけれども、条例は破ってもそれほどあれがないもんですから、法律は守らなければ罰せられますよね。そういうことでね、条例は条例で、これはもう村民のみんなは、条例がそういうことで犬、動物なんかを飼ったらいかんよという条例があるよということさえも知らない、一般の人は知らないと思います。そういうことがありますもので、やっぱり決まったことは決まったことで、村民に知らせるべくは知らせていただきたい。だからですね、村長、このどここの住宅は犬、動物を養っていい住宅ですよとか、どここの住宅は養っていいですよ、そういうと、好きな人はこの住宅に入ってくださいというようなことがあればですね、問題もないんじゃないかと思うんですが、村長、そういう考えはないですか。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅におけるペットの飼育に関しましては、今、許可を出しているということは、先ほど村長の答弁にもございましたが、定住促進住宅、1棟1戸の借上げとか、買上げとか、そういったところで、その敷地内では大丈夫だと。ただそれでもですね、やはりそれ以外の1棟4戸とか、公

営住宅は誓約書をいただいて、それは禁止ですよという指導をしているところでございます。実際、条例にあるのはですね、条例の第25条の中に、実際、ペットの飼育という直接的な言葉ではないんですが、入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないと、そういったことから規則の中で誓約書を通じてですね、ペットの飼育はだめですよという誓約をいただいているところでございます。その定住促進住宅においては、やはり許可をしている、定住促進住宅においては生活環境とか、ペットを家族の一員としている方たちの配慮した上での許可を出しているところなんですけれども、そこはまた定住促進1棟1戸の定住促進住宅入居をする際にですね、それはまたお示しはしたいというふうに考えているところでございます。

○7番（中井文忠君）

総務課長から説明を受けましたが、許可、定住促進住宅1戸だけはいいいということですね、申告をすればですね。そういつて教えてもらえれば、我々も定住促進はどこを使ってもいいのよということも言えるんですよ。行政のほうだけ知って、一般の人には知らせない、知らせられないということが、だから、何遍となく同じ質問をしなければならなくなるんですね。私もこれは人から頼まれてやっているんですよ。自分も前からしたからいいよ、そんなことはもう役場に言っても、聞く耳ないよと、これははっきりそう言っています。聞く耳ないよってね。そういうことを言わんならんようになるもんですから、今、総務課長から言われたように、定住促進は動物を飼ってもオーケーだと、4戸建ての住宅はいけないということですね。そういうことであれば、やはり村民に知らせてですね、もらいたい。そうすれば、何も二度も三度もこのような質問はしないと、思うんですよ。私ももうあきれておるわけですよ。何回も何回もそういう質問をしなければならぬことにですね。だから、そういうことがもし行政のほうでいろいろ変わったら、一般の人には文書でもいい、議員の方なんかでも、そういうことは、今、言われたことは知らないと思いますよ。私一人かもしれないけども、みんなも知らないと思うというのもあれだけど、やっぱりそれは今後ですね、やっぱり村民にも知らせ、やっぱりみんなに知らせ、動物を飼いたい人は、この定住促進の住宅に入ったらいいいですよと、空きがあれば入ったらいいいですよとか、4戸住宅はいけないですよということをはっきり言ってですね、やっぱり取り締まるのは取り締まってもらわないと、言葉は条例ではそうされておりますということをや役場職員の方なんか条例がこうこうだからということをはっきり使ってやっておりますけれども、その条例がやっぱりまともなあれではないかなと、私には思われます。自分なんか都合のいい、使い勝手のいい条例になっているんじゃないかと思うんですね。みんなに動物を飼ってもよければいいと、はっきり言ったり、これはもうだめだから出てくださいというようなことをしないと、いつまでたってもこの問題は種を切ることはできないと思います。だからですね、住宅係の方々、やっぱり人から苦情が来ないようにですね、そういう腹を決めて、やっぱりもう出てくださいと言われたら、この人なんかが大和村から出て行くから、人口が少なくなるから心配しているのかどうかも分からないわけです、私には。そういう村長の考えが、そんなして犬どきで、大和村から人口が減るがなよと、そういう考えがあればですね、

それもまた考えの一つだって、村長はそれを考え、いいほうに大和村に、住宅に犬が使えるような方策を講ずればいいですよ。別に私は犬を飼うなどとは言っていないわけですからね。やっぱり順序があって、入るときにいろいろ誓約書ももらいながらやっていることなので、この誓約書もただの紙切れにならないでほしいというのが、私の願いです。そして行政の方にもですね、口酸っぱく、パソコンを打てば、もうこの家は犬を飼っている、どここの住宅に犬がいるということは分かるんじゃないですか。だから、そういうことをしながらでも回ってみて、そういうことをやっぱりやるべきじゃないですかね。みんなの村民が苦情が来ないようにということで、この件については終わります。

住宅の駐車場の利用について、それはもう私はもう何年かな、先にもう、何年までならんかな、半年ぐらいはなるね。そのことを相談した人がおるんですよ。こうこうだから、何年も、何年も同じ人がこの敷地内に止めるもので、住宅を借りている人たちは、よその住宅を借りて金を払っておるんですね。そういうのがあってはいけません。一時の止めて、また1時間ぐらい用事があるって止めて、行ってから出すのはいいわけですよ。毎夜毎夜自分が自分の家、我がもの顔にして止められておるものですから、やっぱり同じ住宅におる人なんかは、やっぱり何でって、そういうことがあっていいのということです。それはもう名瀬なんかだったら、人の住宅に止めたら金を取られますよね。しまだから、まだ大和村だからいいかしらんけども、そういうことがないように、目を光らせてほしい。そして、私が一般質問の通告した時点で、分かっているにも関わらず、そのまんましておいてということがあがるが、その件はどうですか。通告をして、この指導をしたのかね、どうですかね。まだまだ役場の連中は、通告してあればその問題が来ておれば分かるはずだが、何でかねと試してみているんですが、どうですか、通告したのですか。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅地の駐車場について通告をいただいたときにですね、ここの担当、そういったところで確認をさせていただきました。そういった事案が集落で1件あったという事案での御答弁をさせていただいたところでもございますので、以前、事案があったことの別件のことであるようであればですね、改めて再度こちらのほうで事実確認をして、早急に対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（中井文忠君）

はい、早急に対応していただきたい。そういうことでなければですね、みんなが勝手放題、やりたいようなことではいけないと思いますので。

3点目に、住宅料金の見直しについてということで、大和村から住宅料金が安いということで、以前にこの最高額が4万円までということは議会のほうでも承知をしているわけですがけれども、やっぱり一般の方に対してみれば、後から返すよということは伝えてもですね、この後から返す2万円がですね、やっぱり痛手になっているんじゃないかと思ったものですから、そのような質問をしたわけですがでも村長からはそのまま4万円をもらって、最高額をもらっているということであれ

ばですね、それにこしたことはないと思います。

そしてですね、村長、私はですね、何でこの住宅料金とかいうことを言うかという、やっぱり名瀬からしまに家はないねとか、住宅はないねとかいうことを言われるけど家賃がやっぱり名瀬での3万としまの3万とでは、名瀬は便利がいい、病院があるとか、便利がいいところで、そういう生活をしているのに、大和村に来て3万円、そしたら車を使ったり、なんじゃかんじゃ、ガソリンの代金を引いたりすれば、やっぱり4・5万に金はなるんじゃないかという結果を、こうしてやっぱり、ああ、そうだったらやっぱり便利のいい名瀬がいいねという腹を決める人がおるわけですよ。村長などにしても、いろいろ県の規約とか、そんなのに照らし合わせてしていると思うんですよ。だけど、なんだかんだですね、大和村に人を呼びたい、呼ばなければいけないという考えはお持ちであるということもよく分かります。そしてですね、川口市ですか、川口市でですね、テレビで出て、若い人が今は川口のほうに東京から流れ込んでいるという、何で流れ込むかという、ですね、家賃が5万円台で、東京、そこら辺で5万円、だからその家賃の魅力でみんな引っ越していくというんですね。電車を使えば20分、30分で東京に入るし、そういうことがあってですね、家賃の魅力というのは大きいと思うんですよ。村長、もしこの家賃を減額をすると、されるとされたら、もしこの国の借りた起債が、返還が終わったときには、そういう家賃の減額などは考えることはないのですかね、村長、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

今、村が管理している住宅に関しましては、村営住宅、公営住宅合わせまして193戸数といえますか、世帯、すみません、これは単身住宅も含めてでございます。そういった中で、公営住宅に関しましては、どうしても公営住宅法の中で、低所得者向け住宅として建設されたことによって、その住宅使用料、同じ間取りであってもですね、世帯の収入の差があると、やはり家賃の増減があったりするところでございます。今現在ですね、その193戸数ございますが、今、実際入居、先日も4戸募集をかけましたが、189戸数入居していただいている中で、4万円以上の助成を受けている世帯が9戸数ございまして、その9戸数に対しての助成制度となっておりますので、低所得者向け住宅であるというところの配慮と、9世帯に対する助成というところで、住宅の家賃の算定については大変申し訳ございませんが、公営住宅の使用料に関しましては公営住宅法にのっとり算定をさせていただいているところでございます。

○7番（中井文忠君）

課長からの説明、9世帯が4万円ということ、それはもう手出しなしで4万円を支払っているということですね。

○総務課長（政村勇二君）

そうですね、9世帯プラスですね、ちょっと役場職員も入居していますが、役場職員は外されて、その9世帯が対象となっております、4万円の入金の事実がありましたら、それ以上払わなくていいというところで、今対応させていただいているところでございます。

○7番（中井文忠君）

これはもう入居するときから、そのとおりにやっているんですか、入居するときから4万円は、最高額4万円。

○総務課長（政村勇二君）

この制度始めですね、確か平成29年度、私が担当課長、それまでの助成制度も、一番質問にございましたそういった後から払うという制度で対応していた時代もあったところでございますが、私になって平成29年度からだったと思いますが、4万円のみのお入金で、後は対応させていただいていると認識しております。

○産業振興課長（郁島武正君）

平成29年度から実施した住宅使用料の4万円の限度額は、当初の村の計画では納期限内に支払った方について、その4万円を超えた額を年度末に支給するというふうな形で、全協の中で説明したんですが、議員さんなんかから4万円以上は支払うようにはできないかということで、発足した当初から計画を変えて実施は現状のままで4万円以上は取らないということで実施しているところでございます。当初からですね。

○7番（中井文忠君）

当初から4万円だったということですね。それはもう役場の職員だけが分かっておったかのような気がするんですが、議員なんかはそれ、分かっておったかな、それだけ分かってないと思う。分からんど。4万円というのは分かっておりました。6万幾らでして、2万返るといふ思いだったのでですね。それで村長、今住宅をですね、マイク放送で呼びかけているけど、なかなか入らない。そしてこの期限が切られているということですね、何月何日までということですが、その期限がもし切れたら、再々、あれをしようと思うんだけど、そういうとき、家賃をですね、もう入る人がおらん、最初でおらんと見込めば、少しでも安くして入らせれば、どうですか。そうしたら、家は空くあれはないですよ。どこそこに何戸か空いています、今里にも空いているし、こっちにも空いている、マイクで放送しているのを聞けばですね。そういうちょっとの値引きして入れるとかいう、あれはできないのですかね、そういうことは。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅使用料、いわゆる家賃に関しましては、先ほども申し上げましたように、世帯の収入によってですね、算定されておりますので、入らないから下げて入居募集をするということになりますと、やはりほかの世帯の収入によった算定基準で住宅使用料を決めていることの不平等性等もありますので、そこはすみません、できないところでございまして、新しく募集された方に対して、募集期間を過ぎて、もし入居の募集が再度来ようであればですね、再度また改めて早急な募集をかけるとか、そういったほうでの対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（中井文忠君）

なかなかですね、はい、はい。この住宅の件について、やっぱりこれはもう収入が多くもらう人

は、上がったりするのはいもう仕方がないことです。だけれどもやっぱり、村民の中にはそういうこともやっぱり少しでも安く、少しでも安く、そして空き住宅を空かさないようにするのも、一つの手腕じゃないですかという思いでですね、私はこういう、なかなか世帯の他、人数の数、そして旦那の給料、嫁さんの給料、合わせてそれで家賃も査定をされていくので、それはもういたしかたないという思いはありますけど、やっぱり村民のため、そして村民の声を私は皆様方に伝えるというのが私の仕事だと思いますので、あえてからぐち、島口で言うからぐち、にがぐちね、それをやるけれども、腹の中には何もないのでね、また今からですね、大和村が発展するように、皆さん、皆さんで協力してですね、頑張っていたきたいという思いであります。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、7番、中井文忠君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。なお、午後13時30分から開会いたします。

休憩 午前 11時37分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、藏 正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆様、こんにちは。早速ではありますが、一般質問を申し上げたいと思います。

子育ての村、1番、大和村の確立に向けてと題してお伺いします。他市町村に先駆けた大和村独自の保育体制を整備し、子育ては大和村が一番と人が人を呼び込むような体制づくりが必要ではないか。村長はどのようにお考えでしょうか。

現状の課題について申し上げます。保育士及び保育スタッフの人員不足、0歳、1歳及び2歳から5歳の異年齢集団でのクラス分け保育が、人員に余裕のない現状では厳しいと書かせていただきました。このことについて、閉鎖前の名音保育所のように、数名の子供を職員2人で見るといった保育であれば、異年齢保育でも問題はありません。ゆとりある空間、手厚い体制の中で年齢の違う子供同士が関わりあえるのは、へき地ならではの良さとも言えるでしょう。ですが、定員に近づいている大和保育所や定員に達しているまほろば保育園では、狭い空間の中で大勢の子供が密になって過ごしており、落ち着かない発達段階に見合った活動をするのが難しいといった異年齢保育の弊害が出やすい状況にあります。保護者から活動内容の充実について意見が寄せられていることを考えると、もっとゆとりを持った配置が必要と考えます。

二つ目に、人材確保が困難な状況が続いている。他市町村や民間でも同じ状況の中で、他と違う魅力をアピールする必要があるのではと題しました。給料が良い、設備がいい、保育内容が先進的である、配置にゆとりがあるなどといった大和村で保育の仕事がやりたいと思わせる、魅力が何か

あるでしょうか。昨今、様々な業種で賃上げの波が起きています。小売り大手のイオンが先日、パートスタッフの7%賃上げを発表しました。そういった外部環境の中で、現時点でも人材不足が深刻な職種、福祉分野ではありますが、3%程度の改定では全く追いつかないと思われます。通告書提出後のニュースではありますが、2月28日の衆議院予算委員会での質疑において、岸田総理が保育所の配置基準の見直しについて減給しました。これは、随分前から日本は劣悪であると指摘されていたものの、待機児童問題のため延々と先延ばしされていた問題で、ようやく国も重い腰を上げた形です。見直し後の基準が具体的にどうなるのかはまだ分かりませんが、実施されれば日本中の保育所で人材需要が更に高まり、条件の悪いところでは人手が確保できず、縮小や閉鎖するところも出てくるでしょう。現時点でも公立保育所が保育士不足で閉鎖になる事例、配付してあります資料の中にもありますように、そういった事例が発生しています。指揮命令系統の不在、施設が散在しており、園長制度がないため、各保育所の困りごとや予算の確保等についての協議が図りづらい。このことについては、現在、各施設に一応の責任者はいますが、普通の保育園の園長のように、長期計画や人員体制、予算確保などの強い権限を持っているわけではありません。責任と権限はセットですので、権限がないのであれば、責任者というよりも連絡係といったほうが実情に合っていると思います。時代の変化で保育所は単なる託児施設ではなく、幼児教育の場として充実した内容が求められるようになってきました。教育を主務とする教育委員会に移管し、きちんとした組織を作ったほうがいいのではないのでしょうか。散在する三つの施設全てに所長を置くことは、人材確保の点で難しいと思いますが、三つを統括して村立保育所長を置く形ならば可能かと思います。

次に、保育の現状に合った施設になっていない。まほろば保育園のトイレは0から1歳児には危険で、動線的にも不向き。トイレ利用時にほかの子供に目が向けられないなど書きました。普通の乳児保育施設では、保育室とトイレは隣接していて、保育者は間に座ってどちらも見れるような間取りになっています。ですが、まほろば保育園では小学校施設を大規模改装せずに使用しているため、保育室からトイレまでが非常に遠くなっており、トイレトレーニングがしづらい状況です。大金久でやっていたころのように、子供9名に対して大人4名といった体制であれば何とかかなりでしたが、15名満員という状況では困難であります。大和保育所のトイレも現状に合っていない。昔の保育所利用児は3歳以上で、おおよそ言葉でコミュニケーションがとれて、排泄も自立している子が多くいました。しかし、現在はおむつが取れていない2歳児が大勢入って来るので、保育所においてもトイレトレーニングをしなければいけません。乳幼児用の洋式トイレを設置したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

大棚を含めて全ての保育施設が建設からの年数が経過しています。大規模修繕の計画はあるのでしょうか。大和保育所は2歳児から5歳までの異年齢が混ざって利用するが、クラス分けができる環境にないと書きましたが、このことについては最初の項目とほぼ同じ内容ではありますが、設備面での配慮について、現在、村内全ての保育施設が大部屋です。スライディングウォール、可動式の壁という意味ですが、そういったものを設置して活動内容によっては空間をしっかりと分けられるな

ど、工夫があるといいと思います。本来、2歳児と5歳児では昼寝の時間も違います。昼寝時間が年齢に合っていない。遊びの内容を充実させてほしいという要望が保護者から寄せられる状況であれば、設備面の対策も必要ではないでしょうか。

将来的構想の不在、表題に上げたような構想を立て、実現に向けた取組を始めていくべきではないかと思うが、そのような提案ができる環境になっていないと書かせていただきました。児童福祉に特化した部屋や現場経験のある職員が役場内に存在しないので、提案しようにもできない状況にあります。大和村の現状は保育スペースや保育スタッフの処遇について、最低限の基準で実施されています。現状でも人材確保が困難な状況にある中、国が制度改革を行えば更に競争力が高まり、人材確保においても困難になるのは明白であります。この際、保育の仕事を大和村でやりたいと思わせるような構想を練る必要があるのではないかと思います、村長の答弁を求めます。

最後に、異状とも言える物価高騰の中で、アマミノクロウサギ研究飼育施設の建設費用が、費用及び運営方針について、村民は期待と不安が混ざった思いで見ていると思われれます。具体的な取り組み内容、収支計画を再度示し、村民の不安の解消を図るべきではないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、村長答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えいたします。

1点目の子育て村一番大和村の確立に向けての御質問をいただきました。議員の方からは人材確保から将来構想まで幅広く御提言をいただき、大変ありがたく思っております。本村におきましては、令和5年度の施政方針におきましても、子育て支援を基本方針の一つとして定めておりまして、出産祝金や育児助成金をはじめとする独自の経済支援策のほか、働く保護者への支援として、村内保育無料化や障害児支援に対する療育体制の整備等にも取り組んでまいりました。その中でも、特に共働き世帯の増加に伴う保育へのニーズの高まりがある中、本村における令和4年度の村内保育所運営につきましても、小規模保育事業であるまほろば保育園と特例保育事業である大和保育所、大棚保育所の合計3カ所で運営を行っておりますが、令和5年度におきましても園児数を勘案し、同様の運営を行う予定としております。保育にあたる人員体制も確保しており、更に代替保育士確保や庁舎職員の応援体制も取りながら不測の事態にも対応しておりますので、いずれの保育所におきましても、現在のところ希望者全ての受け入れが可能になっておりますが、より安定的な保育運営と質の向上のために有資格者の確保には引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、保育所運営におきましては、各保育所に責任者を配置し、各責任者を中心に庁舎内の保育所事務担当者と日頃の連携を図るとともに、責任者を集めた形での全体定例会を行いながら、予算や困りごと対応等の協議を行っているところであります。現場責任者だけでなく、各保育所職員や会計年度職員からも担当者等へ直接連絡や相談、提案などを受けることも多く、その都度必要な対応を行っている状況ではございますが、各保育所との連携がよりスムーズに図られ、更に保育内

容の向上につながるよう、令和5年度からは保育責任者の庁内勤務を計画するとともに、療育体制へのサポートとして保育現場への支援体制の強化も予定したいと考えているところでございます。以前と比較しますと、園児数に対する保育職員数も増員していることから、職員の負担も軽減しており、また保育内容についても、外遊びや季節イベントの催しなど、各保育所でより工夫がなされ、スマートホンを通じた写真配信を保護者向けに行うことで、日頃の園児の様子なども伝わりやすくなったことから、保護者からも好評を得ているところでございます。

しかしながら、施設自体の老朽化もあることから、やはり新しい施設と比較しますと不便を来す部分があることも承知をしているところでございます。そのため、随時修繕等を行い、今年度におきましても遊具新設や備品の設置などを行っているところでもございますが、幼児期における保育教育の重要性は認識しておりますので、将来的な構想につきましても施設形態や人口推計等を踏まえ、今後の在り方について考える必要性は高いと考えております。

また、保育所に関してだけでなく、核家族化の中において孤立しやすい保護者への支援や、多様化する社会における子育て相談等への対応も含めて、総合的な子育て支援体制を構築していく必要があると考えておりますので、第3期子ども子育て支援計画策定も踏まえる中で、今後の検討課題ということで考えてまいりたいと思います。

次に、2点目のアマミノクロウサギ研究飼育施設建設に対する村民の不安を解消するためのとの御質問でございますが、アマミノクロウサギ研究飼育施設等整備につきましては、昨年12月10日にアマミノクロウサギシンポジウムを開催いたしまして、その中でどのような施設を整備するのか、広く一般に周知もしたところでもございます。また、開催後もその内容を広報紙等で紹介いたしました。シンポジウムにつきましては、ユーチューブでも配信し、シンポジウムの動画が現在も公式アカウントで視聴することができております。また、今年度より工事に着手予定でありますので、改めて具体的なスケジュール等について、広報紙等を利用して村民へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

御答弁ありがとうございます。今の答弁の中でですね、今のところスタッフ的には何とか足りている状況にあるのではないかと、足りていないところは庁内からの応援体制で賄っているという話でありましたけれども、やっぱり、確かに自分、ちょっとまほろば保育園のほうしか見ていませんけれども、そこに行くと保育士の方々が一生懸命工夫して頑張っているんですね。でも、だからあまり僕たちに対して直接的なことを、遠慮して言わないような状況なんですけど、ただ自分、その話を聞き取りをしていて、一番感じたのは、やっぱり保育所を統括する責任者、いけば課長級と同格の責任者、保育所に対する予算を確保していくんだ、保育所の体制をこう変えていくんだ、人材を確保していくんだという、そういったところの今後将来まで考えた形の責任者が不在なんじゃ

ないかなというのが、一番の問題だと思います。それは、もちろんへき地保育所的なもので、ずっと歴史がありますから、いきなり考えを切り替えるのは難しいかもしれませんが、今全国で起きている人材確保が困難な状況とかを踏まえたと、本当に将来的に大和村のことを考えていかないといけない。実際に今の体制では村長がといえば園長的な存在にあって、保健福祉課長が何と言うかな、主任みたいな責任者という形なんですけど、申し訳ないんですけど、保育所に対する知識というか、資格とかいうのもなくて、実際に現場が、連絡事項でつなげると思いがちですけど、やっぱりそこに権限者が不在なものですから、末端の職員はそんなに強く要望できてないような感じがするんですよ。僕が行って、ここはどうなのかなと聞いて、具体的に聞いて初めて説明してくれる状況にありました。

そこでちょっと考えてほしいというか、どのくらいの認識なのかというのを聞きたいんですけど、保育業務の保育の業務に対して、介護師と同等、またはそれ以上にすごい厳しい仕事なんじゃないかなと、僕は学童保育を見てきた中でも思うんですけど、1日中子供たちと接することというのは、ものすごい神経を使います。ものすごい、ずっと気を使っていなければいけない。そういった意味で、保育士の業務内容というのは、介護師とかと比較してどれくらい厳しいという、何かそのような認識がおありでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保育業務の厳しさということですけども、私ごとではありますが、私も子育てをさせていただく中において、当然、核家族で近くに頼れる親、両親もいないという状況の中で育ててまいりましたので、その大変さ、24時間365日、ワンオペという言葉もありますけれども、そういった中で非常に厳しいということは、十分感じております。プラス人様のお子様を預かるという環境にある保育士においては、余計に神経を使う必要もあるという意味で、更に保育業務としては厳しいものもあるというふうには感じております。保育士のよっては、それぞれの意見で子供と接することで楽しくて元気をいただくとかいう考えもあろうかとは思いますが、それぞれ主観というのもございますので、そこについては数値で計れるといったものではございませんけれども、総体的にやはり軽い業務ではないというふうには感じております。

○5番（藏 正君）

私がまほろば保育園でちょっと見ていて思ったのが、今はもう1年経っていますからね、入所から1年経とうとしていますから大分大きくなっているんですけど、当初のころというのは、はいはいの子がいるわけですよ。だけど今度卒業する、1年過ぎた子は歩き回っている状況にある。その環境が、僕は畳の数を数えましたけど、15畳の畳の間で、今15名入っているんですね。その15名マックスの状況は僕は見えていませんけど、想像するだけで、あの過密な状況、1畳に1人いて、そこにスタッフが5名入っていると考えると、もう過密なんですよ。そこにまずはその人員体制のことで申し上げると、1人頭何名を見るというのが、国の基準というのは昭和23年に決まっているんですね。相当前なんですよ。今、ニュースでも言っているように、それがずっと改革されてこないの

は、それを改革してしまうと待機児童対策ができなくなる、もっと待機児童が増えてしまうというのがあって、その改革にブレーキがかかっている状況だということを教えてもらいましたが、あの保育のスタッフたちは15名満杯の中で、ずっと、預かってから送り出すまで、ずっとその子たちを見ていないといけない。それを考えるとね、昭和23年度の基準に合っていますよという話では済まない現場の過酷さが残っていると思うんです。それをまずはみんなで認識しないといけないんじゃないかな。その過酷さが、その責任者不在という中で、なかなか上のほうに伝わってこないという状況があるように思います。

僕は介護師と比較して思ったときに、例えば介護師は、保育所が過密の状態にあると言いましたけど、コロナ禍の中で介護師には危険手当か何か、コロナ対策の手当がついていたかと思うんですけど、同等に保育士にも、保育スタッフにもそういった手当というのがついたのであるかどうか、ちょっと教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、人員体制と過密という点についてでございますけれども、どの状態を過密というのかという、肌で感じる部分というのもあるかと思うんですけれども、あくまでも我々は施設基準に対して、平米数に対しての人数ということで考えますと、その基準は超えていないという意味では、過密で基準を超えた状態でやっているというわけではないということが1点ございます。ただ15名、走り回る子供さんたちがいれば、狭く感じるというのはあるかと思っておりますけれども、基準児はクリアしているということが1点。

それから、人員基準で昭和23年ですかね、ということでございましたけれども、その部分につきましては、おおむね4歳児、5歳児の人数が30人に対して1人というようなことにつきましては、長年改革がなされていないということでございますけれども、それ以下の年齢については見直しがされて、現在は0歳児については3対1、1歳児については6対1ということで、その辺は見直しがされて現状ということで、年齢によっては必ずしも遅れている基準ということではないということが言えるのではないかと考えております。

もう1点、手当の件についてでございますけれども、昨年、一昨年と処遇改善が続いておりましたけれども、特別な手当という点については用意がされていないという状況でございます。

○5番（藏 正君）

今、早川課長から答弁いただきましたけど、まさしくね、課長、前回の質問の中でも、そのスペースの件について伺いました。まほろば保育園は19名まで受け入れられると言いましたが、その面積ってどこの分の面積が入っているんですか。もしかすると廊下まで入っていませんか。

平日に見ている、その15名を見ている場所は、畳の部屋の15畳なんですよ。15畳の中で15名がずっとそこにいるというわけじゃないけども、ただあの全体のスペースが、後で言いますけど、黒板とか、そういったもののおかげで、使えない面積がたくさん出ているんですね。木の枠をつけていますけど、それがもう目いっぱい状況に付けられない状況にあります。ですから実際の保

育現場の面積というのは、その19名がとてもじゃないけど考えられない。人員についても見直しがあったと言いますが、僕が言うのは今見直された今の0歳に対して3名に1人、6名に1人とかいう、この状況も今ではすごい過酷な状況なんですよということを伝えたい。だから、そういったことが現場のそういった過酷さが伝わって来ないのが今の現状だというのが、今の答弁を聞いて重々分かった気がしました。今スペースの話が出ましたけども、後で聞こうと思ったんですが、そのスペースというのはもちろん0歳児保育を始めますよという申請があつて許可が出ていることなんですけど、それについての県とか、そういったところからの実際の検査とかいうのは来るんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まほろば保育園の小規模保育事業につきましては、村での権限ということになりますので、実際、県から直接訪れて検査をするということにはございませんけれども、開設の段階で県にもよく相談をしまして、そのあたりも確認を取りながら運営をさせていただいているということでございます。

あと、その人員についての先ほどからございます件でございますけれども、保育所に伺う中で、もちろん基準は基準、あくまでもということで、こちらもそのように話をさせていただいております。ですが、どうしてもやはりお子さんによって配慮が必要な方、いろんな特性のある方もおられますので、そういった部分については人員配置については考慮して考えていきたいと思います。話し合いもしながらしておりますので、足りないとき、人員も年度当初は人数が少ない状態からのスタートになりますけれども、増えてきた段階では増員をまずしながら対応をしているということと、人員基準の点についてなんですけれども、いずれの保育所におきましても、基準プラス1から2名、多く配置というのはさせていただいておりますので、その肌の感覚で過密だとか、足りないかもしれないという部分も理解はできますけれども、あくまでも人の感覚で判断してしまうと、基準というものがおろそかになってしまいますので、基本的には基準をベースとして考えると、それに加えて必要な対策を保育所と話し合いながら考えているという状況ではございます。

○5番（藏 正君）

私はその今の現状で、本当に現場で僕が、こうなったらどうなのと、今の人数でどうなのと、まあ、足りてはいますぐらいの返事ですね。1人増えたらどうなの、すごく助かります、こんな感じなんです。どうしても1人増やしてほしいとかいうことを言うと、あまり自分たちから強く言えないみたいな雰囲気を感じられるんですけど、遠慮されていると思うんですけどね。だけど、自分が見ただけで、見ているだけでも、何かその環境でいって、有資格者を増やしてほしいというんじゃないで、保育スタッフ、さっき庁内からの応援で補っていると言いましたけど、多分、応援で来られても、普段どんな業務をしているか分からなかったら、多分最低限の一番見やすい子たちを、この子たち、この子たち見とってねとか、そういった業務にしか、業務の応援にしかならないと思うんですよ。だからやっぱり年間を通した保育スタッフを各保育所に1名ぐらいつつ増員するということは、検討していかなければいけないと思うんですが、どうですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

人数につきましては、先ほども申し上げましたとおり、各保育所について基準よりも1から2名増員という形で配置をしておりますので、それは繰り返しになりますが申し上げます。あと、いれば助かると、足りてはいるけれども、1人いれば助かるよという保育士の意見もあるということでございましたけれども、確かにそのように言われる保育士もおられますが、逆に子供の数について保育士が余っているよねというようなことを言われる保育士もおられるということで、そこは人、やはり感覚というのがあるかと思えます。ですので、その感覚によって左右ということではなくて、あくまでも基準を目安にしているということで、現状として1名から2名、基準よりも多く配置を年間を通じてさせていただいているということは、繰り返しになりますが申し上げますけれども申し上げたいというふうに思います。

それから、応援体制ということでございますけれども、庁舎内から応援は入るとするのは、急に保育士の都合で緊急で休みを取らなければならなくなったと、代わりが急に見つからないといった場合に、限定して行っているものでございますので、日常的にということではございません。確かに慣れない現場に庁舎内の職員が応援に行くというのは、現場も不安があらうかと思えますので、できるだけその代替保育士という方を数を登録していただいて、またそちらを優先して入っていただくような形では、保育所も安心していただけるようにというふうな形を取っているところでございます。

○5番（藏 正君）

代替保育士も含めてですね、その公募というか、募集に対する応募状況について教えてください。前回一次募集、二次募集も行うと、先ほどその二次募集でも応募はなかったというふうに聞いたんですけど、今後の人材確保について、どのようにお考えですか。

○総務課長（政村勇二君）

この保育士の人材確保についてと、また役場のほうではですね、新規採用職員での中でのいろんな採用試験等も考慮する中で、確かに冒頭の御質問にもございましたように、全国の自治体、ここ奄美大島の自治体においても、その人材確保は保育士のみならず、特に技術職の方たちの人材確保は非常に厳しい状況が続いておりまして、大和村といたしましても受検者数、一般行政事務も踏まえてですけれども、2桁、10名以上を超えていた年数から、ここ2・3年、もう1桁台になってきていると、状況もございます。そういった中で、こういった技術職の人材確保については、確かに一次募集で声をかけても募集がなかった。今回また二次募集をかけても実際募集が来なかったということもございます。それを踏まえまして、また会計年度任用職員、今現在働いていただいている会計年度任用職員の募集についてもですね、各課、局、所、園に踏まえて、辞められる方もいらっしゃる、家庭の都合等で辞められる方もいらっしゃる中で、そこを踏まえてもですね、統一的にこちらのほうでも管理をしまして、必要に応じて募集をかけていくと。更に、年度内の更新の時期で、今面談をこれから実施するところではありますが、そこでも足りない場合には改めてまた募集

をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

今答弁いただきました。現在でもその人材確保がすごく困難な状況にありますよね。先ほど配付資料がありますけど、この野尻保育園の休園という2枚目になるのか、あれですけど、これがまた、募集をして、再募集、再募集延長とやるけども来ていないという実例なんですね。また別に長野県の信濃町では、休園になっている園も出てきています。自分から見ると、まさしく今、大和村がこういった問題に直面しているんじゃないかなと思うんですよ。だから、これまで大和村がやってきた施策というのは、国が何かを決めたら、その基準に合わせて最低限の基準で形を変えていきますよ。だけど、それってほかの市町村も同じようにやっているんですよ。同じようなことをやっています。だけど、民間の保育所で、その人材確保が全然困っていないところというのは、自分たちの何か魅力のあることを打ち出しているんですよ。そしたらこの保育士がここいいよ、給料がいいよとか、給料は普通だけど、保育内容がゆっくりと確保できて、ゆっくりしたあれができていよとか、何かの魅力があるところは、保育士が保育士を連れて来るという連鎖が起きて、人材確保に困っていませんというところがあるんですね。だったら大和村はどうかというと、正しくこの野尻町や信濃町の事例と、今同じような状況にあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、このことについて、今問題視して将来に向けた、何か大和村はちょっとほかと違うよという、何か対策を作っていないと、もう目の前にこういったことが迫っているんじゃないですか。そのことについて、村長、どのように思われますか。

○村長（伊集院 幼君）

それはもう確かに議員のおっしゃるとおりだと思っています。我々も人材確保はもちろんのこと、やはり今の保育所の運営の在り方とか、やっぱりそこはこれまでも議会からもいろいろ御提言いただく中で、我々も検討してきましたけれども、なかなかすぐ変えられない部分がありまして、我々も0歳児保育もスタートしながら、場所も変えて、こうして受け入れをまずしていこうということで、基準にまず合った形で、まずは運営をしていこうということで、それに追われている状況が今ではないかというふうに思っています。議員のおっしゃるとおり、我々も子育て支援の在り方は総合的にやっぱり考えていかないといかん問題だというふうに思っておりますので、我々もちょっと対応が遅いところもありますが、まさにこの子育て支援の在り方を、やっぱり村内全域で見ると、その0歳から2歳児を先にやるのかということも含めてですね、今の現場の課題もいろいろとお話も伺っているところでもございますので、そこは我々もしっかり対応策ができるようにですね、今ここで村が独自のやり方でやりますということは申し上げられませんが、ちょうど今、まさに議員のおっしゃる壁にぶち当たっている状況の中で、まだ現場のほうは何か、自分たちの意見が通らないという現状も、我々も聞いておりますので、その点を含めてですね、総合的に我々が子育て支援の在り方を、今後早急な検討をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○5番（藏 正君）

今の過密状態の中で、聞き取りをしますと、もともと0歳児保育を始めたきっかけは、働く保護者の環境設定のために預かって、両親とも働きやすい環境をつくりましょうというので設置したと思うんですけど、聞くところによると仕事されてない方も預けているような、明確な情報ではありませんけど、もしそうだったとした場合、すごく安い状態で利用できますよね。そうすると、その安さが逆に、預けたほうがいいなという形になってきます。伺いたいのは、そうじゃなくて、逆にですよ、逆に、預けないで、できたら自分とこで、家で保育を、在宅保育をしたいという、したいとか、在宅保育を選択するような条件づくりということも必要なんじゃないかなと思って、自分とこで見える人に対して、このカラーのやつですね、これは和歌山県でした。和歌山県の紀美野町というのかな。ここら辺が在宅手当を、在宅保育の手当を支給して、そういった在宅の保育を増やしている、私も文献はまだ読んでいないですけど、在宅保育の必要性とかいうこともうたわれているそうです。そういった意味で、現在、大和村は在宅保育に対してのそういった手当の支給というのはどういう状況でしたか、教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほどの働く保護者以外も預けられているんじゃないかという状況についてですけれども、まほろば保育園は小規模保育事業という形で行っておりますけれども、ここにつきましては働く方が預けるという制度の仕組みの中でやっておりますので、これについては全員が共働きということになります。共働きといいますか、それを条件にして入所ができるという形です。他の2カ所のへき地保育所につきましては、そういった制限はございませんので、そこにつきましては、働いていなくても保育が可能という形になっております。

もう一つ、在宅育児の手当ということでございますけれども、全般的に統一したというか、平等な手当といたしましては、村の独自の施策としても育児助成金等もございますけれども、特に保育所に通っていない、また在宅で保育をしている方ということに対する手当というのは、現在ないところでございます。

○5番（藏 正君）

今、思勝の大和保育所についても、30名の規定の中、29名が利用されている。まほろば保育園は15名中15名が利用されているという、もう既に満杯の状態になってきています。そこでやっぱり在宅保育を感化して、少しその過密の状態を少しでも緩和するために、こういった制度を利用して、在宅保育を進めていくという方向性について、村長はどのように思いますか。

○村長（伊集院 幼君）

育児の在り方はいろんなやり方があろうかと思えます。今議員からいただいた資料も我々も、今まで村では考えていない、こういう支援策がほかの自治体でやっているということを聞いたところでもありまして、我々としても、そこは一概に家で見てもらうのかどうかということは、今の現状の保育所を利用している方も含めてですね、やっぱりいろんな形で意見を聞きながら、我々もそう

いう家でも見てもいいという人がいるのかどうか。おっしゃるように、先ほどまほろば保育園は就労されている方がほとんどであるという中では、子供たちを預けやすくなっているのかなという、我々は思いで受け止めながら、そういう環境も作っていかなければならないと思っているところでもございますので、この在宅手当については、また今後、我々が状況を見ながら検討することになるのかなというふうに思います。

○5番（藏 正君）

そういった子供に対する手当の支給というのは、やっぱり子供一人一人に平等であるべきだと思うんですよ。ですから、こういった施設を利用されている子供に、実際にどのくらいの予算が使われているのか。人件費とか、いろいろあると思うんですけどね、それをある程度計算した中で、やっぱりできたら在宅で保育をしたいんだという人にも、そういった単価が同じような形で、これくらいの金額が子供一人一人のその保育の時期に使われているから、この分は支給しますよというのを、やっぱり示すべきじゃないかなと思います。示した中で、あともちろん働く保護者たちの選択肢というのは、保護者のほうにもちろんあるわけですから、そういった選択肢を設けるという意味では、ぜひこういった育児手当というのは、在宅育児手当というのは前向きに検討する必要があると思います。

次に移りますけど、権限者不在の状況が、やっぱり現場の声を、いけば、先ほどの答弁でも保健福祉課長にはばらばらの意見がいつているんですよ。ということは、保健福祉課長がそのばらばらの意見を実際にどうしたらいいんだというのをまとめなければいけない。だけど、保健福祉課長は多忙の中で保育所のことだけに携われない。だから意見をただ聞いているだけで、まとめていくということが多分できない状況なんじゃないですか。更に今回、何ですけ、福祉事務所が開設されたら、保健福祉課長がその主管をされるわけですよ。そうすると、更にその保育の、保育所の問題というのは、更においてけぼりになるんじゃないかなという不安があります。ここは村長、例えば教育委員会、先ほど壇上でもいいましたけど、幼児教育ということにしていくんだということで、教育一環としてとらえるんだということで、例えば教育委員会に移管して、そこに責任者を配置して、さっき言った大和村立大和保育所長とかいう、いわばもう課長級に匹敵するくらいの権限を持たせた形の人事配置とかいうのも考えられるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに4月から福祉事務所も始める中では、議員のおっしゃるようにちょっと体制が急ぎよ、ちょっと取れないところもありまして、我々も令和5年度中には、そういう保育所に関わる子育て支援センターという位置付けもございますので、そこら辺はしっかり我々は年度内で人員配置の対応をしながらですね、取り組んでいきたいというふうに思います。

また、この幼児教育の中で、我々もそこら辺はまだ検討もしていないところでもございますけれども、おっしゃるようにどういう形が取れるのかということは、保育所を総合的にこれからの運営

の在り方、子育て支援の在り方についてのその将来構想が立てられる中で、それは今の現状で小規模保育とか、そういう特例保育でいいのかどうかということをごすね、やっぱり村内で、本当に一つのものもできれば一番いいかも分かりませんが、やっぱりそういう、どういう状況の中で我々が体制づくりをしていくかというのは、まさに組織の権限をどう下の声を吸い上げて予算付けをするのかとか、いろいろ その体制は我々も今後作っていきたいと思っておりますので、幼児教育についてはそのまた次の段階での、我々としては検討課題かなというふうに考えております。組織としてはしっかり令和5年度で福祉事務所も保健福祉課長が兼務はしますけれども、体制づくりは我々もしっかり取っていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

その幼児教育を実施してくださいという意味で言っているんじゃないかと、ちょっと言い方はひどいかもしれませんが、今の体制では託児所的なほうに近いと、ただ預かっていて、それで保育所の皆さん、いっぱいいっぱいになってしまうんです。異年齢別々の年齢が違う、クラス分けができないもんだから、5歳児と2歳児を別々に寝かせないといけないけど、ゆっくりしているわけじゃないんですよ。そういったスペースの広さとか、人材、人員体制とかいう問題から、そのクラス分けができないんですよ。そういったことから考えると、預かり所施設みたいところで止まっているので、そういったことも総合的に考え直すために、今の保健福祉課では多忙になり過ぎているので、ですから、そういった意味で将来的な幼児教育とかいうのも、村長が今、答弁に入れてくれましたけど、そういったことも考えると教育委員会のほうに移設して、その責任者を配置して、今後の課題に向けて検討していくというような体制を取るべきじゃないかなというふうに申し上げております。

ちょっと細かい点でちょっと伺いたいと思います。まほろば保育園のほうでトイレを見させていただきました。そしたら、小学生用の便座に0歳、1歳児用の小さなカバーをつけて、簡易水洗にしてですね、やっているんですけど、その高さとか、ホールの大きさとかいうのが合わない状態でやっています。それと、黒板がすごいでかいすばらしい黒板があるんですけど、その黒板のどっぴりとか、それをそのまますると子供たちが危ない、危険箇所になってしまうので、そのスペースが壁スペースが使えないとかという問題があって、布団を黒板の下のほうに昼寝をして、その辺のスペースは使えない状態になっているんですよ。ただあの黒板を撤去するだけで、壁のスペースが取れて布団が収納できたりとかするけど、その声は多分以前から届いていると思うんですけど、それが改善されないというか、意見が届いているのかいないのかも含めて、教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、トイレの件についてでございますけれども、トイレはもともと分校ということを利用しておりましたので、その中でできる改修を重ねていって、現在の形になっているというところがございます。最近もまた改修をしております、できる形でポータブルを置いてということで、あとドアのほうも撤去をさせていただいて、よりちょっと使いやすい形に改修をしたばかりということで

ございます。この点につきましても、保育士から意見をもらいながら改修をしておりますので、今、以前よりは使いやすい形になっているのではないかと考えております。

もう一つ、黒板の点についてでございますけれども、確かにちょっと反っていて、非常にスペースを取っているということは承知しております。以前、撤去をしようと考えていたんですけども、何せ廃校ではなく休校という扱いということでございまして、やっぱり改修にちょっと限りがあるということがありましたので、それを今断念して、現状で使っているというような状況でございます。

○5番（藏 正君）

今その改修に限りがあるというのは、教育委員会からのあれなんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

おっしゃるとおりでございます。教育委員会と連携してどの範囲で改修が可能なのかということを確認しながら進めさせていただいております。

○5番（藏 正君）

それならば、教育委員会のほうにお願いしたいですけど、分校が今休校状態にあるというのは分かっています。だけど、いつ再開されるかというのは、全然見通しが立っていないと思うんですよ。ならば、今はまほろば保育園として使いやすいような環境づくりにしていただきたい。黒板を撤去することで壁スペースが使えるとか、その枠のスペースもちょっと広められるんですよ。そうすると、今、畳じゃないマットにしているところの使い方も、もうちょっと有意義な使い方ができるというのがありますので、ぜひその黒板の撤去というのを早急にしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

先ほど保健福祉課長からもありましたが、休校中ということで、廃校ではないということで黒板はそのままにいただいた経緯があるんですが、かなり支障があるようでしたら、また撤去のほうも考えていきたいと思えます。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、今使っている環境の中で、最善の形で使えるようなはからいをお願いしたいと思います。

トイレについてもですね、1器しかなくて、そこに対面のほうにベンチがあって、そこで3名ぐらい待たせておいて、1人ずつ終わらせていくというのがあつたりしますので、増設というか、多分隣りに増設スペースはあると思うんですよ。もしなかったらこっちに小学生の立ちション用とかあるので、そこらへんもちょっと改良したらできないことはないと思えますので、そこら辺も教育委員会と相談のうえですね、一番いい形にしていきたいと思えます。

いろいろ申し上げたかっただんですけど、あと将来構想について、前回の質問で一番最後に聞きたかっただんですけど、ちょっと時間切れになってしまったんですけど、何回も言う、僕が知っている中

では与論町にあるはれるやこども園ですか。あそこなんかは、確か何かすごい保育料が高いという、3万を超えるんじゃないかなかったですかね、ごめんなさい、詳しくは分かりませんが、ただどもやっぱり向こうに預けたいという人が多いんですよ。結構大勢の子供たちが利用しています。ですから、大和村の子育て環境のあれを、現状の、何と言うかな、休止されているとか、休園とかになっていく状況に、最低限の状態でも運営していくという環境じゃなくて、将来のやっぱり、大和村はすごいねって、いろんな施設もすごいけど、子育てもすごいよといわれるような、その構想に向けての何と言うかな、構想に向けた着手というんですか、何かその辺の、どうしたらこれができるんだ。例えばの話ですみませんが、どこかにはれるや保育、大和村こども園的な施設を建設し、その中でクラス分け保育もできて、人員も確保できて、そういった何かほかの市町村がうらやむようなものを、理想を描いていくべきじゃないかな、構想を描いていくべきじゃないかと思うんですけど、村長、そこら辺はいかがに、どのように考えますか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに時代の流れでこういう働き方改革もあり、そして共働きもあり、そういう中で、ここやはり状況が変わってきているのは我々も感じております。そういうような中では、子育て支援の在り方も我々の時代からすると大きく変わってきているのは当然だと思っております。先ほど議員にも答弁申し上げましたけれども、我々がやっぱり子育てのしやすいという環境の中で0歳児保育もスタートしました。それから、5・6年が経ちました。そういう中では、やはり今後は、やはり先ほどから議員からございますように、やっぱり幼児教育という形で、やっぱり次のステップに子供たちが成長する中で、次のステップに進んでいく下準備をやっていくというのは、これはもう私は当然のことじゃないかというふうに思っております。そういう中では、やはり先を見据えた中でのやっぱり計画策定があって、それに沿って我々は次の段階に進めていくほうがいいのではないかとこのように考えておりますので、我々がこれまで意見を賜った中で、そしてまた現状を見ながらの大和村の子育て支援の在り方を、しっかり我々も計画を立てる中で将来構想に向けて進めていきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

今日申し上げた喫緊の、今すぐできることを、まず早めに着手していただいて、こういった形になってしまっている現状に責任者の不在というのがすごく大きく影響していると思いますので、そのことについても前回村長からも前向きな答弁をいただいておりますが、これについてもしっかりとした取組をしていただきたいというふうに思います。

最後に、このクロウサギ研究飼育施設についてなんですが、シンポジウムとかを開いて住民には十分理解してもらっているというのを聞きましたけれども、何かその、本当にみんな理解しているのかなというような感覚でいるんですけど、例えば、この間の今年の補正予算の中でも、若干、物価高騰の影響も加味されていますというのがありました。これから建設が始まっていきます。実際に建設が始まっていく中で、更なる高騰というのを村民は心配していると思うんですよ。この6億

の事業がもっと7億、8億になっていかないかなという心配の声も上がっていますが、そういった可能性というのはあるんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

その工事につきましては、今日、入札をいたしまして、1工区の工事を入札をしたところでございます。それは来週の臨時議会のほうに、すみません、議会のほうに追加議案として契約案件の議案を計上させていただく予定なんですけれども、現在、当初見込んでいた金額よりも若干、若干というか、大分今、工事費が高くなっておりまして、もうちょっと先が見えないところであるんですけども、大分、ちょっと先に関してはちょっと見えないところでございます。その工事費が高額した場合にはですね、まだR5年度ですね、補正予算なりで対応させていただけたらというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

私が心配するというか、村民が心配するのは、6億でええっと思ってるんですよ。さっきの保育所の流れから言うと、クロウサギに6億円、保育所にはという感覚なんですね、私から言わせば。だからそれが物価高騰だから仕方ないから7億になりました、1億補正を組みます、8億になりました、補正を組みます。村民からしたらそれでいいんですかということなんですよ。あまりにも高等幅が大きすぎたら、もう休止するとか、何かそういった覚悟も必要なんじゃないかと。村民をしょうがないからということで、本当に村民が納得するのかなという心配があります。そういった意味のことを村民に、今相当と言いましたけど、実際に具体的にどれぐらい上がりますよと言うのは、早めに説明して納得していかないと、次々仕方なく仕方なくというわけにはいかないと考えますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、先ほど申し上げたとおり、今度来週の議会のほうで、議案として議案は上程させていただきますので、着工が決まりましたらですね、具体的に候補地とか、スケジュール、工事請負費等々を細かく説明していきたいというふうに考えております。

○村長（伊集院 幼君）

補足して申し上げれば、確かに、物価高騰で建築費が上がってきました。我々もまだ上がる予定だったんですけども、それを縮小しながら予算内に収めてくれということで、我々も設計変更しながら、今まで進めてきましたので、聞いてみますと、資材が一時期、入るのも遅れてきている状況もありましたが、今は何とか資材もスムーズに入っているという話も聞いています。しかしながら、建築にかかる職人がいないという話はまだまだ続いているようでございますので、我々もそれが資材高騰につながるかどうかということは別としても、賃金等が若干人手不足で上がってくる可能性はありますけれども、先が見えないということではありますが、我々も先ほど申し上げましたように、しっかりそこら辺は村民に対して建設費が幾らだということもですね、お示ししながら、その都度また議会の皆様にも説明をさせていただければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏 正君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。傍聴にお越しいただいてありがとうございます。

まず、各小学校の児童の確保に向けて。今年度の各小学校の児童数と児童確保のためのこれまでの取り組みについて。令和4年度の新生児が入学をするときの各小学校の児童数とPTA戸数の推計について。存続または統合など、村が考える今後の学校の在り方について。村が考える今後の学校の在り方を実現させるための具体的な取り組みについて伺います。

次に、住宅不足解消へ住宅整備の推進を求めて。各集落からの住宅整備要望の状況と今後の集落ごとの住宅整備計画について。ここ数年、移住の相談を受けているとの村民からの連絡を受けることが増えているが、入居できる住宅がないため、家を紹介できないという状態が続いており、早期の解決策を講じることにについて。

子育て世帯を呼び込むために。申し訳ないんですけど、またちょっとばっくらして誤字になってしましまして、今度となっていますけれども、本当は今後、今度となってしまったら、新年度の名音とか大金久の住宅になってしまうので、それで答弁を作られておりましたら、申し訳ありません。思い込みはだめですねすみませんでした。今後の住宅整備において、子育てしやすい住まいづくりという観点に立ち、住宅設計を行い、整備を推進することについて伺います。

次に、村の全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針である令和3年度から12年度までの10年計画第六次総合振興計画の策定の遅れについて。平成23年度から令和2年度までの第五次総合振興計画も、2年間遅れて策定をされており、第六次総合振興計画もいまだに策定されていないが、その理由は何なのでしょう。村民の中には今後、農業を拡充していく上で、第六次総合振興計画の内容に沿った展開を図っていくため、計画の公表を心待ちにしている方もおりますが、村民に示すことができるのはいつなのでしょう。

以上、壇上からとします。

○教育長（農原弘久君）

通告順に従い、勝山議員の1点目の各小学校の児童確保に向けての御質問に、私のほうからお答えいたします。

1番目の今年度の各学校の児童数と児童確保のためのこれまでの取り組みについてですが、児童数は令和5年2月末時点で大和小22名、大棚小8名、名音小18名、今里小4名の計52名となっております。

児童確保のこれまでの取り組みについてですが、本村では人口減少が課題となっており、定住促進策を行っているところです。その中で、子育て支援策も行っており、児童について申し上げますと、育児助成金の実施や医療費を無償化にするための子供医療費助成金、今里親子留学助成金制度

などを実施しております。また、遠距離通学をしなければならない児童の通学には、スクールバスを利用してもらい、児童の安全登校と保護者の負担軽減を図っているところです。

2番目の令和4年度の新生児が入学するときの各学校の児童数とPTA戸数の推計につきましては、大和小47名、大棚小15名、名音小2名、今里小1名で、PTA戸数は大和小34戸、大棚小11戸、名音小2戸、今里小1戸となっております。

3番目と4番目の御質問につきましては、まとめてお答えいたします。存続または統合についての今後の学校の在り方につきましては、2年前の議員の質問に対して答弁したとおり、現段階では存続が望ましいと考えております。以前の答弁と重複してしまいますが、統合のメリット、デメリットを大まかに述べますと、メリットとしては今よりは人数が増えますので、学習面や運動面での意見交流や切磋琢磨の機会が増えると思います。反面、デメリットとしては今までよりきめ細かな個別指導が難しくなります。また、現在各小学校で地域の特性を生かし、地域と連携した特色ある教育活動を推進しておりますが、学校がその校区からなくなりますと、集落、校区と学校が一体となった伝統行事継承も時間的に物理的に難しくなるかと考えられます。例を上げますと、土曜授業を活用した名音小の八月踊りやがやまきづくりの継承、同じく土曜授業を活用した大棚小の稲作体験などです。ほかにも運動会や学習発表会などに地域の高齢者の方々の参加協力が難しくなり、地域の方々の集う場と機会が減少し、過疎化感も深まるかと思えます。現在、村内の小学校で年3回、集合学習を実施しております。これは郷土教育を学習や活動の柱にして、年度ごとにカリキュラムを編成しております。その中で、各学校、各校区の自慢紹介などを行うことで、大和村全体を知り、誇りに思い、愛着を持つ児童が育っております。これも村内各校区に小学校があることのメリットかと思えます。そして、ほかの学校の児童と交流を行うことで切磋琢磨する機会にもなっております。そのほか、県外の学校とオンライン交流を実施している学校もあります。それに習い、今、村内の学校同士でのオンライン授業が実施できるよう、学校間で打合せも行われております。このような取り組みを進めることで、小規模校のデメリットを少なくしていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により事務局長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の質問の2点目、3点目について、私のほうから答弁をさせていただきます。

2点目の住宅不足解消への住宅整備の推進を求めている整備状況と今後の整備計画についての御質問でございますが、集落から要望をいただいているものとして、令和3年度に名音集落と津名久集落からございまして、令和4年度中に名音集落には改修をいたしました世帯向け定住促進住宅1棟に、現在入居いただいている状況でございます。津名久集落には4年度末になりますが、単身用定住促進住宅1棟2戸が完成予定になっております。また令和4年度中には、大金久集落から旧公民

館用地を活用して要望をいただいている状況でもありますが、私有地との関連もございまして集落へ地権者との同意について協力依頼をしている状況でございます。

今後の住宅整備計画につきましては、令和5年度に大金久集落の世帯向け改修定住促進住宅1棟と、用地の確保ができております名音集落に世帯向け定住促進住宅1棟を新築での計画をしているところであります。

次に、2番目の移住相談を受ける中、入居住宅がないため紹介できないことへの早期対策についての御質問でございますが、移住相談を受け、住宅の空き情報を伝えるうえで、令和4年度以前は村が管理する住宅に空きがない状況がありましたが、令和4年度に入り、湯湾釜住宅など年間を通じて4回募集をかけ、入居に至らないケースもございました。また、移住希望の中には、現在、住居を探しているが、実際に越してくるタイミングが半年先になるなどの相談や、集落を限定する相談もあり、希望集落には空き住宅がない状況もございました。このような状況に対し、今後村といたしましても移住希望者には移住のタイミングにおける情報提供を行うこととあわせまして、住宅が空いた際には再度移住希望者への情報提供に努めるなど、村が管理する住宅以外での民間を活用したサブリース方式を利用することで、住居を探している方と貸したい方への案内周知に努めながら、対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、3番目の今後の住宅整備において、子育てしやすい住まいづくりという観点に立ち住宅設計を行い、整備を推進してもらいたいとの御質問でございますが、子育てしやすい住宅整備につきましては、近年整備されました定住促進住宅において、家族世帯がほとんど入居されておりました、入居者からの生活空間に対しまして、特に支障や不便であるなどの情報はいただいている状況であり、現在の世帯向け住宅整備におきましては、世帯に似合った子育てしやすい住宅環境の設計になっていると認識をしているところでございます。しかしながら、今後は時代の流れに合った住環境の必要性が考えられますので、住宅設計に取り入れることと合わせまして、入居者からの御意見等もいただきながら、子育てしやすい住まいづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の第六次総合振興計画の策定の遅れについての、策定されていないその理由の質問でございますが、自治体の総合振興計画につきましては、平成23年5月2日に地方自治法の一部改正の法律が公布されまして、総合振興計画の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかは、市町村の判断に委ねられることになりました。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、総合振興計画は全ての計画の基本となり、地域づくりの基本となる計画との認識から、地方自治法改正後も企画観光課でとりまとめを行いながら、策定後は議会への報告及び住民への公表を行う予定で進めているところでもございます。策定公表が遅れていることに対しましては、村民の皆様にも深くお詫びを申し上げる次第でございます。遅れております理由についてでございますが、近年、新型コロナウイルス交付金、地方創生臨時交付金の計画策定や、補助事業のとりまとめなど、想定外の新たな業務が加わりまして、その業務に相当の時間を要したことや、令和2年度には

第2期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定も始まりまして、内容についても総合計画と重複する部分も多く、策定の時期も並行して行わなければならなかったことから、策定が義務である総合戦略を優先したことなどで、遅れている大きな理由でございます。できるだけ早期に完成できるように進めておりますので、議会へも報告させていただきたいと思っております。

2番目の村民に示すことができるのはいつ頃なのかとの御質問でございますが、現在の計画策定状況が約7割程度になっておりまして、残る策定作業は各項目における数値目標や記載内容を修正したことに関する担当課での再確認などでございますので、来年度前半には計画をお示しできると考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

小学校の在り方ですね、これまで取り組んできた対策というのを説明していただきましたが、それらの対策に取り組んで児童が確保できたというような実績はありますか。

○教育長（農原弘久君）

実績としましては、村の施策と絡めて里親留学制度7名、それから今里親子留学17名、そのほか先ほどの答弁以外でも大和村では出産祝金、育児助成金など様々な子育て支援策を実施しております。移住だけでなく、大和村民が安心して子育てができる環境を整えており、効果は少なからずあったかなとは思っております。

○6番（勝山浩平君）

里親7名、親子留学10名とおっしゃいましたけど、これ、始まった当初の人数ですよ。恐らく里親は今1名だと思いますが、前回、私、教育長の答弁にありましたように、2年前の3月質問させてもらっております。ほぼ同じ内容です。そのときにですね、やっぱり存続で今のところいきたいということでありましたが、存続でいきたいということであれば、取るべき対策はもっと講じなければいけないと思いますが、この2年間、何か児童を確保するための対策を講じておりますか。

○教育長（農原弘久君）

抜本的にはやはりそこに住んでもらうということになりますので、そこは教育委員会単独としては、こういう施策をやりますとか、そこはちょっと先ほどの定住促進とか絡めてですので、ちょっと、単独ではお答えは難しいところはあります。ただ、各学校ではですね、の取り組みといたしまししょうか、教育委員会の取り組みとしては、村のホームページなどで各学校の活動の様子、それから教育委員会の活動の様子など、ブログとかマスコミとかを通して掲載情報発信しております。ある学校はですね、毎月、そうですね、毎月と言いましたが、毎週、週3回から4回ほどのペースでブログを更新しており、問い合わせも結構きているというふう聞いております。それから、またある学校では新聞社に積極的に情報発信しまして、新聞社の方々の御協力といたしまししょうか、それもありまして、年間30回以上、学校の活動などを掲載してもらっております。これもまたそれぞ

れの学校に問い合わせとか、あるとは聞いております。ただ、問い合わせに来る方は、ほかの市町村の学校も見学してみたりとか、そういうのもあるようで、なかなかその回数のほどは受け入れられていないという、そういう実情もございます。ただ、こういうふういろんな形で大和村の各学校のすばらしさを情報発信して移住の決定するときの参考といたしましうか、そういったものにはしていきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

なかなかあれでしょうけど、やっぱり自分の子供とか孫だと思って、真剣に考えなければいけないと思いますけれども、村長部局に行きますが、私が前回した質問の後、何か児童の確保につながるような対策を講じておりますか。

○村長（伊集院 幼君）

そういう具体的な取り組みはありませんけれども、やはり、その学校存続の中では、住む家が先に確保せなならんということで、やっぱり今里、名音というところを主体的に我々も空き家をお借りしたり、また、借りる中では、財産をもう村に譲りたいという意見も伺いながら、そういう住居の確保をしておりますけれども、いざ募集をかけるときには、やはり子供世帯がなかなか来ないという現状もございますので、そこら辺の住居の確保の中でですね、子供世帯を優先的に入れるとかですね、そういうことも私たちとしても考えていかなければならないというふうに思っておりますので、今後はまず住居の確保を先にしながらですね、名音の小学校もそうだし、今里の小学校もですね、そういう形で進めていきたいというふうには考えております。

○6番（勝山浩平君）

先ほど教育長から6年後の学校、児童数の数、今里小1名、名音2名とありましたけれども、実体験、実感としてですね、やはり今里校区、名音校区、名音小校区に住んでいる方、議場にも宮田議員、中井議員、勝園長いらっしゃいますけど、やっぱり実際地元にいる方は、とても強く危機感を持っていると思います。今回質問するにあたって議事録を読み返してみたら、宮田議員も以前していて、親子留学、これを何とか再開できないか、そのための住宅を早く造ってほしいというようなことを質問されているんですね。答弁もされておりますよ。村当局、村長部局のほうにおいては、この2年間、家の確保には努めてきましたとありましたけれども、私の前回の質問でも親子留学、ほかの集落から要望があったら、集落の意向を聞いて、他の集落でもできるように考えたいとか、家が確保できたら再開を検討したいとか、今里校区の場合には、おっしゃっているんですよ。里親留学、今現状3万円です。これ、成功している事例、調べていったら、もっと金額高いんですよ、5万円とか。そういった金額アップに対しても提案、一般質問でさせてもらっておりますが、何か検討はされましたか、この二つの制度について。

○村長（伊集院 幼君）

その制度設計については、しておりませんが、そのときも我々は地域の盛り上がりに沿って、村としても協力の中でやっていきたいという答弁をしたと思います。そういう中では、我々も

その制度設計が親子留学が3万円でもうちょっと上げたらとかいう話は、我々もその踏み込んだ話は実際しておりませんので、今後、我々としては地域の盛り上がりを見ながら、村としては対応させていただきたいということでございますので、そういう御理解をお願いします。

○6番（勝山浩平君）

今後ですね、今里以外の集落から、私たちの集落でも親子留学に取り組みたいというような要望があった場合には、検討してもらえますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、親子留学に関しましては、今現在、新規の受け付けをしてないところなんですけど、やはり受け皿となる実行委員会とか、きれいにしっかり組織されて、そういうのが整った段階で村としては協力していきたいというふうに考えているところでございます。はい、検討してまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

学校は今のところ存続でいきたいということでありましたけれども、国や国学校教育法、県、県が考える小学校の適正規模、学級数、児童数はどのようになっていますか。

○教育長（農原弘久君）

文科省の法令と言いましょか、それによりますと、学校規模のいわゆる標準というのはですね、学級数で設定されております。これは小学校も中学校もですね、ともに12学級以上、18学級以下というふうにされております。ただし、但し書きがありまして、特段の事情があるときはこの限りではないという弾力的なものであります。ですので、大和村にあってはどの学校単独であつても、あるいは統合しても標準が満たされることはないと思います。ちなみに通学距離ですが、小学校はですね、小学校は通学距離は4km以内、中学校が6km以内というふうに、文科省の法令では自分の認識しているところではそういうふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

そもそもですけれども、学校は何のためにありますか。

○教育長（農原弘久君）

端的に申し上げますと知・徳・体の向上です。

○6番（勝山浩平君）

学校の在り方について質問をするために、保護者、保育所、園児とか、今の小学校低学年の保護者とかから意見をいただくんですよね、複数。やはり同じことをおっしゃいます。学校は子供たちの教育のためにあるべき。よく理解できます。本村が考える学校の適正規模は学級で考えるということでありましたけれども、村として学年、何人でやる教育が小規模校、極小規模校にあたりますけど、望ましいと考えておりますか。

○教育長（農原弘久君）

この大和村規模のところにおいて、どのくらいの人数というのは、そういう根拠というのは私も

正直見当たりませんが、私のこれまでの体験から言いますと、30人前後がやりやすかったなという思いはあります。

○6番（勝山浩平君）

学校存続で行きたいということでありましたが、でしたら今後、学校を存続させるためには、もう1名という学校も出てきました、数年後には。どのような対策を講じていくべきだと思いますか。

○教育長（農原弘久君）

確かに数年後、今里小1名とか、名音小2名とか、議員もおっしゃるように、また、中には保護者の方にもそういう切実感といいましょうか、持っている方もいらっしゃると思うんです。だから、そういう厳しい状況であるというのは、私も理解いたします。ただし、統合というゴールが決まっているのであれば、いろいろ動きもあるでしょうけれども、ただいまの段階では、私どもにそういう地域の声、あるいは村全体の声としては来ておりません。ですので、今の段階で私どもから何か施策を打ち出すとかいうのは、校区の中でもいろんな意見があるでしょうし、村全体でもいろんな意見があるでしょうから、そこに私どもから、行政のほうから動き出すというのは、ちょっと今のところ控えている状況です。議員がおっしゃるように、いろいろな施策というのは、また教育委員会単独で、先ほど言いましたように、教育委員会単独で施策を打ち出せるものではありませんけれども、いろいろ考えてはいきたいとは思っております。

○6番（勝山浩平君）

学校は現状のとおり残していきたいけど、これから児童を確保するために何をしたいのか、今のところ思い浮かばない。役場がもしかしたら裸の王様状態になっているんじゃないかなと思うんですよね。大和村、こんな小さな小規模の村です、集落に住んでいる地域に行けば保護者の方はいらっしゃいますよ。これで保護者の声、聞こえないのかなと思うんですよね。議員には遠慮なく言って来る方は結構多いですよ。本当に自分の子供のことで、教育のことをすごい心配しているんですよ。小規模、極小規模校1名、1年生から6年生までで1名しかいない。マンツーマンでできるのはいいことでしょう。ですけど、それ以上に損なうものが多いではありませんか。子供が減ったら学校の教職員も減る。実際ある学校では教頭先生が忙しい教頭先生が現場で教鞭をふるっていることもありました。もっと本当に真剣に考えてもらいたいと思いますけれども、学校統合ありきではないんですよ。私が一方的に思い込みで統合したほうがいいかもしれないと言っているだけかもしれません。保護者は、いや、おっしゃるとおり、今のほうでいいと思っているかもしれません。当局の皆さんの考えも思い込み、自分たちの勝手な一方的な思い込みで学校を残したほうがいい。地域が疲弊をするから、集落が落ち込んでいくから、中学校はあったほうがいいんだ、それはみんなそう思いますよ。でしたら、今までですよ、集落が弱まるからとか、中学校を統合したときは、もう平成17年ですから、今から20年前、集落のこと、保護者以外の方に聞いたら、やっぱり残してほしいという声があったでしょう。それから20年経って、やはり自分の子供が学校

に通っていなくても、やっぱり学校を子供の教育のためには、ある程度人数、必要だねという集落のじいちゃんばあちゃんいらっしゃるんですよ。そしたら、今までの答弁、何回か質問している中で、聞いている中で、存続でいくと言いますけど、そういった集落、保護者、地元の意向はどのように把握をしているんですか。

今回、特に訴えたいのは、とりあえずまずは保護者の考え、今でいいと思う保護者もいるかもしれない。いや、統合してほしいという保護者もいるかもしれない。同じく、集落民もそのように考えているかもしれない。存続がいいか、子供のことを考えたら統合がいいかとか。村がこれから学校の在り方を考えていく上で、その根拠となる情報が必要だと思うんですよ。その情報を取るために保護者、地域の意向調査というのを村側からやったら混乱を招くと言いますけれども、村側から言わなければ地元からわざわざ言いませんよ。主力となるPTA戸数、先ほど2戸とか、1戸とかありましたけど、PTAが弱まっていけば、それこそなおさらそんな活動をする余裕、力はありませんよ。今、なんとか今の状況で、今後の学校を考えていく上で、地元の意向を確認をするために調査、アンケートぐらいはやる必要がありませんか。

○教育長（農原弘久君）

今、アンケートという声がありましたけれども、私が思うのは、アンケートを取るというのは、ある目的とか、方向性を持ってなされるものかなと考えます。ですので、今の段階でそういう動き出すといいでしょうか、そうするのはですね、やっぱり村はもう統合に向けた動きだと捉えられるのではないかなと。そうした場合に、同じ校区民の中でも意見の相違がある、村全体でも意見の相違があったり、それが感情的な対立まではいかないかもしれないでしょうけど、そういうふうになってもまたいけないなど危惧するものですから、先ほどからお答えしているように、議員さんの下には届いているとおっしゃいますけども、それが校区全体の声、あるいは村全体の声として具体的にまとまって上がってきたときには検討しようかなと、検討することかなと考えております。学校の究極の目標も端的に言えば知・徳・体の向上、それはそれでだと思んですが、やはり議員も今おっしゃいましたように、11年、2年前ですか、統合した際に各校区に小学校は残すという、そういうことで了解をいただいたというふうに私も聞いております。そのとき私はほかの市町村にいましたので、詳しいことは分からないんですが、そういうふうに校区を、小学校を残すというふうに、それで了解してもらったと聞いておりますので、やはり学校は確かに今いる児童生徒、それから保護者が中心になりますけれども、やはり校区あつての学校という言葉もありますし、校区のいわゆる拠点ともなっておりますので、そういう意味ではやっぱり校区全体の声、保護者だけの声じゃなくて校区全体の声、村民全体の声、そして上がってきたときに、いろんな検討委員会といえますか、そういったのをやることかなと思っております。

○6番（勝山浩平君）

教育長、今名音小校区、今里小校区、PTA、今は名音小18名いて、ですけど、この先、何年かのうちにPTA戸数1戸2戸、PTA戸数がそういった全体的に要望を上げようとか、そういった多分力は

なくなってきましたよ。でしたらそこはやはりこれからを考える上で行政が統合等に導こうとしている混乱を招くかもしれないとおっしゃいましたけれども、それはおそらく教育委員会の思い込みにもなるんじゃないかなと思います。保護者はそう考えていないかもしれませんよ。今でいいと思っているかもしれない。正確な地元の意向を把握をしなければ、何もできないじゃないですか。これから打つ政策の根拠もないです。中学校統合のときの教育委員会の見解はよく分かりました。中学校統合のとき、当時、中井議員が質問されているんですよね、2回とも。そこから動き出したんですけども、永田村長が答弁されておりました。学校統合ではなくてですね、統合についてではなくて、学校の今後の在り方について、保護者がどう思っているかということに対して、最大限これからの政策を打っていく最低限の情報を、考え方を、保護者の考え方、地域の考え方を把握をするために、学校の在り方、統合も存続も含めて、そういった調査をする必要があると思いますけれども、村当局、村長部局の考えはいかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど教育長が答弁したことで重複するかも分かりませんが、我々もそういう統合の話が、私たちにもこうして聞かれていないところが、私が把握している中ではですね、聞いていない状況で、議員の皆さんの周囲ではそういう話が上がっているかも分かりません。そういう中では、私が年に1回各集落を回りますので、各集落の中で、再度そういう意向があるのかどうかという話を聞く中でですね、地域の中で盛り上がってくださいとか、そういう話をさせていただきながら、少しでも地域にそういう方向性があるのであれば、村としてはそれに協力はできるんじゃないかというふうに考えますので、今後我々も、やっぱり今全然、今教育長もおっしゃいました我々が今の学校を存続する方向でと言いますが、我々が実際取り組みをしているわけではございませんので、なにがしかのですね、我々は住宅を各地区に整備をしながらやっていきますけれども、それだけじゃなく、地域の意見をですね、しっかり我々も聞きながら検討させていただければというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

前回質問した際に、保護者側からアンケート調査をしてもらいたいという要望が上がってきたらアンケートを考えるという答弁がありましたけれども、今もその考えに変わりはありませんか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

先ほどからの答弁と重なってしまいますが、村全体の意見としてそういう要望が上がってきた場合は考えていきたいと思っています。

○6番（勝山浩平君）

学校のホームページ等を見て問い合わせ等があるということがありましたけれども、子供子育て世帯が本村に移住を希望した、これまでですね、したときに、家がないから移住がかなわなかったという事例がありますか。

○総務課長（政村勇二君）

移住相談に関しましては、企画観光課のほうで窓口として受け付けております。そういった中で、先ほど村長の答弁もございましたが、確かに村が管理する住宅において、令和4年度以前、令和3年度まではですね、そのタイミングにおいて空き住宅がなかったというところで、その世帯が、その相談を受けた際、子供が何名とか、そういった把握までは実態、至ってはおりませんが、そういった中で、令和3年、失礼しました、令和3年度中に移住希望者の方が村営住宅、定住促進住宅だったんですけれども、重複してしまって抽選ではずれたと、抽選ではずれたんですけれども、その後、こちらが公募するタイミングで、今度は村営住宅の公募だったんですが、そういった中で、前回はずれた方の内地の方なんですけれども、本土の方なんですけど、そういった方に情報提供した上で住宅が決まったという事例がございまして、その中で小さなお子さんが1名いらっしゃる世帯とかの移住がかなった経緯もございます。

○6番（勝山浩平君）

本当に学校統合、何度も質問して申し訳ない、しつこいですが、保護者はやっぱりすごい心配されていますので、何とか保護者の声を聞いていただきたいと思えますね。

住宅整備に移りますが、3月1日で本村の最新の集落ごとのホームページにもありましたけれども、人口数が出ておりましたが、やはり当然と言えば当然なんですけど、村営住宅、定住を含めて数が多いところは人口も多い傾向にあります。1日、3月1日の数字では、大和浜が一番多い、252名、住宅27戸、大棚が2番目、233名、住宅、単身を入れておそらく32戸だと思うんですけど、住宅が多い。あと一つ言える傾向は、やはり名瀬の市街地に近い集落、役場に近い集落は人口の減少率が低い、人気のある国直でも家がないからでしょうけど、マイナス14とか、14%となっておりますけど、西部地区、特に戸円から今里、減少率20%マイナス、今里においては43%、これ一番新しい今年度の住宅整備計画、本村のです。この計画に減少率が著しい場所、集落に用地が確保できたら、そこにまず住宅を優先的に整備をしたいということが記されておりますが、これはこれからの計画でも変わりはありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

そのとおりでありまして、確かに10年前、平成22年度の数字、この住宅計画を作成するときの令和3年度に当初作ったんですけども、10年前と比較した数字が、先ほど勝山議員がおっしゃった数字になろうかと思えます。そういった中では、やはり住宅を新しく準備していく中での、やはり根拠としてですね、そういった集落における人口の増減と、それに対するやっぱり村営住宅、定住促進住宅ですね。そういったところの考えの根拠の一つとして示された数字でございまして、今後やはり住宅整備に関しましては、人口減少の多いところをまず優先に考えているところでございまして、そこにはまた地域事務嘱託員ほか、地域住民の様々な用地の交渉であったりとか、そういった情報提供の御協力もいただきながら、今後もまた住宅整備に向けては計画を図っていきたくと、年次的に計画を図っていきたくというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

そこに今回追加してもらいたいのは、先ほどの学校関係ですよ。小学校の維持が難しくなっている集落、校区、さらにその上、そういった校区を優先をしてもらいたいと考えますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅建設計画につきましては、これは内部規定で令和3年度、以前議員からの御指摘もあり、5カ年計画ごとの計画を作るべきではないかというところを根拠にですね、住民税務課、そして関係部局とも図りながら、この計画は作ってまいりました。そういった中では、先ほどの根拠の一つとして、集落の増減もございましたが、これからですね、また新たに協議の場においてですね、教育委員会にも入っていただいて、そういったこれからの児童生徒数の増減に伴っての学校の存続の在り方も、この計画の中で一つ加えさせていただきまして、正式な根拠資料としてですね、住宅建設、児童生徒を確保するための住宅の在り方についても明記をさせて、協議検討を進めながらですね、明記をさせていただければというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

前回は住宅関係、以前も質問しておりまして、答弁でですね、民間企業等のアパート建設集合住宅型も考えていくという答弁がありました。新年度の施政方針に民間という言葉が何カ所か踊っておりますけれども、具体的な展望は何かあるのでしょうか。

○企画観光課長（早川勝志君）

令和5年度の当初予算に予算を計上させていただいているんですけども、民間の方が大和村に賃貸用の住宅を造る場合に、2戸以上ですね、造る場合には1戸につき50万円の補助を出したいということで予算を計上させていただいているところです。あわせて、条例も追加して、条例にも明記させていただこうということで上程しております。

○6番（勝山浩平君）

本村の今の計画、住宅整備計画を見て、すごいとても関心があったのが、6年度、R6年度大棚民間住宅誘致集合型1棟とありますけれども、これはどのような内容ですか。

○総務課長（政村勇二君）

この計画自体、当初令和3年度に策定したというふうに申し上げましたが、その時点はですね、今現在、大和浜集落に建設されております政策住宅といいまして、そういった住宅を誘致しようという考えで、その計画の下で令和6年度に一番住宅地として空き用地がある大棚という明記はさせておりますが、そこも必要に応じて変更していきたいと。今の現在の政策住宅がうまくいくようであれば、そういった誘致も今後、6年度以降ですね、考えていかなければならないという考えの下、明記をさせていただいております。

○6番（勝山浩平君）

その大棚用地も有効に、また今後活用していただきたいと思います。

一つ、総務課長にヒヤリングさせてもらって、教えていただいたんですけど、次期奄振、奄振交

付金で定住促進用の住宅の新築において補助金が含まれるということでありましたけれども、もし、実際今年度、新年度、最終年度で動いていきますけど、そういった補助事業が組まれた際に、本村の今の計画では年間、空き家とか含めて新築含めて、1棟、2棟の整備となっておりますけれども、この1棟、2棟の整備では学校を維持させるための、存続させるための児童数は確保できないと思うんですよね。そういった補助金、今日の新聞を見たら、施政方針で県知事も移住用の住宅に関しては支援を考えているとありましたが、そういった国や県の補助金をどんどん活用して年間1棟、2棟とは言わず、もっと多くの住宅整備を図ってほしいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

今の定住促進住宅、今、新築、買上げ、借上げ、いろんな方向性で定住促進住宅を推進しているところですが、そこは改修事業になりますと、これは予算自体が村単独費用になります。今進めています新築に関しましては、起債事業を使って今新築をしている状況でございますが、確かに議員からありましたように、令和6年度時期奄振に関しましては、その定住確保の意味での事業要望も取れるというところで動いているところでございます。

今ですね、制度構築に向けて話が行われているということは、私どもも情報を得ているところでございますので、その中においてはですね、まずは先ほど言いました児童生徒の確保を大切にする重要性がある集落はもちろんでございますが、その中でもやはり用地の確保というのが、様々な問題がございますので、そこはですね、集落とも協議を図りながら、もし用地確保ができるようであれば、奄振事業におきましては10分の6が国・県からの助成で10分の4が村の持出しというふうになりますので、そういった財政的な部分の考慮しながらですね、時期奄振で使えるものであれば、こちら要望を出していければというふうに考えています。

○6番（勝山浩平君）

子育てしやすい住まいづくり、現在も取り組まれておるということでありましたが、子ども子育て支援計画の中でも90世帯、小学校と保育所、就学前の保護者からアンケートを取られており、就学前で12.5%、小学生の保護者13.3%が、もっと広い部屋とか、間取りとか、そういったのが必要というようなアンケート結果が出ておりますので、やっぱりせっかく作ったアンケート結果、アンケートですから、こういった結果、今も反映されていると思いますけれども、こういった反映、結果を十分に生かしてですね、若い子育て世帯がどんどん移住、また入居しやすい家を整備をしてほしいと思います。

これ最後ですね、振興計画、答弁にありましたとおり、個人的に本当に担当課、忙しいんだろうなど感じているんですよ。遅れているのはよくないかもしれませんが。そこで、最近内閣府の有識者会議が、そもそもこの振興計画も作成義務はなくなったとおっしゃっていましたが、そのとき総務大臣から通知があって、なるべく作りなさいみたいなことがあってはいますが、最近またむだな計画は、もう自治体の判断で作らなくていいというような答申がありました。この振興計画が一番大事な計画ですから作らないといけないでしょうけど、そういった総務課長に聞いた

ら、各課いろんな計画がたくさんあるみたいですね、何個あるのか把握できないほどある。ですから、この機会にむだな、むだなどとは言いませんけど、重複、答弁にありました重なっている計画とか、そういったのを少しでも統廃合しながら削って行ってですね、担当職員の負担を減らすような改善策を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに計画がここ10年で大分増えてきてまして、我々もこれは議員の先生方にも、国から我々行政は、自治体は県から策定を義務付けられて、国が義務付けて県からおりてくる。県は国に従って計画策定をしなければならないということがありまして、一度、私は県の町村会の際に参議院の委員会で計画策定の緩和措置をしてくださいと申し上げました。言ってみますと、3年とか5年とかという計画策定がありまして、もう必ず5年ごとには計画を作らなければならないというのがあるものですから、小さい自治体においてはもうそういう大きな変わってない部分もあるものですから、そこは簡素化していただいて、5年延長をそのまま延長をさせていただければという緩和措置を作ってもらえないかということも申し上げました。今後もそういう形で、多分、補助金をもらうためとか、交付金をもらうために、計画がないと国がそういう締め付けをしているものですから、その計画は必要であろうと思って、我々も策定はしておりますけれども、その計画の策定の期間をですね、伸ばしながら、我々も業務の負担を軽減していこうということで、今申し上げておりますので、今後もそういう形で我々も要請活動をしていきたいと思っています。

○6番（勝山浩平君）

あわせて、削除というか、削るというかですね、そういったのも図っていただけたらと思います。なかなか時間配分難しいですよ、時間がなくなってきて早口になってしまうんですけど、最後にどうしても言いたいことがありまして、今回、今年、今年度大崎局長と郁島産業振興課長が退職と伺いましたけれども、大崎局長には私ごときが議長をやらせてもらった時代に、議会基本条例とか、政治倫理条例とか作ろうとしてですね、議会が対立して混乱してしまっ、本当に大きな御迷惑、また御心労をおかけしました。また、郁島課長においてはですね、漁業集落の問題とか、海砂採集反対中止等の件で、たくさんの面倒をかけてしまいましたが、一番残念なのは、広報やまあとラジオ便、村長と郁島課長のあの面白い掛け合いが聞けなくなることがとても寂しく感じます。ここ笑うかなと思ったんですが。でも運動会などでですね、郁島課長のラジオ体操の歌を聞きながら思い出し笑いをしていきたいと思っています。またお二人はこれまで村政発展への多大な御尽力に敬意を払いながらですね、笑顔が本当に似合うお二人でしたので、またこれからも持ち前の強烈な個性で、笑顔があふれる第二人生を歩んでいただきたいと思います。光り輝くとまでは言いませんけれども、お二人の御健勝とお幸せを御祈念申し上げます。これまで誠にありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

質問終わりね。

[「終わり、満足です」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

-----○-----

再開 午後 3時48分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、前田清和君に発言を許可いたします。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してありますアマミノクロウサギ研究飼育施設について、高齢者移動支援策についての2点ほどお伺いいたします。最後になりますが、しばらくの間お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず1点目、アマミノクロウサギ研究飼育施設について、世界自然遺産登録への歩みは平成15年国の検討会において、当時琉球諸島が候補地として選定され、その後、平成28年2月に遺産名を奄美大島徳之島沖繩島北部及び西表島とし、推薦書が提出されました。一度は登録が見送られるも、時を経て令和3年7月26日に念願の世界自然遺産登録が決定されたときは、島民一同が歓喜に沸いた瞬間でした。それに伴い、昨年7月には奄美大島の森とそこに住む生き物を実際にフィールドを歩いているように、体感観察したり、奄美大島の自然の価値とそれを守るための取り組みやルールを学んだりすることができる施設、奄美大島世界遺産センターが設立され、今後は観光客増加が見込まれ、いよいよ奄美に追い風が吹いてきています。そうした中、本村においても令和に入り、村単独でのアマミノクロウサギ研究飼育施設設立への取り組みが始まり、令和3年より事業が始まり、いよいよ令和5年度より建物の着工が行われるわけですが、完成しつつのオープン予定はいつ頃になるのか。また、年間通しての観光客、入場者数の見込みは、また、施設の運営について当局はどのようにお考えなのか、村長の答弁を求めます。

次に、高齢者移動支援策についてお伺いいたします。本村においては、65歳以上の高齢者の率が43%を超え、いよいよ高齢化社会が現実近づいてきています。そうした中、自らの移動手段を持たない高齢者等の移動円滑を図る上で、令和3年より事業が計画され、令和5年4月から実施されますことに、村民にとって本当に喜ばしいことでもあります。そこでお伺いいたします。高齢者移動活動支援協議会においていろいろと協議をされ、村内を走行するルート、コースなど計画されていると思われませんが、高齢者、利用される方々に少しでもニーズに合った走行なども今後検討できないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きいたしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のアマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）についての御質問でございますが、オープンの予定でございますが、施設の工事につきましては、令和4年度繰り越し事業と令和5年度にかけて建築工事、令和6年度に展示施設工事を実施し、令和7年度のオープンを予定しているところでございます。

次に、年間通しての観光客入場者数の見込みにつきましては、令和2年に策定をしましたアマミノクロウサギ研究飼育施設設置運営に係る基本計画におきまして、奄美市にありますマングローブパークや海洋展示館と同様の年間約3万人程度の来場を見込んでおります。

次の施設の運営についてでございますが、本施設では天然記念物のアマミノクロウサギを飼育するにあたり、文化財保護法や絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律、動物愛護及び管理に関する法律など、各種法令遵守が必要でありまして、その申請者は大和村であることから、管理運営も本村で行うこととなります。しかしながら、施設管理運営につきましては、応分の負担が生じることから、負担軽減を図るためにも民間企業に指定管理を行うなどの方法も検討してまいりたいと考えております。また、飼育管理につきましては、アマミノクロウサギや野生生物の飼育等の精通している動物取扱責任者を常勤させる必要がございます。その設置がないと開所ができないことから、今後公募を行うことや、獣医師による往診体制についても検討を進める予定にしております。併せて、館内の運営方法につきましては、観光客の受け皿と研究分野の観点を両立させることが望ましいことから、館内の案内等を担う教育飼育支援員につきましては、可能な限り地元雇用を考えているところでございます。

次に、2点目の高齢者移動支援策についての御質問でございますが、午前中の市田議員へも答弁を申し上げたように、移動支援車両の運行ルートは集落内を巡回する運行ルートとなっております。現在運行しております大和村直行バスは県道を走行する運行ルートであり、利用するためには県道沿いのバス停まで徒歩で移動する必要があり、わずかな移動距離であっても高齢者にとっては身体的な負担を伴ってございました。そこで来年度から運行を開始いたします移動支援車両は、集落内を巡回する運行ルートを採用することで、高齢者が自宅からより近い場所で乗り降りすることが可能となり、移動利便性の向上が図られるものと考えております。

また、運行の際には、各集落の公民館、商店、飲食店、公的機関、郵便局など、主な集落内立ち寄り場所として寄りますので、日常生活における様々な利便性の向上、そして集落内商店等の利用もしやすくなることから、既存店舗の売上向上による地域経済の活性化が期待されると思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

私の質問が同僚議員とだぶってしまって、再度質問させていただきますが、先ほど同僚議員からありましたこのクロウサギ飼育施設についてですが、村民にとって反応を見ていると、なかなかクロウサギ飼育施設が今年度から着工されますよと言っても、あまりぴんとこられてないんですよ、実際。先ほど同僚議員からも言いましたけど、それは先ほど説明がありましたユーチューブとか、今後、広報紙で村民には周知をしていくという説明をいただきました。このクロウサギ飼育施設は、多分世界自然遺産登録を見据えたときに、建設の話が持ち上がってきたと思います。それまでは道の駅構想が先にぼっと走っていたんですけど、ふとその世界自然遺産登録になって、このクロウサギ飼育施設が入ってきたのかなというふうに思っているんですが、やっぱり建設する以上ね、もちろん建物が、今私たちから見ると、観光客中心というか、観光客に来てもらうための施設であって、村民は実際にそこまでその建物ができることで、あんまり、申し訳ないですけど、期待というか、あまり村民にとっても、そう喜んでおられる方が本当、おられるのかなというのが今の現状です。ですので、担当課長は今実際、まだ工事は始まっていませんが、令和7年度からあと2年かけて建設、設備されていくと思います。始まったときに、村民に本当に喜んでもらえるような建物が建設されるか、課長、どう思われます。

○企画観光課長（早川勝志君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設ですけども、もちろん観光客も入場の対象と言いますか、来ていただきたいのもあるんですけども、やはりここは研究施設でありまして、クロウサギの研究等も行えると。奄美大島と徳之島にしかないクロウサギ、世界中でいないクロウサギがここに来たらものが見れますよ、実際に生きている個体が見れますよというのがありますので、やはり村民の方にも利用していただきたいというふうに考えているところです。もちろん観光客の方にもたくさん来ていただきたいということで考えています。

○2番（前田清和君）

それでは、世界自然遺産センターですか、あちらは奄美の雰囲気味わってもらおうということで、奄美の森、山の中を歩いてもらっているようなことを実感してもらいたいということでやっているんですけど、向こうの遺産センターとこのアマミノクロウサギ飼育施設というのは、根本的に違いはそこだと思うんですよ。ただ、ここは生きているアマミノクロウサギを飼育することで、それがまた元気になって森に帰そうという、本当の飼育施設なんですよね。そう考えたときに、遺産センターは無料でやっています。今回見たら、遺産センターも7月にオープンしてひと月で2万人の来客があったということを聞いています。先ほど村長からは年間を通して3万人の来客が見込まれるという話を聞きましたけど、昨年、フォレストポリスですね、1年間通して2万人。そちらの野生生物保護センターの入場者数も昨年1年間通して1万人しか来ていないんですよ。それで、企画課がどういう根拠で3万人かなというの、ちょっとお伺いしたい。

昨日、一昨日は、民間企業との説明会で2万人の来客を見込んでいると、全体では8万人、島民が2万人で島外、奄美大島外からの方々を大体6万人見込んで年間8万人をそこの民間企業は見込

んでいるというんですが、その民間企業でさえ2万人見込んでいて、今回見込まれる数が3万人というのは、どういう算定で出されたのかお伺いします。

○企画観光課長（早川勝志君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設につきましては、入場料をいただく形で運営していきたいというふうに考えているところでございます。そこで、近隣に、奄美市にありますマングローブパークと海洋展示館、有料で入場料を取っている施設ですね、値を参考にして、約3万人程度が入るということを想定しているところでございます。

○2番（前田清和君）

僕もあまり人数にはこだわりませんが、3万人入ったら本当に最高な施設かなと。ただそれが、やっぱりそういう飼育施設を見て、一度きりで終わったらリピーターも来ませんし、やっぱり今度は造ったら造った以上、その中身の充実ですよ。また今度行きたいと、奄美に来たときに、この飼育施設を見てアマミノクロウサギを見たいと、そういうふうに思わせない限り、高い入場料を払って二度とは来ないと思うんですよ。そう考えたときに、令和5年、6年、2年かけて令和7年のオープンまでにしっかりとその中身の内容とか、そういう充実をしっかりとすべきかなというふうに思っております。

それでお伺いしますが、この世界自然遺産センターは、構成されているのが奄美5市町村ですよ、奄美5市町村。管理運営は奄美遺産センター管理運営協議会が行って、5市町村から補助金をもらい、そして鹿児島県、そして環境省などによって運営をされています。市町村によって負担金は違うと思うんですが、令和5年度の大和村の負担金は幾ら出されています。

○企画観光課長（早川勝志君）

申し訳ありません。負担金については、現在今、ちょっと資料をお持ちでないの、後ほど答えさせていただきますと思います。申し訳ございません。

○2番（前田清和君）

先ほど同僚議員が建設にあたって当初6億ぐらいだということで聞いていまして、企画課長からは物価高騰による資材高騰で建設費が大幅に増額するだろうという話を聞かせていただきましたが、実際、もし金額を言えるのであれば、今のところ6億の予定が幾らぐらいになっているか、お聞かせできますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

基本計画を策定しましたときにですね、建築費だけなんですけども、施設の建築費が約3億2,900万であったのが、現在の想定している金額が5億3,400万というふうになっています。これにプラス、これからですね、展示施設の工事等が入ってきますので、プラスのお金になってくるところでございます。

○2番（前田清和君）

3億余りがこの時点で5億3,000万と、それから内装の設備等入れれば7億8億、もしかしたら

なる可能性もあるということですよね。国・県、村のこれも全く村の財源だけで、県から補助金もありましたかね、比率的にどれぐらいですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

この事業は国の奄振交付金、国・県合わせて6割の補助をいただいて実施している事業でございます。

○2番（前田清和君）

それであれば大和村は4割負担で8億でしたら大体3億ぐらいと、ざっとですよ。これは本当、厳しい財源の中、当局も計画を立て、クロウサギに着工するわけですけど、先ほど村長からありました、こんな莫大な資産をかけて、最初は行政が主導で運営管理をするという方法だと。そしていずれまた民間企業だったり、そういう方々に委託をしていこうかなと思うんですけど、現時点でその建物を造った時点で、最初からこれだけお金がかかっている建物で、これから従業員を雇う、人権費も払っていかねばいけない、光熱費、電気代、それを全部最初から当局がやることで、不安はないんですかね。もうその入場料を取っても、果たしてその1年目から運営がちゃんとできるのか。僕の中では、当初、その建設をした後で、そのときに民間委託というのも、まずはあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。従業員も最低4、5人は雇わなあかんですし、その方々、その獣医師とか、そういう特殊な方々もやっぱり人件費も、普通の人件費とは多分違いますから、それだけやっぱり運営していくにも莫大なお金が年間かかってくるのではないかなという、ちょっと心配もしています。それであれば、建設オープンにあたって、もうこの2年かけてですよ、そういう民間でどこかやっていただけるようなところがあれば、それも模索していく必要があるのではないかなと思うんですけど、課長、どう思いますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

R7年度に令和7年度にオープン予定しております、R6年度に展示施設の工事を行うんですけども、併せてですね、管理運営支援業務というのを発注したいというふうに考えておるところです。これは実際に施設の中の運営とか、その辺をですね、コンサルを入れて、どのようにしたほうが赤字にならないとか、うまく運営ができるかというのを検討していただくということを考えているところでございます。それとあわせてですね、先ほど議員がおっしゃった指定管理、民間企業のお力を借りる形で指定管理等もですね、一部指定管理も含め、全部指定管理も含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

補足でございますけれども、やはり後の維持管理がやっぱりお金がかかるものですから、今現在、我々も民間企業を令和5年度にはアプローチをかけて、この施設運営に関わってもらえないかという提案も、我々ももう早くしながらですね、2年後、完成後にはちゃんとした業者が決まるような形で、我々も進めていければと考えておりますので、早めにそういう取り組みも進めていきたいというふうに思っております。

○2番(前田清和君)

ありがとうございます。ぜひ民間企業をやっていただけるように、当局も働き掛けていただきたいと思います。

それでは、高齢者支援について、午前中同僚議員がお伺いしましたが、この高齢者支援は令和3年にですね、協議会を発足して、これも多分同僚議員の一般質問からだと思うんですよ。今、路線バスが廃止になって、代替バスでやっています。1日5便、そして休日は3便と、本数が減ったことによって、買い物に行く方々のバスを利用する時間の間が長いということで、同僚議員からはバスの本数も増やせないかなという声もありました。しかしそれもまた、1本増やすことによって、また金額が上がるということで、なかなかできなかったんですが、であれば、大和村のポイントポイント、例えばまほろば館に止まってもらえないかなとか、そういう声もあって、多分高齢者、お年寄り、自分で運転できない方々のために大和村が動いてくれて、これがやっと2年越しに運営できるということは、本当に村民が大変喜んでいます。僕が言いたいのは、協議会で村内を走るわけですけど、そのニーズに合ったというのは、もしその村内を、10人乗りですから、細いところでも行けると思うんですよ。ですから、例えば1人しか乗っていない方とか、そういう方がおれば、中に入って、その家の玄関口まで車が通れば、そこまで行ってもらって、住民サービス、お年寄りサービスをしてもらいたい。そういう臨機応変な運行も検討していただけないかなということ。基本はだからその一応コースがありますので、そこを走ってもらって、例えば足が本当に不自由で、歩きが大変というのであれば、そういう方々には玄関先まで行ってやったりとか、そういう意味でのニーズな運行ができないかということなんですけど、そこら辺また検討していただけないか。

○企画観光課長(早川勝志君)

午前中の質問でもお答えしたんですけども、やはり村としても初めての取り組みでございまして、6月から運航を予定しているんですけども、基本的な考えとしましては、ルートについては集落内の道路を通る。10人乗りですので、ある程度の幅、長さがありますので、ちょっと狭い道路に関しては難しいなというふうに考えているところでございます。このルートにつきましても、今、ある程度保健福祉課のほうで車を走らせてみて、ここ通れる、通れないというのも分かってきましたので、それも含めてですね、ルートをまず設定していくと。次に、運行が始まって、やはり初めての取り組みでございまして、どういったことが起こるか分かりませんので、半年とか様子を見ながら、どういった形で運行していくのがベストなのかというのを検討しながらですね、進めていきたいと。半年後には、仮にその結果を踏まえて変更するとか、その辺も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番(前田清和君)

すみません、その運行なんですけど、当初令和5年の、僕は4月から、年度初めからと思っていたんですが、今日の答弁がありました6月を予定すると、この2カ月というのは、やっぱりいろん

な手続があつて遅れているということですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

この移動支援の運転手に関しましては、4月以降の採用を会計年度任用職員として採用を予定しております。その方に、安全運転の講習を必ず受けていただかないといけないと。なおかつその結果を基にですね、国のほうに申請しまして、許可をいただくのに約1カ月程度かかるということで、6月の運行開始を目指しているというところでございます。

○2番（前田清和君）

会計年度ですから、4月1日からの採用になると思うんですが、村民は1日でも早く、こういう便利なのがあれば利用したいので、例えば、この3月の間にね、そういう研修なども先に進めといて、4月1日からの雇用になります。だから、3月4月で、例えば5月からとか、そういうのも可能じゃないかなと思うんです。決まりは決まりなんですけど、こういう場合は、この時期に研修なども行かせてもらって、1日でも早く運用できればというのが僕の本心なんですけど、それはそれで、やっぱり当局のあれもありますから、6月運行できるのを楽しみにしております。

それで、先ほど週3回で、雇用は1名ということで、料金は代替バス村内走る料金と同じでということなんですけど、これもまず初めての試みなんで、週3回というのも分かりますが、ただ、雇用されるのが1名ということで、この人は多分、研修も受けて、会計年度職員になるだろうと思います。週3回といたら、月にしたら12から15のお仕事になるわけですね。本人がそれでも雇用されて、運転手であれば分かりますけど、やっぱり1人がもし運転されるときに、何かあったときにね、体調を崩したりとか、そういうときにはどうされるのか。もしかしたら、今スクールバスの運転手がいますから、その方々を臨機応変に使ってやられるのかなと思うんですけど、やっぱり、雇用の意味でもね、週3回じゃなくて週5回にして、雇用に2人にして、交替交替で週3日間出してもらうとか、そういう体制も今後考えられるのかなと思うんですけど、やっぱり村民は2日に1回じゃなく、本当はこの日行きたいけど、この日はバスがないから利用できない方とかもおられるんです。それであれば、平日月曜日から金曜日、診療所、郵便局は必ず平日は開いています。ですから、村民の声としては、やはり月曜日行けなくても火曜日行けるし、火曜日行けなくても水曜日行ける。平日期間、いつでも大和村を高齢者支援バスが、午前中1回、午後1回、走ることで大変利便性もあるし、高齢者にとってはありがたいかなと思うんですけど、その辺も今後、検討していくべきではないでしょうか。

○企画観光課長（早川勝志君）

議員のおっしゃる、とりあえず今回は初めてですので、週3日運行させていただいて、村民の方の御意見等を聞きながら、半年後あたり、また先ほど申し上げたんですけれども、今後どうするかというのは再度検討させていただきたいというふうに考えているところです。

先ほどありました運転手の件なんですけれども、最近、庁内で打ち合わせをさせていただいて、先ほど、議員がおっしゃったように、例えば移動支援の運転手さんが例えばスクールバスの応援に

回るとか、逆のパターンとかというのをいろいろ検討させていただいているわけです。その辺も含めて、運行開始に向けて準備をしていきたいというふうに考えております。

○2番(前田清和君)

ちょっとお伺いしたいんですけど、この高齢者移動支援は保健福祉課が最初、いろいろしたり、結局これは企画観光課が担当ということでやるんですけど、あのスクールバスの運転手は教育委員会でよろしいんですか。

○教育委員会事務局長(森永 学君)

スクールバスの運転手のほうは教育委員会所属ということになるんですが、この移動支援に関しても、お互いに協力ができるよう体制は整えていきたいと考えております。

○2番(前田清和君)

じゃ、その運転手の所属に関しては、スクールバスは教育委員会がスケジュールを作る、管理をする。高齢者支援ワゴン車は企画観光の課長がその段取りをするというふうに捉えてもよろしいわけですね。連携は取りますけど、管轄は別ということですよ。

○企画観光課長(早川勝志君)

先日庁内で打ち合わせさせていただいたと申し上げたんですけど、それも含めてですね、実際にどうするか。ただとりまとめはですね、企画観光課のほうで総合的な大和村の交流機関の取りまとめを企画観光課のほうでして意向というふうに決まりましたので、今後、細かい事務の分担とか、そういうのはまた再度打ち合わせをさせて、4月以降に決定していきたいというふうに考えております。

○2番(前田清和君)

最後になりますけど、本当に高齢者支援バス、早く運行できるように願っております。そして今度、来年、2月3月には大和ハナハナ温泉ビーチも開通し、またそこが本村にとってお年寄りが楽しみにしているところです。またこの高齢者支援バスが走ることで、そのお風呂に入りに行かれるお年寄りもおられると思います。そのときにはぜひコースも必ずそこを作ってください、臨機応変にお年寄りがスムーズに移動手段としてできるように、今後とも取り組んでいただきたいことを願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(奥田忠廣君)

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時22分

第 1 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 5 年 3 月 1 5 日 (水)

大 和 村 議 会

令和5年第1回大和村議会定例会会議録

令和5年3月15日（水）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 議案第 23号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 24号 大和村辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 3 議案第 25号 大和村起業創業ステップアップ事業助成金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 26号 大和村過疎地域産業振興促進条例の制定について
- 日程第 5 議案第 27号 大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 28号 大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 29号 村道の路線廃止及び路線認定について
- 日程第 8 議案第 30号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 7号 令和5年度大和村一般会計予算について
- 日程第10 議案第 8号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第 9号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 令和5年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 令和5年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第12号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第13号 令和5年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第16 議案第14号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について
（予算審査特別委員長報告及び採決）
- 日程第17 同意第 1号 大和村教育委員会委員の任命について
- 日程第18 発議第 1号 大和村議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第19 議員派遣の件について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 閉議

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	中井文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	藏正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大崎一也君	主査	後藤美穂子君
--------	-------	----	--------

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	仲新城長政君	教委事務局長	森永学君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	早川勝志君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

会議を開く前に申し上げます。13日から政府はマスク着用については個人の判断としましたが、今議会までは議場でのマスク着用をお願いいたします。また、発言者はマスクを取って発言を願います。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第23号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第23号、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定についての提案の理由を申し上げます。

大和村地域活性化定住促進条例に新たに結婚応援助成金等を追加することから、一部を改正する条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

内容を御説明申し上げます。現在、住宅改修事業助成金については、要綱で助成内容等を定めて実施しておりますが、他の助成と合わせ条例に明記した上で助成を実施しようとするものであります。また、あわせて結婚応援助成金及び民間賃貸住宅整備助成金を追加し、令和5年4月1日より助成を交付するため、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第24号 大和村辺地に関わる総合整備計画の策定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第24号、大和村辺地に関わる総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村辺地に関わる総合整備計画の策定について、提案の理由を申し上げます。

辺地に関わる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

内容の御説明を申し上げます。大和村辺地に関わる総合整備計画につきましては、現在の計画が令和5年3月末で終了することから、今回、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画を新たに策定しようとするものであります。

今回の計画は、地場産業振興施設、道路橋りょう下水処理施設、教育文化施設の整備について策定しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

産業振興課長にお伺いいたします。予算委員会で時間が少し取れそうになかったもので、名音漁港の整備につきまして、新年度計上されておりますが、集落から要望した昔の海岸に戻してほしいとか、漁港の整備につきまして早急に対応を図っていただきましたことを、お礼を申し上げます。

予算委員会で漁業振興の整備事業の内容は伺うことができましたけれども、集落が要望した子供たちが安全に海水浴ができるための海岸、また浜下り行事を復活するための海岸など、そういった海岸再生事業、自然に戻す海岸事業についての事業内容の説明を求めます。

○産業振興課長（郁島武正君）

名音漁港再整備事業がこれに載っておりますけれども、名音漁港の堆積土砂対策といたしまして、名音川からの航路内への堆積土砂をできるだけ押えるための工事費も合わせて当初予算に計上しております。そのときに、集落から要望があった既設の消波ブロックを再利用して、名音漁港の下流に置いて、航路内の堆積土砂をできるだけ少なくして、また、土砂を取る場合も今までよりもやりやすいような状況で取るということで、今まで数年置きにやっていたのが、大分取るスパンが伸びるのではないかとということでございました。そのときに、もう1案がはくち内にもはくち側にも置くという案できておりましたけれども、とりあえず河川側をやって、はくち内については集落から、今仮置き土砂がありますけれども、その付近も後々は取っていただきたいという要望がありますので、まずは河川側のほうをして、航路内の土砂を止めて、はくちの部分はまだ状況を見て、集落の意見も聞いて取り組んでまいりたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

これまでも何度か浚渫していただいてありがとうございます。ですが、取った土砂を消波ブロック沿いとかに置いていたために、また流れ出していくこと等もありましたので、またそこら辺も改善を図っていただきたいと思いますが、新年度において、正式には今日でしょうけど、予算が通りますと、新年度この事業の着工時期はいつ頃を予定しておりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今のところ明確ないつ頃というのはお答えできないところですが、梅雨時、梅雨前あたりにまた堆積の可能性がありますので、そのときまでには一旦消波ブロックを向こうに設置したほうがいいのかと思っております。

○6番（勝山浩平君）

やはり、地元のことは地元の方が一番よく分かっていると思いますので、漁業振興もあわせて、特に集落が今後の地域の活性化のために浜下り等をやっていきたいという意向がありますから、事業着手の前ですね、説明を兼ねて地元の意見を聞くような場を設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

もちろん堆積土砂の場合もそうですが、名音漁港のもう一つの工事については漁業者の意見、堆積土砂を止める工事については集落の委員さんとかを含めて意見聴取をして実施したいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

産業振興課長、ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第25号 大和村起業創業ステップアップ事業助成金条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第25号、大和村起業創業ステップアップ事業助成金条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村起業創業ステップアップ事業助成金条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村内で起業創業及び事業拡充をするものに対し、費用の一部を助成し、産業の活性化と雇用創出を図るため、企業創業ステップアップ助成金を新たに制定しようとするものでございます。

内容につきましては企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

内容を御説明申し上げます。

大和村起業創業ステップアップ事業助成金については、村内で新たに起業創業するもの及び事業を拡充するものに対し、必要経費の2分の1を最大で100万円助成しようとするものです。対象の業種については、多様な業種が申請可能となっております。詳細な助成内容等については、規則で定めることとしております。また、起業創業ステップアップ助成事業審査会も要綱にて設置する予定としており、交付の可否等については審査会で審査をする予定としております。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第25号を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第26号 大和村過疎地域産業振興促進条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議案第26号、大和村過疎地域産業振興促進条例の制定についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域産業振興促進条例の制定について、提案の理由を申し上げます。
令和5年度の政府税制改正大綱において、過疎地域及び奄美群島振興開発特別措置法の適用区域の税制特例措置等の改正がなされたことから、大和村過疎地域産業振興促進条例を制定及び関係条例の廃止を行おうとするものでございます。

内容につきましては企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

内容の御説明を申し上げます。
大和村過疎地域産業振興促進条例及び奄美群島振興開発促進条例にて定められた業種が、村内で事業所等を新設または設備等を増設したものに対し、税制の特例措置として固定資産税の課税免除

等を実施しておりました。課税免除における村の減収については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法により減収補てん措置され、いずれかの税制特例措置を活用しておりましたが、令和5年度から適用される政府税制改正大綱において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく税制特例措置のみが提供されることとなったことから、現在の大和村過疎地域産業開発促進条例を廃止し、新たに大和村過疎地域産業振興促進条例を制定し、併せて奄美群島振興開発促進条例を廃止しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第27号 大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第27号、大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村企業誘致立地等促進条例にて関係する法律の変更等により、一部を改正する条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

内容の御説明を申し上げます。

大和村企業誘致立地等促進条例について、引用しておりました統計法等の改正等により、本村条例を改正する必要が生じたことから、大和村企業誘致立地等促進条例の一部を改正しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第28号 大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第28号、大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。
出産育児一時金を支給するにあたり、支給金額の見直しによる改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。
国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、大和村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、出産育児一時金の増額見直しを行うもので、出産育児一時金につきましては、40万4,000円から48万8,000円に、加算額につきましては1万6,000円から3万円に改めようとするものであります。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第29号 村道の路線廃止及び路線認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第29号、村道の路線廃止及び路線認定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

村道の路線廃止及び路線認定について、提案の理由を申し上げます。

道路法第10条及び第8条の規定に基づき、村道国直2号線の路線廃止並びに村道国直2号線及び村道宮古崎線の路線認定について御提案申し上げます。

内容につきましては建設課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設課長（前田逸人君）

それでは、内容を御説明を申し上げます。

昨年の3月27日、宮古崎トンネルが開通したことにより、村道国直2号線の起点変更及び宮古崎線が村道として追加になりましたので、御説明を申し上げます。

まず、村道国直2号線につきましては、現在、国直のアイクルオート前を起点としまして、うみがめ公園駐車場を經由して、国直海岸沿いにありますサンゴビーチまでの村道となっております。昨年の宮古崎トンネルの開通による道路改良で村道国直2号線の起点が県道側に18.1m延伸となったことから、道路法第10条の規定に基づき、村道国直2号線をいったん廃止し、新たに路線認定を行おうとするものでございます。この手続により、村道国直2号線の延長は514.4mから532.5mと変行となります。

次に、村道宮古崎線について御説明を申し上げます。現在、昨年の3月27日に宮古崎トンネルが開通して以降、県が管理しております県道名瀬瀬戸内線の旧道部分につきましては、本村へ引き継ぐ工事が終了したことから、本年3月末をもちまして、村は道路法第8条に基づき村道認定をする必要があります。新たに認定いたします村道宮古崎線の路線につきましては、旧道の奄美市と大和村の市村境を起点といたしまして、村道国直2号線を終点とする実延長1,592mになります。本村としましても、村道宮古崎線につきましては、観光地であります宮古崎への重要なアクセス道路と考えていることから、今後も迅速な維持管理に努めてまいりたいと考えております。今後は県道の区域変更告示がなされると同時に、旧道部については村道として管理を開始するというところでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第30号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（第1工区）請負契約の
締結について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第30号、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（1工区）の請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（1工区）の請負契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

内容を御説明申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事の概要について、まず申し上げます。

本施設は、アマミノクロウサギの調査研究、傷病個体の治療、生態展示等を目的として建設するものであります。主要建物は鉄筋コンクリート造一部2階建て、延べ床面積は約789㎡で、野生生物保護センターの隣接に建設いたします。

今回の建設工事1工区は、建物の基礎部分の工事となっており、来年度に建物の上部及び木材倉庫、外構工事等を予定しております。

それでは、契約の内容でございますが、契約工事名はアマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（1工区）、契約金額は7,056万5,000円、契約の相手方は住所、大島郡大和村大和浜58番

地1、氏名、株式会社大和建设、代表取締役、仁規浩二です。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

本件を可決とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算について

日程第16、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算についてから、日程第16、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、令和5年度予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る、3月3日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算についてから、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上8件の当初予算議案について、審査内容と結果について報告いたします。

本委員会は、3月6日午前中に主な事業の現地調査を行い大和村小学校のGIGAスクール授業、旧戸田校改修工事（インフィニティ学院受け入れ計画）、宝田線道路改良工事、湯湾釜選果場裏堤防及

び選果場改修工事の説明を受けました。

また、3月9日、10日の二日間において、村長、副村長、教育長及び関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計予算案の審査を行いました。

審査内容について申し上げます。

災害時における避難施設において、ペット同伴のガイドラインは作成されたかについて質疑があり、ガイドラインの案は作成したが、よりわかりやすくデザイン化を進めている状況で、完成次第、配付を予定しているとの答弁でした。

湯湾岳のトイレ整備について質疑があり、特別保護地区であり設置は難しいと考える。現存するフォレストポリス内のトイレ利用について、看板等での案内を行いたいとの答弁でした。

アマミノクロウサギ研究飼育施設について、運営・管理について指定管理制度を含めどのようになるのか質疑があり、施設整備基本計画、運営費の試算等を行い、また、国の補助金も活用し赤字にならない運営に取り組んでいきたいとの答弁でした。

保育体制について、保育所の予算や人員体制及び幼児教育として教育委員会への移管について質疑があり、以前は保育士から口頭での要求であったが、4年度から要望書による伝達を行うことにより意思疎通が図られている事や、人員体制については、現行では不足していないとの認識である。業務の見直しも図っており、保護者が安心してもらえる体制を考えているとの答弁でした。

防災安全交付金事業内の重機借上料について質疑があり、国直海岸の砂の除去のためとの答弁でした。

委員から大和浜の海岸についても検討してもらいたいとの意見があり、予算の配分も検討したいとの答弁でした。

漁業者への燃油助成について質疑があり、今年度から10万円を限度とした助成を行う旨の説明があり、領収書での確認を行い、実績に応じて助成をするとの答弁でした。

学校給食においてのアレルギーを持った子供への対応について質疑があり、年1回保護者への調査を行い、名前付の食器を別に配膳しており、これまで配置の間違いはないとの答弁でした。

次に、特別会計について報告いたします。

最初に簡易水道事業について、補助水源設備（地下水）の設置場所について質疑があり、国直地区と湯湾釜地区2カ所を計画しており、台風等の被害で断水になった場合の応急処置のための水源との答弁でした。

大和診療所について、小児科診療について週1回の診療日を増やすことはできないかとの質疑があり、これまでの利用状況や賃金面から現状でよいと認識しているとの答弁でした。

最後に、大和の園について、基金の取り崩しにより予算を計上しているが、できるだけ取り崩しを少なくし、積み立てるように努めて欲しいとの質疑があり、コロナ禍において、ベットの空所期間が長くなり収入に大きく影響した。今後コストの削減やサービスの低下にならないよう園の運営に努めていきたいとの答弁でした。

以上、令和5年度各特別会計予算の質疑終了後に、討論を行い、各会計ごとに採決を行いました。

その結果、どの会計においても討論はなく、採決の結果、全会計ともに、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました、令和5年度大和村一般会計予算を含む8件の予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

最後に、当委員会では、委員長の予算審査報告と併せまして、議会の意見書を取りまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただきますよう申し上げ、令和5年度予算審査特別委員会における委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま、予算審査特別委員長から報告がありました予算審査特別委員会は、議長を除いてすべての議員が委員となっております。

したがって、議案第7号から議案第14号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第7号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第7号、令和5年度大和村一般会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第8号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第8号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数。

したがって、議案第9号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号、令和5年度大和村大和診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和5年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第10号、令和5年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、令和5年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、令和5年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第11号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第11号、令和5年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第12号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和5年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和5年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第13号、令和5年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第14号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、予算審査特別委員会の意見についてをお諮りいたします。

本件を議会の意見として村長に提出したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 同意第1号 大和村教育委員会委員の任命について

○議長（奥田忠廣君）

日程第17、同意第1号、大和村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

大和村教育委員会委員の徳裕子氏が令和5年3月31日付けをもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく議会の同意を求めたく御提案申し上げます。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会委員の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めております委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字大金久161番地、氏名、徳裕子、生年月日、昭和25年11月18日であります。履歴の主な内容につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第1号、大和村教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 発議第1号 大和村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第18、発議第1号、大和村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由の説明を求めます。

○3番（重信安男君）

大和村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、発議第1号について、提案理由の説明をいたします。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を新たな個人情報保護法に統合されたことに伴い、これまでは村の個人情報保護条例の実施機関として適用されておりましたが、除外されることとなったため、議会独自の条例制定を提案するものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いを。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第1回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 重 信 安 男

大和村議会議員 藏 正